

保健事業のまとめ

— 令和2年度 —

「健やかなまちづくり」を目指して



佐倉市

保健事業のまとめ ～令和2年度～ 目次

I	佐倉市の概要	
1.	佐倉市の概況	7
2.	健康子ども部行政組織	9
3.	健康増進課事務分掌	10
4.	保健センター施設概要	11
5.	歳入歳出決算額の推移	13
6.	地域健康危機管理体制	14
7.	健康増進計画「健康さくら21」	16
II	子どもの保健	
1.	妊娠届出・母子健康手帳交付	23
2.	妊婦・乳児一般健康診査	26
3.	マタニティクラス・パパママクラス	28
(1)	マタニティクラス	28
(2)	パパママクラス	30
4.	産婦健康診査	33
5.	母子訪問指導	35
(1)	妊産婦訪問	35
(2)	生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	36
(3)	乳児・幼児訪問指導	32
6.	低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導	39
(1)	低出生体重児の届出・未熟児養育医療	39
(2)	未熟児訪問指導	41
7.	乳児相談	43
8.	もぐもぐ教室	45
9.	1歳6か月児健康診査	47
10.	3歳児健康診査	50
11.	幼児歯科健診	53
12.	すくすく発達相談	55
13.	ことばと発達の相談室	57
14.	親子教室	59
(1)	たんぼぼグループ	59
(2)	ひまわりグループ	60
15.	5歳児子育て相談	62
16.	健康教育・健康相談	64
(1)	保健センターでの健康教育	64
(2)	地区の集まりにおける健康教育	64
(3)	健康教育に伴う健康相談	65
(4)	女性の健康づくり教育（妊娠力向上啓発）	65
(5)	保育園・幼稚園における歯科健康教育	66
17.	母子保健事業未受診者勧奨事業	67
18.	里帰り困難妊産婦への育児支援サービス費用助成事業	70
III	思春期保健	
1.	思春期保健に関する取組み	73

IV	感染症予防	
1.	感染症予防及び防疫	77
(1)	ロタウイルス感染症予防接種	81
(2)	B型肝炎予防接種	82
(3)	ヒブ予防接種	83
(4)	小児用肺炎球菌予防接種	84
(5)	四種混合・三種混合・不活化ポリオ予防接種・二種混合予防接種	85
(6)	BCG予防接種	88
(7)	麻しん(はしか)・風しん予防接種	89
(8)	水痘(みずぼうそう)予防接種	91
(9)	日本脳炎予防接種	92
(10)	子宮頸がん予防接種(サーバリックス・2価、ガーダシル・4価)	94
(11)	インフルエンザ予防接種	96
(12)	高齢者肺炎球菌予防接種	97
(13)	風しんの追加的対策	98
2.	予防接種(任意)	99
(1)	おたふくかぜワクチン接種費用助成事業	99
(2)	風しんワクチン接種費用助成事業	100
(3)	インフルエンザワクチン接種費用助成事業	101
3.	結核予防	102
(1)	結核検診	102
V	おとなの保健	
1.	健康手帳の交付	107
2.	健康教育	109
(1)	集団健康教育	109
3.	健康相談	118
4.	健康診査	121
(1)	健康診査	121
(2)	成人歯科健康診査	124
(3)	骨粗しょう症検診	127
(4)	肝炎ウイルス検診	130
(5)	肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業	133
(6)	口腔がん検診	135
5.	各種がん検診等	138
(1)	胃がん検診	138
(2)	子宮頸がん検診	141
(3)	乳がん検診	147
(4)	肺がん検診	154
(5)	大腸がん検診	157
6.	訪問指導	160
7.	特定健康診査(健康診査)・特定保健指導	162
(1)	特定健康診査(健康診査)	162
(2)	特定保健指導(保健指導)	165
(3)	糖尿病性腎症重症化予防事業	169
8.	こころの健康づくり	171
(1)	精神科医によるこころの健康相談	171
(2)	カウンセラーによるこころの健康相談	172

(3) 千葉県地域自殺対策緊急強化事業	174
(4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議	175
(5) 普及啓発活動	175
VI 市民の健康	
1. 歯科保健啓発事業	179
(1) 歯ピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）	179
(2) よい歯のコンクール	179
2. 市民公開講座	180
3. 食生活改善推進員事業	182
(1) 食生活改善推進員養成講座	182
(2) 食生活改善推進員研修	183
(3) 食生活改善推進員地区活動	184
4. その他啓発事業	186
5. マイヘルスプラン普及啓発事業	188
VII 地域医療	
1. 休日夜間等救急医療事業	193
(1) 休日夜間急病診療所	193
(2) 休日当番医	196
2. 小児初期急病診療所事業	197
3. 訪問歯科事業	200
VIII 各種委員会名簿	205
IX 学会等発表原稿	213

※保健事業のまとめを見る上での注意事項

百分率（％）の計算は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示した。したがって、％を足し合わせて100％にならない場合がある。

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から約40kmの距離にあり、成田国際空港から西へ約15km、県庁所在地の千葉市へは北東へ約20km、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積103.69km²の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注いでいます。標高30m前後の下総台地は北から南へ向うほど徐々に高くなっている。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約60分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約20分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道51号と連結され、市の東西を国道296号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路を形成しています。また、平成26年には都市計画道路 勝田台・長熊線志津霊園関連区間が開通し、今後、国道296号の渋滞緩和が期待されます。加えて市街においては平成27年に圏央道神崎JC～大栄JCが開通し、茨城県とのアクセスが向上するなど、本市への道路状況は向上しています。



佐倉市の将来都市像 笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」

佐倉市では、少子高齢化や人口減少が進展し、地域コミュニティ等における担い手不足など様々な問題が顕在化しています。また、高度情報化による行政サービスの簡素化・効率化、スマート自治体への転換、価値観やニーズの多様化に伴う行政需要の増加、地方創生・地方分権の加速化など地域の実情を踏まえたまちづくりが求められています。

さらに、2015年9月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のためのSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、地方自治体の各種計画に最大限反映することが奨励されています。

こうした、社会構造の変化に対し、市民や関係団体等の連携・協働を図りながら的確に対応するとともに、地域の人材、資源を活かしながら、将来にわたって夢や希望をもつことができるまちづくりを推進していきたいと考えています。

このため、令和2年度を初年度とする「第5次佐倉市総合計画」において市の将来像を明確にし、その実現を図るためのまちづくりを進めています。

また、平成16年4月に、国の「健康日本21」「健やか親子21」を踏まえ、佐倉市として「生活習慣病予防(一次予防)を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として、健康増進推進計画「健康さくら21」を公表しました。

その後、「健康さくら21」については、この計画の推進による市民の健康意識の高まりを受け、市民一人ひとりの健康や地域の環境づくりにより一層力を入れて取り組んでいくため、平成25年度より、新たに「健康さくら21(第2次)」を策定しました。

「健康さくら21(第2次)」は、計画期間10年間の中間年を迎え、平成30年度には改訂版の計画を策定し、

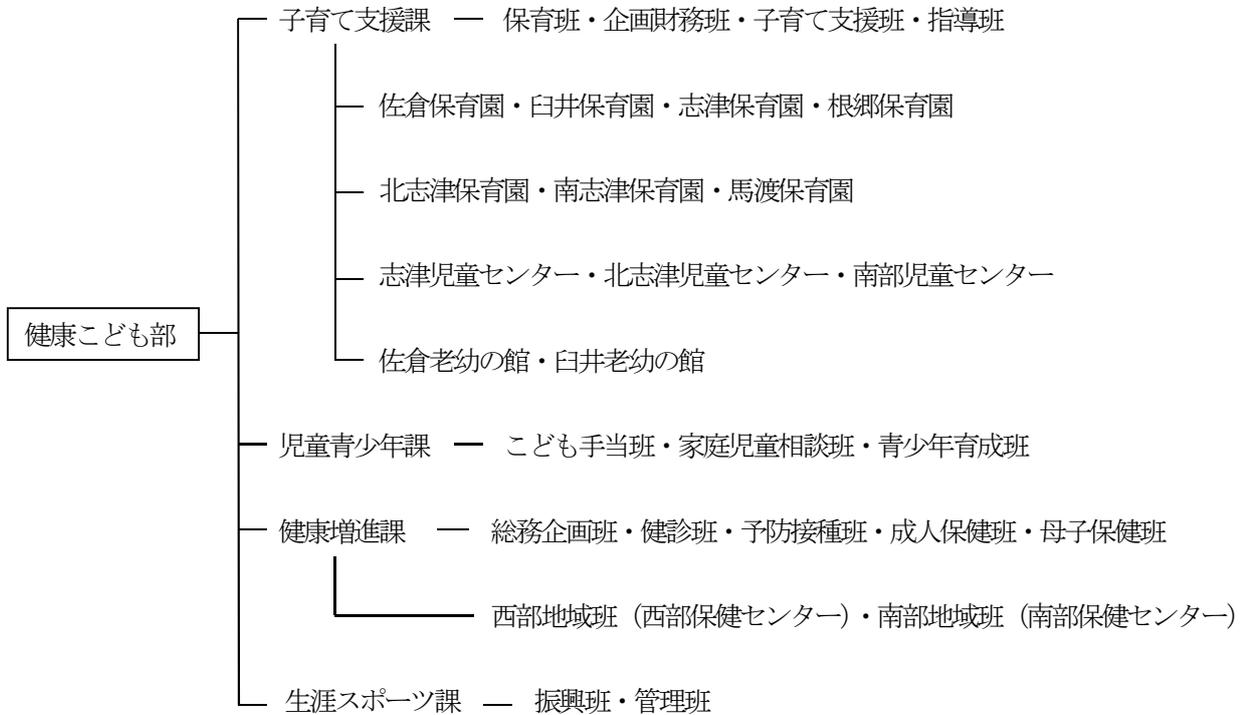
「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」

を基本理念として、「いつでもいきいきと生活できる市民」、「健康を支える地域社会」の実現に向けた取り組みを、引き続き進めていくこととしました。

また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことに伴い、改定後の計画は自殺対策計画としても位置付けられています。

2. 健康こども部行政組織

(令和2年4月1日現在)



[令和2年度健康増進課の職種別職員配置状況]

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合計
健康管理センター	18	2	4	4	10	38
西部保健センター	6	2	-	-	-	8
南部保健センター	2	1	-	-	-	3
合計	26	5	4	4	10	49

3. 健康増進課事務分掌

[佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌]

健康増進課

- 1 健康づくりの推進に関する事。
- 2 健康診査及び各種検診に関する事。
- 3 保健指導に関する事。
- 4 予防接種に関する事。
- 5 感染症等の予防に関する事。
- 6 在宅寝たきり老人等の訪問歯科診療に関する事。
- 7 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関する事。
- 8 低体重児の届出に関する事。
- 9 未熟児の訪問指導に関する事。
- 10 未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関する事。
- 11 佐倉市保健センターに関する事。
- 12 佐倉市休日夜間急病等診療所に関する事。
- 13 佐倉市小児初期急病診療所に関する事。
- 14 子育て世代包括支援センターに関する事。
- 15 保健師の連絡調整に関する事。

西部保健センター

- 1 佐倉市西部保健センターの管理運営に関する事。

南部保健センター

- 1 佐倉市南部保健センターの管理運営に関する事。

*佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務

- ・健康教育、健康相談その他保健指導に関する事。
- ・各種検診及び予防接種に関する事。
- ・機能訓練事業に関する事。
- ・その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

4. 保健センター—施設概要

健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL043-485-6711 FAX043-485-6714

1. 施設

- ・敷地面積 2,739 m²
- ・建物面積(延床) 2,486.21 m²
 - 1階 1,057.33 m² 休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・
栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
 - 2階 1,065.14 m² 予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
 - 3階 363.74 m² 大会議室・小会議室2

2. 施設整備の履歴

【当初建築】

- ・工事期間 着工：昭和52年3月1日 完成：昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工：昭和56年12月28日 完成：昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m²

【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工：平成3年12月18日 完成：平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工：平成14年7月2日 完成：平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m² 点滴室・隔離室 60.7 m²

西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)
TEL043-463-4181 FAX043-463-4183

1. 施設

- ・敷地面積 4,250 m²
- ・建物面積(延床) 2,490.02 m²
 - 1階 1,192.90 m² 運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
 - 2階 1,106.12 m² 西部地域福祉センター
 - 機械室棟 191 m²

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成9年6月27日 完成：平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)

南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚 1587 番地 (南部保健福祉センター2階)

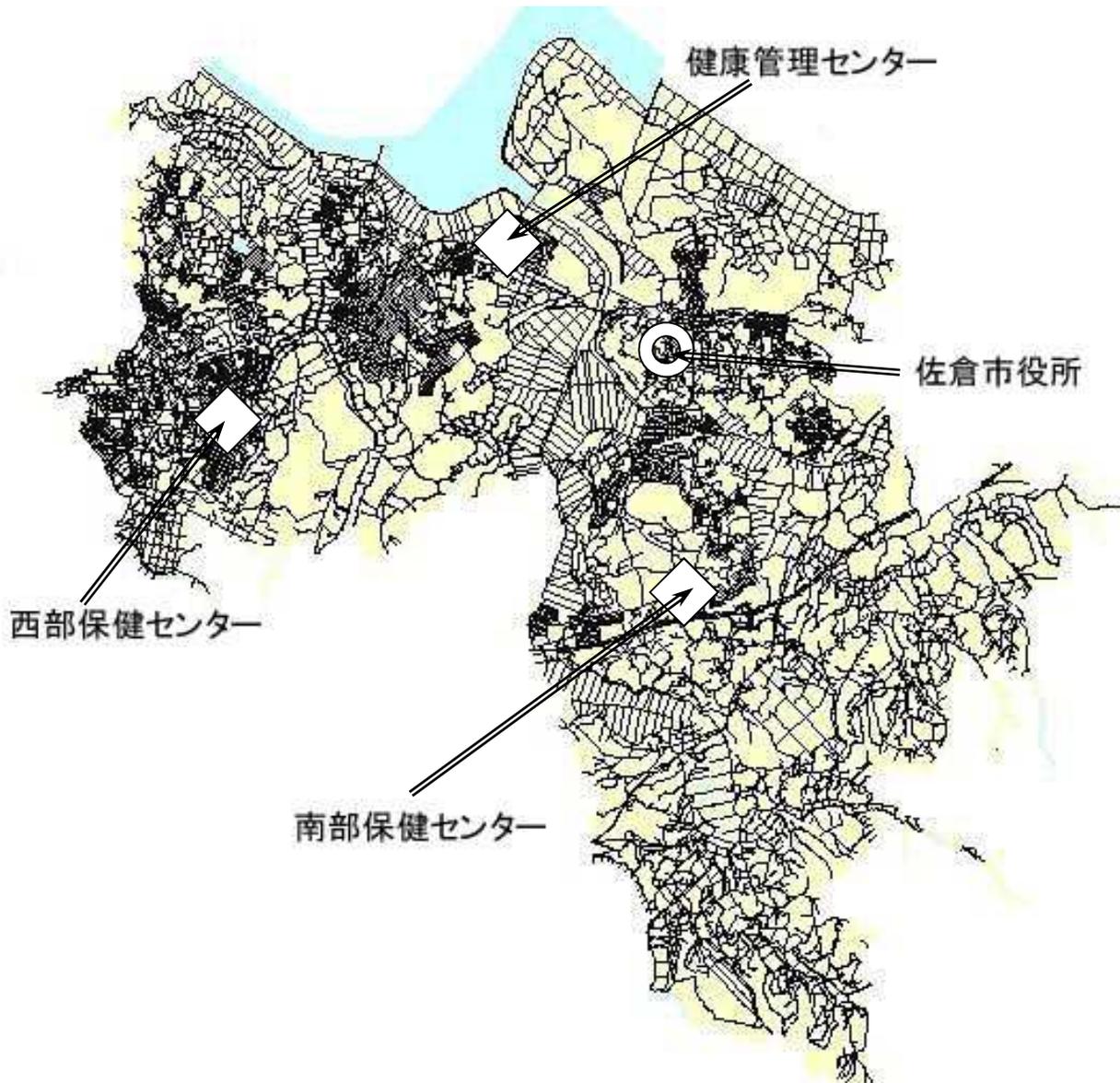
TEL043-483-2812 FAX043-483-2813

1. 施設

- ・敷地面積 8,372.41 m²
- ・建物面積(延床) 3,660.75 m²のうち733.72 m²(2階保健センター部分)
 - 1階 1,992.95 m² 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
 - 2階 1,662.62 m² 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)
南部児童センター
 - R階 5.18 m² 機械室

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成10年9月1日 完成：平成11年12月21日
- ・総事業費 1,839,428千円(南部保健福祉センター)
(設計費 72,070千円、工事監理費 23,625千円、敷地購入費 152,775千円、工事費 1,590,958千円)



5. 歳入歳出決算額の推移

目別歳出決算額

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
民 生 費					
児童福祉総務費	-	-	-	-	65,676
衛 生 費					
保健衛生総務費	346,306	437,402	473,584	437,131	431,516
保健衛生費	436,702	450,987	456,818	450,653	410,260
予 防 費	388,587	399,356	404,564	392,485	487,032
休日夜間急病診療所費	182,513	183,788	186,514	196,000	184,975
合 計	1,354,108	1,471,531	1,521,480	1,476,268	1,579,457

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない場合がある。

財源別歳入決算額

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国庫支出金	3,285	4,020	6,747	16,708	276,937
県支出金	9,673	11,130	11,501	11,675	12,039
そ の 他	151,251	152,643	152,545	145,541	78,711
合 計	164,209	167,793	170,793	173,924	367,687

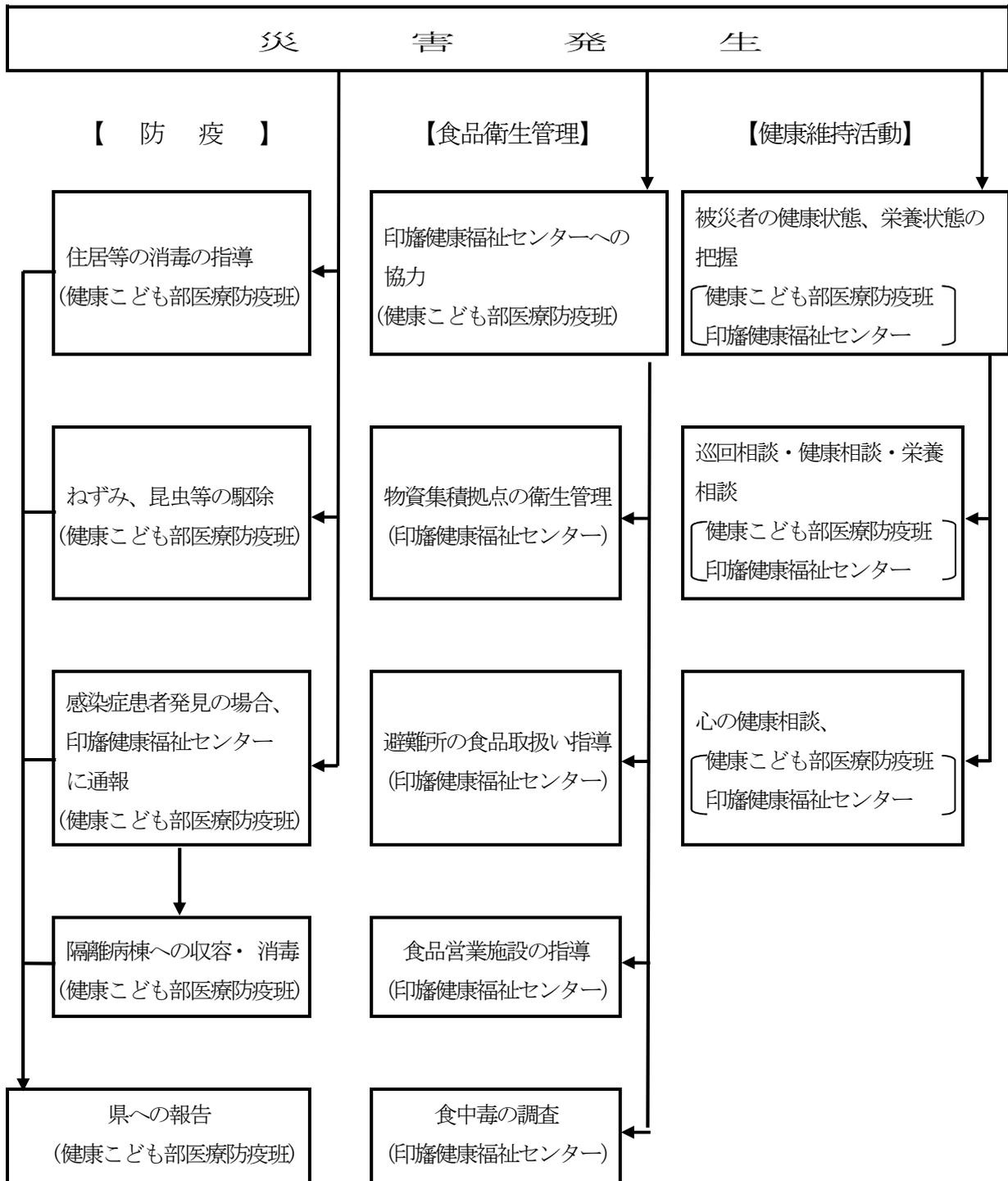
※千円未満切り捨てのため合計と内訳が一致しない場合がある。

6. 地域健康危機管理体制

《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康こども部 責任者：健康こども部長

班 名	所 掌 事 務
医療防疫班 (健康増進課) (健康管理センター) (西部保健センター) (南部保健センター)	<ol style="list-style-type: none">1. 被災者の医療、助産、防疫・救護に関すること。2. 災害時の感染症の予防・防疫に関すること。3. 被災家屋等の消毒・防疫に関すること。4. 医療救護班等の派遣依頼・連絡調整に関すること。5. 医療救護班等の活動の把握、報告、継続の可否に関すること。6. 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。7. 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。8. 医療要員・医療用資機材・医療品等の県、近隣市町村、関係機関等への支援要請に関すること。9. 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。10. 遺体の検案及び収容の協力に関すること。11. 健康管理センター及び保健福祉センターの利用者の保護及び避難等に関すること。12. 健康管理センター及び保健福祉センターの被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること。

7. 健康増進計画「健康さくら21（第2次）【改訂版】」

① 計画策定の背景とその経過

佐倉市では、“すべての市民が健康で、いつまでも現役でこころ豊かに暮らせる健康なまち”となることを目標に、「生活習慣病予防（一次予防）を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を目的とした健康増進計画「健康さくら21」を平成16年3月に策定した。

平成20年度には、「健康さくら21」の中間見直しを行い、保健医療や健康増進に関する国の新たな制度改正、法整備に合わせた施策を反映するとともに、国の健康増進計画である「健康日本21」、千葉県健康増進計画である「健康ちば21」との整合性を図った。また、目標年度についても、当初の平成22年度から、平成24年度に延長した。

「健康さくら21」計画期間の最終年度である平成24年度には、引き続き平成25年度以降も、市民の健康づくりと健やかな親子づくりを推進していくために、新たな健康増進計画「健康さくら21（第2次）」を策定した。

「健康さくら21（第2次）」には、国から示された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の内容も反映した。

平成30年度には、「健康さくら21（第2次）」策定から5年が経過したことから、中間評価を実施、課題の検討、目標値や取り組み内容の見直しを行った。さらに、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画を策定することが義務付けられたことから、これまで「健康さくら21（第2次）」において、こころの健康対策を推進してきた経過を踏まえ、自殺対策計画を策定し一体の計画とした。

② 日本における健康づくりの取り組み

(1) 第1次国民健康づくり対策（昭和53年）

健康づくりは、国民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚をもつことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、国民の多様な健康ニーズに対応しつつ、地域に密着した保健サービスを提供する体制を整備していく必要があることから、「生涯を通じる健康づくりの推進」、「健康づくりの基盤整備」、「健康づくりの普及啓発」の3点を柱とした取り組みが推進された。

(2) 第2次国民健康づくり対策（昭和63年）

第2次対策「アクティブ80ヘルスプラン」では、第1次の対策などこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指した取り組みが展開された。

(3) 第3次国民健康づくり対策（平成12年）

第3次対策「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現を目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、10年後を目標とした目標等を設定し、広く関係団体等の積極的な参加や協力を得ながら、一次予防を重視した情報提供等を行う取り組みが推進された。

(4) 「健康増進法」の施行（平成15年）

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康増進の重要性が著しく増大しているため、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の育成・資質

の向上を図り、「健康日本 21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、施行された。

(5) **健康日本 21 の改正（平成 19 年）**

健康増進法に基づく国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が一部改正され、「健康日本 21」が改正された。

(6) **第 4 次国民健康づくり対策（平成 25 年）**

平成 34 年度までを計画期間とする「健康日本 21（第 2 次）」が開始され、すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すべき姿とし、基本的な方向として①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養、食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を推進している。

③ **健康さくら 21 策定の経過**

平成 14 年度	市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、「健康さくら 21」策定委員会の設置
平成 15 年度	「健康さくら 21」計画策定
平成 16 年度	「健康さくら 21」計画公表
平成 18・19 年度	市民健康意識調査の実施、分析（中間評価）
平成 20 年度	「健康さくら 21」計画見直し、公表
平成 23 年度	市民健康意識調査の実施、分析（最終評価）
平成 24 年度	「健康さくら 21（第 2 次）」計画策定、公表
平成 29 年度	市民健康意識調査の実施
平成 30 年度	「健康さくら 21（第 2 次）【改訂版】」策定、公表

④ **健康さくら 21（第 2 次）【改訂版】の位置づけと期間**

この計画は、健康増進法第 8 条第 2 項に基づく「健康増進計画」、「健やか親子 21（第 2 次）」の趣旨に基づく「母子保健計画」、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく「自殺対策計画」を一体化した計画である。

「第 4 次佐倉市総合計画（平成 23 年度～平成 31 年度）」を上位計画として、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるため、また、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、具体的な考え方や取り組み方法を示したものである。「佐倉市高齢者福祉・介護計画」など、他の分野の関連する計画と相互に連携しながら推進していく。

さらに、国の健康増進計画である「健康日本 21（第 2 次）」、母子保健の推進計画である「健やか親子 21（第 2 次）」、国の「自殺総合対策大綱」等とも整合性を保ち、それぞれの趣旨を踏まえつつ、佐倉市の地域性を尊重した計画としている。

計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とし、第 2 次計画策定から 5 年が経過した平成 30 年度に中間評価及び見直しを行った。

今後も国や県の健康増進計画の動向を注視しながら、計画を推進していく。

⑤ 基本方針

- ・「健康日本21（第2次）」と「健やか親子21（第2次）」を一体的に含めた計画にします。
- ・自殺対策計画としても位置付けます。
- ・ヘルスプロモーションの考え方を取り入れます。
- ・めざすべき姿の実現のために、目標と指標を設定し、達成状況を評価します。

⑥ 基本理念

心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

⑦ めざすべき姿

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

⑧ 基本姿勢

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう（一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役）
2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう（無理をせず自分に合った活動を）
3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう（地域ぐるみの子育て・子育て）
4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう（市の資源を生かした取り組み）
5. とともに支え合って健康づくり運動を推進しよう（健康づくりの環境整備・しくみづくり）
6. 誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていこう（気づき、つながり、支え合う生活を）

【基本理念】心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

【めざすべき姿】

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

【基本姿勢】

- ・自分にあった健康づくりに取り組もう
- ・楽しみながら健康づくりに取り組もう
- ・親と子どもが健やかに暮らせるまちをつくっていこう
- ・歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう
- ・ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう
- ・誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていこう

ライフステージごとの取り組み(幼年期・少年期・青年期・壮年期・中年期・高齢期)

健やかな親子づくりの取り組み

- ・妊娠・出産・周産期
- ・健康管理
- ・育児生活習慣の改善と事故予防対策
- ・思春期
- ・次世代の健全な育成

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

- ・生活習慣病の早期発見と予防に向けて
- ・栄養・食生活
- ・身体活動・運動
- ・飲酒
- ・喫煙
- ・歯と口腔
- ・歯と口腔の健康から、話す・食べるの喜びを
- ・喫煙者の減少と受動喫煙の防止
- ・飲酒の正しい知識とみんなで支え合う心の問題
- ・身体活動・運動と運動を通じた健康増進と地域づくり
- ・栄養・食生活の改善を通じた健康な生活習慣の獲得

いのち支える 佐倉市自殺対策計画

- ・このころの健康づくり
- ・自殺予防のための地域づくり
- ・生きる誰にも自殺に追い込まれない佐倉を目指して
- ・このころの健康づくりについて理解を深め、心身の健康を保とう
- ・自衛のための地域づくり
- ・支え合えるネットワークを広げよう

Ⅱ 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第15条、第16条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 91.4% → 95.0% ・妊娠中飲酒していた母親の割合 5.0% → 0% ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0% ・妊娠中に喫煙していた母親の割合 2.4% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合(新たな目標項目) 81.1% → 86.0%

《目的》

母子保健法第15条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第16条による母子健康手帳を交付する。

《内容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊産婦・乳児一般健康診査受診票、産婦健康診査受診票を交付する。その他、母子保健サービスに関するチラシ等を配付する。

届出・交付場所は、保健センター(健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター)、市役所子育て支援課(現：こども保育課)、志津北部地域子育て世代包括支援センターの5か所。

《実績》

①過去5年間妊娠週数別届出数 (件)

年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合%)	届出時の妊娠週数					
			～11週 (割合%)	12～19週	20～27週	28週以上	産後	週数不詳
平成28年度	1,054	415 (39.4%)	958 (90.9%)	81	9	6	0	0
平成29年度	1,035	454 (43.9%)	946 (91.4%)	75	9	5	0	0
平成30年度	922	408 (44.3%)	824 (89.4%)	76	19	3	0	0
令和元年度	861	373 (43.3%)	771 (89.5%)	76	10	3	1	0
令和2年度	864	434 (50.2%)	797 (92.2%)	56	7	4	0	0

※妊娠届出時による母子健康手帳交付数は、875件。

②交付場所別・妊婦の居住地区別届出数 (件)

届出場所	届出数	割合 (%)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
健康管理センター	137	15.9	12	92	6	6	1	0	20
西部保健センター	184	21.3	1	7	174	1	0	0	1
南部保健センター	39	4.5	1	0	0	37	1	0	0
子育て支援課 (※日曜開庁での届出)	358 (38)	41.4	108 (5)	44 (6)	61 (15)	126 (10)	5 (0)	1 (0)	13 (2)
志津北部地域子育て世代包括支援センター	146	16.9	3	7	136	0	0	0	0
合計	864	100	125	150	377	170	7	1	34

※毎月第2・第4日曜日に開庁

③保健師・助産師による面接実施状況

	件数	面接実施件数	面接実施率	要支援者数	要支援率
妊娠届出時	864	853 (内、電話面接 55 件)	98.7%	202	23.4%
転入時別冊交換(妊婦)	76	73	96.1%	20	26.3%
合計	940	926	98.5%	222	23.6%

※令和2年4月～5月の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間中は、母子健康手帳の交付を郵送対応とし、面接の代わりに後日電話で相談対応・情報提供を実施した。また、感染への不安や悪阻等の理由で当日面接が出来なかった場合には、代理人申請や郵送により母子健康手帳を交付し、後日、妊婦に対して訪問や保健センターでの面接を実施している。

その他、面接未実施の理由として、電話連絡するが応答なし、代理人申請の直後に県外に里帰り等が挙げられる。

④母子健康手帳再交付数、妊婦・乳児一般健康診査受診票交付数 (件)

	件数	理由			
		汚損	紛失	多胎	その他
母子健康手帳再交付	43	0	23	1	19
妊婦・乳児一般健康診査受診票交付	99	91	7	0	1

※再交付のうち「その他」の理由は、外国からの転入等によるものを含む。

⑤妊婦本人の喫煙状況 (人)

状況	人数	割合 (%)
吸っていない	805	85.6
現在吸っている	12	1.3
妊娠中のため止めた	120	12.8
回答なし	3	0.3
合計	940	100.0

⑥家族の喫煙状況 (人)

状況	人数	割合 (%)
家族に喫煙者はいない	616	65.5
夫・パートナー	285	30.3
妊婦の父母	29	3.1
夫の父母	6	0.6
兄弟姉妹	1	0.1
不明	3	0.3
合計	940	99.9

⑦妊婦本人の飲酒状況 (人)

状況	人数	割合 (%)
飲んでいない	461	49.0
妊娠中のため止めた	477	50.7
現在飲んでいる	0	0.0
回答なし	2	0.2
合計	940	99.9

⑧特定妊婦把握状況

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【特定妊婦の状況】 児童青少年課（家庭児童相談室）と妊娠中に支援を行った件数 19件
 内訳（重複あり）10代妊娠 1件、精神疾患既往歴有 9件、被虐待妊婦（DV歴含む）0件、
 経済困窮 7件、シングルマザー 4件、ステップファミリー 2件

⑨産後ケア事業利用実績（子育て支援課で実施）

- ・ 宿泊型（産科医療機関に委託：市内1か所、市外1か所） 実9人 利用日数46日（37泊）
- ・ 日帰り型（産科医療機関に委託：市内1か所、市外2か所） 利用実績なし
- ・ 訪問型（千葉県助産師会印旛地区に委託） 実18人 利用回数49回

《考 察》

妊娠届出数は、年々減少傾向にあったが、令和2年度は昨年度より3件増加した。また、初妊婦の割合も、昨年度と比較すると増加している。

妊娠11週以下での妊娠届出の割合は92.2%で、目標値には達していないものの、昨年度より上昇している。

市内5か所の子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時に妊婦の全数面接を実施しているが、昨年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出された期間の母子健康手帳交付は郵送で対応した。保健師等による対面での面接は実施できなかったが、面接の代わりに電話連絡を実施し、妊婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期における過ごし方、出産・子育て支援サービス等の情報提供、地区担当保健師の紹介を行うなどした。

その他、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う対応として、令和2年4月から9月までの期間、妊娠届出をした者に使い捨てマスクや国の布マスク、妊婦向けの感染症対策啓発チラシの配付等も実施し、妊婦の不安軽減に努めた。

支援体制については、妊婦との面接の結果、継続して支援が必要な妊婦と判断した場合には、地区担当保健師が産前・産後支援計画を作成し、産後6か月を経過するまで支援する体制を整えている。

また、多胎妊婦向けのリーフレットの購入や外国人妊婦のアセスメントシートの作成などを実施し、妊娠・出産期の相談・支援体制の充実に努めた。

今後も、全ての子育て家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよう、関係機関との連携を図りながら切れ目のない支援を行っていきたい。

2. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条	
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加	91.4% → 95.0% 92.6% → 100%

《目的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については医療機関（助産所含む）に委託
受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

③健診種類及び検査内容

ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23週	妊娠24～35週	妊娠36週～出産
健診回数	4回	6回	4回
受診間隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回
毎回共通の検査項目	基本的な妊婦健康診査 （診察・計測・血圧・尿化学検査・保健指導）		
必要に応じて行う医学的検査	<初期に1回> 血液検査（血液型・血糖検査・貧血検査・B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査・HIV抗体検査、梅毒血清検査、風疹ウイルス抗体検査）、子宮頸部がん検診 <期間内に2回> 超音波検査	<期間内に1回> 血液検査（貧血・血糖・HTLV-1抗体検査）、クラミジア検査、B群溶血性レンサ球菌検査、超音波検査	<期間内に1回> 血液検査（貧血）、超音波検査

イ. 乳児一般健康診査（1回目：3～6か月、2回目：9～11か月）

基本的な乳児健康診査（問診、診察、身体計測）

- ④周知方法
- ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布
イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載
ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載
エ. もぐもぐ教室案内にリーフレット同封

《実績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)
28年度	1,054	14,756	12,125 (償還分199含む)	82.2
29年度	1,035	14,490	12,689 (償還分171含む)	87.6
30年度	922	12,908	11,413 (償還分234含む)	88.4
令和元年度	861	12,054	10,439 (償還分179含む)	86.6
令和2年度	864	12,096	9,801 (償還分204含む)	81.0

② 乳児一般健康診査受診状況

発券枚数：出生数×2（回分）

年度	対象者数 (人) (出生数)	発券枚数 (枚)	乳児一般健康診査 (2回分)利用枚数 (枚)		利用率(%)			
			3-6か月	9-11か月	3-6か月	9-11か月		
28年度	992	1,984	1,970	989	981	99.3	99.7	98.9
29年度	1,031	2,062	1,763	915	848	85.5	88.7	82.3
30年度	961	1,922	1,836 (償還分 3含む)	939	897	95.5	97.7	93.3
令和元年度	898	1,796	1,673	877	796	93.2	97.7	88.6
令和2年度	786	1,572	1,461 (償還分 2含む)	724	737	92.9 ※1	92.1 ※2	93.8 ※2

※1 利用率（全体）：利用枚数/発券枚数

※2 利用率（3-6か月・9-11か月）：利用枚数/対象者数（出生数）

《考察》

妊婦・乳児一般健康診査の受診票は原則として千葉県内の医療機関に限り利用するものとなっていることから、県外の里帰り先などで受診を希望する方には、随時、受診を希望する医療機関と市が個別契約し、利便性の向上に努めている。個別契約ができない医療機関を受診した方については、償還払いとして健診に係る費用を助成している。

妊婦一般健康診査については、厚生労働省通知「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿って助成を行っている。14回分の公費負担を実施しているが、妊娠の届出が遅かったり、出産予定日より早く生まれたりすると、14回すべての受診票を使わないことが多いため、受診率を100%にすることは難しい。すべての妊婦が適正に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健診の必要性について妊娠届出時やホームページ等で啓発していきたい。

乳児一般健康診査については、3～6か月児の受診率が昨年度より5.6ポイント低下している。新型コロナウイルス感染症への不安から受診を控えていることも考えられるため、健診の必要性について乳児相談等の母子保健事業で啓発していきたい。

3. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	・積極的に育児をしている父親の割合(新たな目標項目) 61.1% → 66.0%
	・市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加
	・妊娠中の飲酒の割合 5.0% → 0%
	・妊娠中の喫煙の割合 2.4% → 0%
	・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0%
	・妊娠・出産について満足している人の割合(新たな目標項目) 81.1% → 86.0%

《目的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。

妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパママクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

(1) マタニティクラス

《内容》

- ① 対象 佐倉市に在住する妊婦 各回定員10人(初妊婦優先・申込制)
- ② 実施会場 健康管理センター(1回)、西部保健センター(2回)
- ③ 実施回数 年3回(新型コロナウイルスの影響で4月から9月まで中止)
- ④ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、広報、健康カレンダー、ホームページ掲載
- ⑤ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	13:00~15:20
2. 講義「妊娠中のお口の健康」	歯科医師・歯科衛生士	
3. 講義「妊娠中の生活」	助産師	
4. 講義「妊娠中・授乳期の栄養」	栄養士	
5. 講義「佐倉市からのお知らせ」	保健師	
6. 個別相談(希望の方・必要な方)	保健師・栄養士	

《実績》

① 受講状況

年度	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率(%)
平成28年度	415	64	15.4
平成29年度	454	61	13.4
平成30年度	408	69	16.9
令和元年度	373	56	15.0
令和2年度	434	23	5.3

※対象者数：妊娠届出をした者のうち初妊婦

② 地区別受講状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
		78	76	182	84	3	0	11
受講者数(人)	3	6	10	4	0	0	0	23
受講率(%)	3.8	7.9	5.5	4.8	0.0	0.0	0.0	5.3

③ 妊婦の就労状況

(人・割合)

就労している	就労していない	無回答	合計
14 (60.9%)	8 (34.8%)	1 (4.3)	23 (100%)

④ 妊婦の喫煙状況

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
0 (0.0%)	5 (21.7%)	18 (78.3%)	0 (0.0%)	23 (100%)

⑤ 家族の喫煙状況 (受講者数に対して)

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
6 (26.1%)	2 (8.7%)	15 (65.2%)	0 (0.0%)	23 (100%)

⑥ 参加妊婦の飲酒状況 (受講者数に対して)

(人)

飲酒している	飲酒していない	無回答	計
0 (0.0%)	23 (100%)	0 (0.0%)	23 (100%)

⑦ 相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用)

(人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	3	0	0	0	1	6	10

【主な相談内容】 体重管理、初めての出産育児への不安、産後の支援など

⑧ 動画配信 (オンデマンド)

配信希望人数	50人
内容	妊娠中について 妊娠中の体重管理 栄養バランス 主食・主菜・副菜の栄養バランス 気を付けてとりたい栄養素 食生活で気を付けたいこと 授乳中の栄養

《考 察》

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月から9月の開催を中止したことで、開催回数は昨年度の年間6回から3回へと減っており、受講率が低下した。令和2年10月以降は、受講定員を減らし参加者同士の距離をとる、換気を行う、受講前の体調チェックを行う、講義中心として体験学習や妊婦同士の交流を避ける、使用した机や椅子をアルコール消毒する等して感染対策を講じて開催した。

また、令和2年8月から助産師や栄養士が妊娠期や育児期の過ごし方などのポイントを講義しているYouTube動画の配信を希望する妊婦に提供し、知識の普及に努めた。ただし、再生回数は内容ごとに30~70再生と開きがあり、配信希望人数に満たないものもあった。

受講者アンケートより、「体験をしたかった」「他の出産予定の方たちと交流したい」との意見や、「動画配信の視聴期間を延長してほしい」との希望が複数あった。動画配信については年度内での視聴を可能にしたが、感染対策を講じながらの仲間づくりの支援についてはカリキュラム等の内容や実施方法を今後検討していく。

(2) パパママクラス

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫（内縁も含む） 各回定員10人（初妊婦優先）
- ②実施会場 健康管理センター（3回×午前の部・午後の部）
西部保健センター（3回×午前の部・午後の部）
- ③実施回数 年12回、土曜日または日曜日に開催
（新型コロナウイルスの影響で4月から9月まで中止）
- ④周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、広報、健康カレンダー、ホームページ掲載
- ⑤カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	午前の部 9:00~12:00
2. 講義「佐倉市からのお知らせ(産後の手続き・健診)」	保健師	
3. 講義「お産後のママの健康と生活」「赤ちゃんとの生活」	助産師	
4. 沐浴実習	助産師・保健師	
5. 夫婦で話し合う「〇〇家作戦会議」 DVD鑑賞「赤ちゃんが泣き止まない」	保健師	午後の部 13:00~16:00
6. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	

《実 績》

① 受講状況

(人)

年度	開催回数	対象者数	受講妊婦数 (うち経産婦数)	受講率	夫の受講数(うち夫のみが受講した数)	夫以外の家族	受講者合計
平成28年度	9回	415	151 (6)	36.4%	146 (0)	2	299
平成29年度	9回	454	161 (2)	35.5%	152 (0)	2	315
平成30年度	9回	408	164 (1)	40.2%	164 (2)	0	328
令和元年度	8回	373	142 (4)	38.1%	141 (2)	1	284
令和2年度	12回	434	93 (2)	21.4%	92 (0)	0	185

※対象者数は当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦の数

②地区別受講状況（対象者数に対して）

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象者数(人)	78	76	182	84	3	0	11	434
受講者数(人)	11	18	42	19	1	0	2	93
受講率(%)	14.1	23.7	23.1	22.6	33.3	0.0	18.2	21.4

③妊婦の就労状況（人）

就労している	就労していない	無回答	合計
56 (60.2%)	34 (36.6%)	3 (3.2%)	93 (100%)

④妊婦の喫煙状況（人）

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
1 (1.1%)	13 (14.0%)	79 (84.9%)	0 (0.0%)	93 (100%)

⑤家族の喫煙状況（人）

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
27 (29.0%)	5 (5.4%)	59 (63.4%)	2 (2.2%)	93 (99.9%)

⑥参加妊婦の飲酒状況（人）

飲酒している	飲酒していない	無回答	合計
0 (0.0%)	93 (100%)	0 (0.0%)	93 (100%)

⑦相談件数（分類は地域保健・健康増進事業報告を引用）（人）

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	4	0	0	0	25	29

【主な相談内容】体重管理、立ち合い出産できない不安など

⑧ 動画配信（オンデマンド）

配信希望人数	44人
内容	産後について 赤ちゃんの特徴 沐浴

《考察》

昨年度は各回定員25人で開催していたクラスを、新型コロナウイルス感染防止対策のために定員や時間配分等のカリキュラムを見直し、午前の部と午後の部の各回10人に定員を制限して開催した。マタニティジャケットを使用しての妊婦体験は、感染防止対策のため中止とした。希望者には、マタニティクラス同様に動画配信を案内した。

令和元年度から、内閣府作成のリーフレット「^{まるまる}〇〇家大作戦」を配付し、家事や育児の分担度合いを夫婦で話し合うワークを取り入れている。受講者からは、「妻の身体のことや赤ちゃんの泣き止ませ方、お風呂の入れ方などが、勉強になった」「赤ちゃんのことだけでなく妻のサポートもしていかなければ

ればいけないと感じた」といった感想が聞かれ、夫婦が協力して家事や育児をする大切さや、妊婦へのいたわりの気持ちを深める機会となった。今後についても、妊娠中から産後の協力体制を夫婦で考えておく大切さや、夫婦だけで頑張りすぎないように利用可能な社会資源の情報提供など、夫婦協働の必要性の認識を促すとともに孤立の予防に努めていく。

沐浴実習では使用する人形や道具等の取り扱い、受講者同士が密にならないようウェブカメラやマイクの使用など感染対策を講じながら開催できたため、引き続き継続して実施していきたい。

4. 産婦健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

《目的》

母子保健法第13条に基づき、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦への健康診査を実施またはその費用助成を行い、結果に基づいた適切な指導を行うことにより、産後間もない母子に対する支援を行う。

《内容》

- ①対象 産婦（概ね産後2週間と1か月）
- ②実施機関 契約医療機関（県内56か所、県外35か所）、契約助産院（県内9か所）
※契約外の医療機関で受診した場合は償還払い
- ③実施内容 健診はおおむね産後2週間と1か月の計2回までとする。
健診項目：ア.問診、イ.診察、ウ.体重・血圧測定、エ.尿検査
オ.質問票（Ⅰ：育児支援チェックリスト、Ⅱ：エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）、Ⅲ：赤ちゃんへの気持ち質問票）
健診の結果は、実施機関が「健康・要観察・要支援」のいずれかで判定し、要支援と判定した場合には、実施機関から市に連絡をする。
- ④周知方法 妊娠届出時に母子健康手帳別冊に受診票を折込んで交付。転入妊婦にも健診を説明のうえ受診票を交付。妊娠後期の妊婦への電話支援で受診勧奨。広報、ホームページにて周知。

《実績》

①受診状況

(人)

年度	対象者数 (出生数)	実受診者数 (※1回目 受診者数)	延受診者数 (うち償還 払い)	受診率 (実受診者数/ 対象者数)	実要支援者 数(率)	延要支援者 数(率)
平成30年度	961	815	1,341(19)	84.8%	145(17.8%)	175(13.0%)
令和元年度	898	789	1,343(43)	87.9%	113(14.3%)	136(10.1%)
令和2年度	786	691	1,192(44)	87.9%	77(11.1%)	94(7.9%)

※実施体制が整わない等の理由で実施回数が産後1か月の1回だけの医療機関もあり、すべての産婦が2回受診するとは限らないため、1回目受診者を実受診者数とする。

②受診時期別受診者数・要支援理由の状況

(人)

時期	受診者数	要支援者数	要支援率 (%)	要支援理由 (重複あり) (要支援者に対する割合)			
				EPDS 9点以上 (※1)	EPDS/設問10番 加点 (※2)	赤ちゃんへの気持ち質問票/設問3、5に加点 (※3)	その他 (※4)
2週間	500	39	7.8	33(84.6%)	15(38.5%)	13(33.3%)	3(7.7%)
1か月	692	55	7.9	32(58.2%)	19(34.5%)	24(43.6%)	6(10.9%)
全体	1,192	94	7.9	65(69.1%)	34(36.2%)	37(39.4%)	9(9.6%)

- ※1 EPDS (エジンバラ産後うつ質問票) は、自記式の質問票で、全10項目の設問で構成される。1設問当たり程度により0~3点が加点され、合計9点以上が産後うつが疑われるとされている。
- ※2 EPDSの設問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」に加点があった場合、自殺念慮が疑われる。
- ※3 赤ちゃんへの気持ち質問票の設問3「赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる」、設問5「赤ちゃんに対して怒りがこみあげる」に加点があった場合、児童虐待につながる可能性があると言われている。
- ※4 その他の内容は、母胎の異常、精神状態、医療機関からの事務的な連絡など。

③要支援者の支援状況 (延人数)

要支援者数	医療機関からの連絡あり		医療機関から連絡なし
	連絡を受け概ね1週間以内に訪問等の支援を実施した人数 (率)	概ね1週間以内に支援を実施できなかった人数 (率)	
94人	66人 (81.5%)	15人 (18.5%)	13人

※医療機関から連絡があったが、概ね1週間以内に支援を実施できなかった者15人の主な理由

- ・対象者が市からの連絡・訪問に応じなかった (支援拒否含む) 7人
- ・支援者と産婦の都合が合わなかった 4人
- ・その他 4人

※医療機関からの連絡がなかった者の支援状況 (延13人)

- ・妊娠中からの継続支援を実施 9人
- ・医療機関から産婦健康診査とは別に連絡があり、地区担当保健師による支援を実施 2人
- ・新生児訪問事業実施 1人
- ・受診直後に転出 1人

④要支援者の状況

要支援者実人数	出生順位第1子	妊娠中から継続支援の者	受診後産後ケア利用
77人	62人 (80.5%)	39人 (50.6%)	宿泊型2人 訪問型2人

《考察》

産婦健康診査の受診率は昨年度と同じで、87.9%であった。健康診査の判定で要支援となった産婦は、何らかの支援につながっているが、医療機関から連絡を受けた要支援者の81.5%が概ね1週間以内の早期の支援を受けている。要支援者であっても、産婦が市からの連絡に応じないケースがあるため、医療機関と連携をし、早期支援や状況の把握に努めていく必要がある。産婦健康診査の結果を受けて、産後ケアや早期の新生児訪問等の事業につなぎ、産後うつや虐待の防止を図っていきたい。

5. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第 10 条（保健指導）、第 11 条（新生児の訪問指導）、第 17 条（妊産婦の訪問指導）、第 19 条（未熟児の訪問指導） 児童福祉法第 21 条の 10 の 2、10 の 3（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・ 子どもをかわいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・ 妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（1）妊産婦訪問

《目的》

母子保健法第 17 条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

《内容》

- ①対象 妊娠届出時の面接や電話等で訪問を希望する妊婦
妊娠届出時の面接より訪問が必要と認められる妊婦
出産後の新生児訪問で継続支援が必要と認められた産婦
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実績》

①実施状況

	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問実(延)人数 (人)		産婦訪問実(延)人数 (人)	
			支援継続人 数(人)		支援継続人 数(人)
28 年度	1,054	26(32)	16	2(4)	2
29 年度	1,035	25(48)	20	3(3)	2
30 年度	922	31(51)	29	※942(959)	365
令和元年度	861	36(70)	34	※878(880)	320
令和 2 年度	864	17(25)	17	※731(740)	251

※産婦訪問実(延)人数について、平成 30 年度から地域保健の報告に準じ、新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

※産婦訪問実(延)人数について、令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

《考察》

妊娠届出時の面接や新生児訪問で支援が必要と判断された妊産婦に対して、安心して出産・育児期を過ごすことができるように保健師や助産師が継続した支援を行っている。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、妊産婦の希望に合わせて電話や面接での支援へと対応を変更したため訪問数が減少した。切れ目なくきめ細かい支援を行えるよう今後も努めていきたい。

(2) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

《目的》

母子保健法第11条及び19条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第21条の10の2及び第21条10の3に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

《内容》

ア. 新生児訪問

- ①対象 原則として産後28日未満の産婦及びその新生児で、以下のいずれかに該当する者
- ・第1子の新生児
 - ・未熟児養育医療の対象者
 - ・母子保健法第6条第6項に規定する未熟児
 - ・第2子以降の新生児で、出生通知書または電話で訪問指導を希望した者
 - ・第2子以降で妊婦訪問から継続して支援している者
 - ・第2子以降で医療機関から訪問依頼のある者
 - ・その他市長が認めた者（他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等）
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

イ. こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対象 生後4か月までの産婦及びその乳児
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内容 家庭訪問による育児に関する情報提供
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 こんにちは赤ちゃん訪問協力員・看護師

ウ. こんにちは赤ちゃん訪問員協力員研修

- ①対象 こんにちは赤ちゃん訪問協力員（研修を修了したボランティア/令和2年度は17人）
- ②内容 こんにちは赤ちゃん訪問協力員の資質の向上を目的とした研修会の実施

《実績》

① 実施状況

対象者数 a	生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) 実施数 (実施率)	
	b(b/a)	うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲) c(c/b)
786人	735人 (93.5%)	682人 (92.8%)

※対象数：令和2年度出生数（令和2年度佐倉市統計資料 市民課より提供）

※令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問の実績も合わせて計上することとする。

② 過去5年間の実施状況

年度	対象者数(人)	訪問数(件)		
		訪問数(件)	訪問率(%)	要支援者数(%)
平成28年度	992	944	95.2	280 (29.7%)
平成29年度	1,031	964	93.5	283 (29.4%)
平成30年度	961	957	99.6	381 (39.8%)
令和元年度	898	889	99.0	330 (37.1%)
令和2年度	786	735	93.5	251 (34.1%)

③ 要支援者のうち、エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)9点以上であった者

要支援者数(人)	EPDS9点以上の人数(人)	割合
251	33	13.1%

④ こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修会

実施日	参加数(送付数)	内容
令和2年8月31日	17人	【新型コロナウイルス感染症対策のため、書面研修】令和元年度訪問実績報告、今後の活動について、新型コロナウイルスの影響で、協力員による訪問は当面見合わせる旨を説明。
令和3年2月3日(中止)	17人	【新型コロナウイルス感染症対策のため、集合研修は中止/通知文の送付】こんにちは赤ちゃん訪問協力員による訪問活動終了についての説明。

《考察》

生後4か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

近年は、妊娠届出時の面接や、妊娠後期の方への電話にて、出生通知書の提出、新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問について伝えていることで、乳児家庭全戸訪問事業が市民へ周知され、高い訪問率を維持している。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、訪問率は5.5ポイント減少している。感染症対策の観点から、自宅に家族以外の他者を入れたくないと考える家庭が増えたことが主な要因であると思われる。

平成28年度に子育て世代包括支援センターが開始してから、妊娠中に地区担当保健師の継続支援となった妊婦について、基本的に生後6か月まで継続支援としているため、要支援率は高くなっている。支援理由は、EPDS高得点者を含む、保護者の不安・負担が多い。今後も、乳児期早期に訪問指導を行い、支援が必要な家庭の早期把握、継続的な支援を行っていきたい。

こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修会について、今年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響により、集合研修は2回とも中止している。また、こんにちは赤ちゃん訪問協力員の訪問により相互の感染リスクが高まるおそれがあることや、第2子以降でも保健師・助産師による訪問を希望する市民が増えたことから、今年度をもってこんにちは赤ちゃん訪問協力員による訪問は終了としている。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内容》

- ① 対象 乳児、幼児とその保護者
- ② 内容 家庭訪問による相談と支援
- ③ 従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実績》

①実施状況

(人)

年度	乳 児		幼 児		合 計	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
平成28年度	111	167	67	111	178	278
平成29年度	105	157	84	114	189	271
平成30年度	108	181	99	146	207	327
令和元年度	147	239	120	175	267	414
令和2年度	84	138	80	116	164	254

《考察》

妊娠届出時から支援している家庭や、健康診査や相談等の母子保健事業において把握した支援が必要な家庭について、地区担当保健師が継続的に支援している。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問数が減少している。支援が必要な家庭には訪問のほか、電話や面接で対応するように努めている。今後も、妊娠期から育児期において、切れ目のない継続した支援を行い、育児に関する情報提供や、保護者の育児不安・負担の軽減につなげていきたい。

6. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条、第21条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（1）低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目的》

身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児は、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要であるため、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

《内容》

「低出生体重児の届け出」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方法：出生通知書の送付をもって届出とする。
- ③周知方法：母子健康手帳交付時配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
 - ア. 出生体重が2,000g以下
 - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・けいれん、運動の異常
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・強い黄疸
- ②方法：母子保健課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。
承認の場合には「養育医療券」を交付する。
こども家庭課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等実施。
- ③周知方法：ホームページ・ポスター・母子健康手帳交付時配布の「赤ちゃん医療案内手帳」等
指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送り対象者に渡してもらう。

《実績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

年度	全出生数	低出生体重児数（割合）	
		低出生体重児数（割合）	未熟児養育医療申請件数（割合）
平成28年度	992	93（9.4%）	26（2.6%）
平成29年度	1,031	90（8.7%）	11（1.1%）
平成30年度	961	80（8.3%）	15（1.6%）
令和元年度	898	90（10.0%）	23（2.6%）
令和2年度	786	66（8.4%）	22（2.8%）

※未熟児養育医療申請については、出生年度ではなく、申請年度へ計上する。

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	計
低出生体重児数	5	15	28	12	0	2	4	66
未熟児養育医療申請件数	2	2	13	3	0	0	2	22

③未熟児養育医療該当者の出生状況（人）

年度	計	単胎	多胎		
			組数	うち1人該当	
平成28年度	26	19	7	3組	0
平成29年度	11	10	0	-	1
平成30年度	15	7	4	2組	4
令和元年度	23	18	4	2組	1
令和2年度	22	17	2	1組	3

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

出生体重 在胎週数	499g以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g (低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	計
～27週 (超早産児)	0	1	0	0	0	1
28～33週	0	1	4	8	2	15
34週～36週 (後期早産児)	0	0	0	5	12	17
37週～	0	0	0	4	29	33
計	0	2	4	17	43	66

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者） (人)

体 重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～ 999g(超低出 生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g(低 出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	0	1	0	0	0	0	1
28～33 週	0	1	4	7	1	0	13
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	0	4	0	0	4
37 週～	0	0	0	4	0	0	4
計	0	2	4	15	1	0	22

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者） (人)

医療機関名	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和2 年度
東邦大学医療センター佐倉病院	9	4	9	11	6
東京女子歯科大学八千代医療センター	8	4	4	5	8
成田赤十字病院	2	2	0	2	4
船橋中央病院	2	0	0	1	1
千葉大学医学部附属病院	0	0	0	1	1
東京慈恵会医科大学附属柏病院	0	0	0	0	1
順天堂大学医学部附属浦安病院	1	0	0	0	0
千葉県こども病院	1	0	0	0	0
千葉市立海浜病院	1	1	0	1	0
亀田総合病院	0	0	1	0	0
県外の医療機関	2	0	1	2	1
計	26	11	15	23	22

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。

《考 察》

令和2年度の未熟児養育医療の申請件数は、22件と前年度より1件減少している。出生体重の内訳でみると、1,500g～1,999gの低出生体重児が15人と最も多かった。

未熟児養育医療に該当する者については、初回の訪問指導をはじめ、その後の母子保健事業にて発育・発達、育児状況を確認し、3歳児健康診査を迎えるまでは、地区担当保健師による継続支援を行うこととしている。今後も早期に対象児の把握や支援介入を行っていくこととしたい。

(2) 未熟児訪問指導

《目 的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪

問指導を必要とすると判断される場合には、引き続き訪問指導を行う。

《内 容》

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する未熟児養育医療該当者
- ②方 法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援
- ③周知方法：母子健康手帳交付時配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

《実 績》

①未熟児養育医療訪問状況 (人)

年 度	対象者数	訪問人数 (うち養育医療該当)	訪問率 (%)
28年度	93	81 (20)	87.1
29年度	90	89 (11)	98.9
30年度	80	75 (13)	93.8
令和元年度	23	14	60.9
令和2年度	22	23	104.5

※令和元年度より、未熟児養育医療の対象児のみの実績とする。

《考 察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしている。

令和2年度は、対象者数22人に対して、令和元年度出生児が含む23人に訪問指導を行った。

未熟児養育医療の対象児の家族の中には、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。また、児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい傾向があったり、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいる。そのため、母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、児の入院中から連絡を取ったり、医療機関等の他機関と連携を図りサービスの調整を行うなどして、今後も母親に寄り添いながら早期支援に努めたい。

7. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

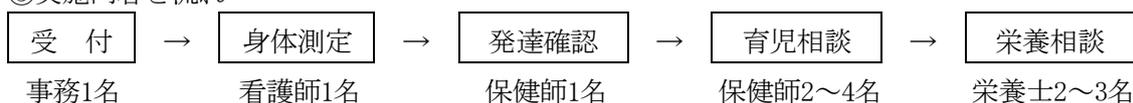
《目的》

母子保健法第9条、第10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内容》

- ①対象 生後4か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター（7回）、西部保健センター（7回）、南部保健センター（7回）
※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため4～8月を中止とした。

③実施内容と流れ



※密になるのを防ぐため、45分ごとに受付を区切り実施。第2子以降は栄養相談を希望制とした。

- ④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実績》

①年度別来所状況 (人)

年度	対象者数	来所者数	
		来所者数	来所率(%)
平成28年度	1,062	958	90.2
平成29年度	1,005	932	92.7
平成30年度	1,047	960	91.7
令和元年度	828	761	91.9
令和2年度	480	421	87.7

※令和元・2年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②地区別来所状況 (人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	56	81	215	99	2	3	24	480
	来所者数(人)	46	61	197	90	2	3	22
来所率(%)	82.1	75.3	91.6	90.9	100	100	91.7	87.7

③相談結果

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
	421人	346人 (82.2%)	75人 (17.8%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④主な要支援理由と割合

上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

保護者の不安・負担	発育	保護者の精神疾患(疑い含む)	育児・生活態度	虐待ケース	精検・受診結果確認	疾患障害	栄養	虐待ハイリスク	発達	きこえ	その他	保護者の体調・疾患	計
29	16	9	7	4	2	2	2	1	1	1	1	0	75
38.7	21.4	12.0	9.3	5.3	2.7	2.7	2.7	1.3	1.3	1.3	1.3	0	99.9

⑤地区別支援状況

(人)

来所者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
		46	61	197	90	2	3	22
支援ありの数(人)	6	8	42	15	0	0	4	75
要支援率(%)	13.0	13.1	21.3	16.7	0	0	18.2	17.8

《考 察》

乳児相談は、生後4か月までの産婦および乳児を対象とした全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている母子保健事業を利用しない母子の早期発見と早期支援のためにも重要な事業となっている。

しかしながら令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から8月まで事業を中止したため、来所者数が減少した。感染症への不安を理由に来所しなかった母子もいるため、保護者が、安心して来所し相談できる場所であることを周知し、身近な相談先として保健センターが活用され、自信を持って育児を行うことが出来るように、ニーズに応じた保健指導を実施していきたい。

8. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 <ul style="list-style-type: none"> 幼児の保護者 0.4% → 0% 小学生の保護者 0.3% → 0% ・むし歯のない人の割合 3歳児 86.7% → 90.0% ・風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合(1歳児) 35.4% → 増加 ・おやつ目的を理解している幼児の保護者の割合 22.7% → 増加

《目的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 8か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター(7回)、西部保健センター(7回)、南部保健センター(4回)
※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため4月～8月は中止とし、対象者への資料の送付と、希望者への個別相談を実施した。
- ③実施内容 事前予約制による栄養士・歯科衛生士による個別相談及び継続支援者への保健師相談
※2月から希望者への保健師相談を実施、継続支援者への相談は引続き実施した。
歯科衛生士による相談は、第1子は必須、第2子以降は希望者のみに実施した。
- ④周知方法 対象児全員に個人通知の他、広報、健康カレンダー、ホームページにて周知した。

《実績》

①年度別来所状況

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
平成28年度	1,116	841	75.4
平成29年度	1,017	750	73.7
平成30年度	1,068	770	72.1
令和元年度	879	646	73.5
令和2年度	470	281	59.8

※対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②会場別来所状況

実施会場	実施回数(回)	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	7	155	75	48.4
西部保健センター	7	222	146	65.8
南部保健センター	4	93	60	64.5
合計	18	470	281	59.8

※健康管理センター、西部保健センターは月1回、南部保健センターは2か月に1回実施。

③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談（人）	歯科衛生士相談（人）	保健師相談（人）
健康管理センター	75	70	16
西部保健センター	146	128	36
南部保健センター	60	53	20
合 計	281	251	72

※保健師相談は、令和2年9月～令和3年1月までは継続支援者のみ実施し、2月以降は希望者及び継続支援者について実施した。

《考 察》

9か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行期で、栄養の大部分を食事で摂るようになる。また、食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい生活リズムと食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養についての健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行い、また、歯科衛生士からは乳歯がはえ始めるこの時期に適切な歯の手入れ方法について等の相談を行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、集団教育から予約制の個別教育に変更になったことで、栄養相談では離乳食等栄養状況の把握がしやすく、適切な指導がしやすくなった反面、保健師による講義がなくなり事故予防について周知できない状況となった。このことから、事業の中止期間中は、対象者全員に資料を郵送で送り、事業再開後は、来所者のみの資料の配布としたが、3月の対象者からは事故予防のプリントを問診票と一緒に全員に郵送し、事故予防の周知を図った。

感染症防止対策のために個別教育として事業を行っているが、来所しない親子の支援のためにも、健康さくら21(第2次)の『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』という目標の実現につながるよう努めていきたい。

9. 1 歳 6 か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第 12 条	
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診に 満足している保護者の割合	74.8% → 増加
	・ 子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%
	・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合	98.9% → 100%
	・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%
	・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合	10.3% → 0%
	・ 麻疹予防接種を受ける人の割合 (第 1 期)	94.3% → 100%

《目 的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。また、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 (集団健診)
健康管理センター (13回)、西部保健センター (13回)、
南部保健センター (7回) 計33回
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期となった前年度の3月実施
予定分と今年度の4、5月実施予定分を6月以降に振り替えて実施。
- (個別健診)
市内15協力医療機関
- ③実施内容 (集団健診)
全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談
M-CHAT短縮版 (注) (7項目) の問診
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
- (個別健診)
医療機関にて、個別に医師診察を実施
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知、広報、ホームページ等に掲載した。

《実 績》

①受診状況

年度	対象者数(人)	受診状況			
		受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援率(%)
平成28年度	1,220	1,170	95.9	336	28.7
平成29年度	1,102	1,031	93.6	292	28.3
平成30年度	1,058	1,023	96.7	301	29.4
令和元年度	951	907	95.4	307	33.8
令和2年度	1,081	1,010	93.4	400	39.6

②地区別受診状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	143	155	493	233	5	8	44	1,081
受診者数(人)	135	136	467	223	5	8	36	1,010
受診率(%)	94.4	87.7	94.7	95.7	100	100	81.8	93.4
要支援者数(人)	54	60	185	83	1	3	14	400
要支援率(%)	40.0	44.1	39.6	37.2	20.0	37.5	38.9	39.6

③主要支援理由と割合

上段(人)

下段は受診者数に対する割合(%)

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	運動発達	育児・生活態度	保護者の精神疾患(疑い含む)	虐待ハイリスク・虐待ケース	発育	保護者の体調・疾患	疾患障害	栄養	計
253	49	31	25	13	10	9	4	4	2	400
63.2	12.2	7.7	6.3	3.3	2.5	2.3	1.0	1.0	0.5	100

④歯科健康診査結果

上段(人)

下段は受診者数に対する割合(%)

受診者数 (受診率%)	相談者数	結果判定※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
1,008	347	490	502	7	6	1	2	0	64	0	38
(93.2)	34.4	48.6	49.8	0.7	0.6	0.1	0.2	0.0	6.3	0.0	3.8

・むし歯罹患率 0.9% ・1人平均むし歯本数 0.01本

(備考) 歯科健診未受診2人。

※歯科健康診査 結果判定の分類

01型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの

02型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの

03型 要観察歯(むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯)があるもの

A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの(比較的軽症)

B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの(放置すれば重症になる恐れ)

C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの(比較的予後は良好)

C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの(重症)

⑤個別医師診察結果(人)

※令和3年6月3日現在

集団健診受診者数	医師診察受診者数	医師診察受診率(%)	医師診察結果(内訳)				
			異常なし	既医療	要経過観察	要紹介(要精密)	要紹介(要治療)
1,010	794	78.6	747	4	27	15	1

⑥精密健康診査結果(人)

※令和3年6月3日現在

精密健康診査 対象数	受診数	受診結果（内訳）			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
15	9	2	4	3	0

*診断確定の内訳：陰嚢水腫2、臍・鼠経ヘルニア2

《考 察》

受診率は、前年度より2ポイント減となった。これは、新型コロナウイルス感染への不安から、受診を控える方がいたことが影響していると考えられる。

要支援率は、前年度より5.8ポイント増となっており、理由の内訳では、「ことば・社会性・行動面」が6割以上を占めている。これは、発達面での支援が必要な児が増えていることに加え、今年度より、発達の判定方法を変更し、面接者が正確に評価できるよう勉強会を実施したこと等も影響していると考えられる。

また、問診項目には「育てにくさ」や「具体的な虐待行為」を聞く項目があるが、「保護者の不安・負担」、「虐待・虐待ハイリスク」で支援が必要となる方の割合は増加している。保護者が児の育てにくさを感じていると、負担感や虐待行為につながりやすいと考えられるため、保健師と言語聴覚士が子育て支援の観点から連携して支援ができるよう努めていく必要がある。

個別医師診察の受診率は、昨年度に比べて4.9ポイント低下した。新型コロナウイルス感染拡大による受診控えが受診率低下の要因になっていると考えられる。

今後も、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じると共に、国の動向を見ながら1歳6か月児診査を実施していきたい。

※指導の乳幼児自閉症チェックリスト（M-CHAT）短縮版について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

（1歳6か月までにみられる社会的発達について）

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん（お父さん）に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん（お父さん）が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん（お父さん）のすることをまねしますか
- (6)お母さん（お父さん）が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつも違うことがある時、お母さん（お父さん）の顔を見て反応を確かめますか

10. 3 歳児健康診査

根拠法令等	母子保健法第 12 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加
	・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0%
	・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100%
	・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%
	・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%
	・ 麻しん予防接種を受ける人の割合 (第 1 期) 94.3% → 100%

《目的》

母子保健法第 12 条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である 3 歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ① 対象 3 歳 6 か月を超え 4 歳に満たない児
- ② 実施場所及び回数 (集団健診) 健康管理センター (13 回)、西部保健センター (14 回)、南部保健センター (7 回) 計 34 回
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期となった前年度の 3 月実施予定分と今年度の 4、5 月実施予定分を 6 月以降に振り替えて実施。
 (個別健診)
 市内 14 協力医療機関
- ③ 実施内容 (集団健診)
 全員実施：身体計測、尿検査、歯科健診、育児相談
 発達チェック項目 (応答、了解)、行動観察
 必要者のみ実施：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力二次検査、眼科二次健診、尿二次検査
 ※眼科二次健診は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、個別に医療機関を受診できる精密健康診査にて対応。
 (個別健診)
 医療機関にて、個別に医師診察を実施。
- ④ 周知方法 3 歳 6 か月に達した幼児全員に個別通知、広報、ホームページ等に掲載。

《実績》

① 受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援者率(%)
平成 28 年度	1,289	1,138	88.3	192	16.9
平成 29 年度	1,260	1,140	90.5	192	16.8
平成 30 年度	1,283	1,182	92.1	200	16.9
令和元年度	1,059	961	90.7	176	18.3
令和 2 年度	1,258	1,178	93.6	464	39.4

②地区別受診状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	167	185	623	196	5	9	73	1,258
受診者数(人)	154	170	584	185	6	9	70	1,178
受診率(%)	92.2	91.9	93.7	94.4	120.0	100	95.9	93.6
要支援者数(人)	62	80	229	65	2	4	22	464
要支援率(%)	40.3	47.1	39.2	35.1	33.3	44.4	31.4	39.4

※受診率は、前年度の対象者が今年度の受診者にいたため、受診率が100%を超えている箇所がある。

③主な要支援理由と割合

上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	育児・生活態度	保護者の精神疾患(疑い含む)	疾患障害	栄養	虐待ケース	保護者の体調・疾患	計
418	22	10	5	4	2	2	1	464
90.1	4.7	2.2	1.1	0.9	0.4	0.4	0.2	100

④尿検査結果

検査数(人)	有所見数(人)	有所見率(%)	有所見内訳(延人数)			
			糖	蛋白	潜血	小計
1,041	28	2.7	0	10	18	28

⑤歯科健康診査結果

上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

受診者数(受診率%)	相談者数	結果判定 ※								不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型				
1,177	27	883	136	39	88	26	1	4	125	1	30	
(93.6)	2.3	75.0	11.6	3.3	7.5	2.2	0.1	0.3	10.6	0.1	2.5	

・むし歯罹患率 10.1% ・1人平均むし歯数 0.40本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

(備考) 歯科健診1人未受診。

⑤ 医師診察結果(人)

※令和3年6月15日現在

集団健診受診者数	医師診察受診者数	医師診察受診率(%)	医師診察結果(内訳)				
			異常なし	既医療	要経過観察	要紹介(要精密)	要紹介(要治療)
1,178	824	69.9	755	15	27	22	5

⑥ 精密健康診査実施状況（人）

※令和3年6月15日現在

健診内容	精密健康診査交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	8	7	3	0	4	0
眼科二次 (精密健康診査)	96	88	47	12	29	0
聴力二次	0	0	0	0	0	0
医師診察	15	10	1	2	7	0
計	119	105	51	14	40	0

* 診断確定の内訳

眼科二次(精密健康診査)：遠視性弱視2人、遠視性乱視・弱視3人、外斜視・弱視1人、混合乱視1人、弱視2人、不同視弱視2人、遠視性乱視・不同視1人

医師診察：遠視性乱視1人、弱視1人

《考 察》

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、受診控え等による受診率の低下が懸念していたが、大幅な受診率の低下はなかった。

要支援理由の内訳では、「ことば・社会性・行動面」が要支援者数418人、構成比90.1%と高い割合を占めている。これは、今年度から計測の場面で言語聴覚士が行動観察を行ったり、面接で発達の確認をする保健師への研修を行ったりして、支援が必要な児を早期に発見できるよう事業を改善した結果と考えられる。今後も、保健師と言語聴覚士が子育て支援の観点から連携して支援ができるよう、職員向け研修会等を継続して行っていきたい。

また、個別医師診察の受診率は、昨年度に比べて7.0ポイント低下した。新型コロナウイルス感染拡大による受診控えが受診率低下の要因になっていると考えられる。

今後も、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じると共に、国の動向を見ながら3歳児健康診査を実施していきたい。

※発達チェック項目

<応答>

①氏名 ②年齢 ③誰と来たか

<了解>

目の前に見えないことについて、①お腹が空いたらどうしたらいいですか、②眠くなったらどうしたらいいですか、③寒いときはどうしたらいいですか、と言葉を使ってやりとりする力を見るもの。

11. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・むし歯のない3歳児の増加 86.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う人の増加 3歳児 70.1% → 90%

《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 2歳6か月児・3歳児
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2歳児は中止した。
- ②実施回数 健康管理センター（14回）、西部保健センター（14回）、南部保健センター（7回）計35回
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から8月まで中止した。
※言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回。
- ③実施内容 歯科健診 → フッ素塗布 → 言語聴覚士・保健師・栄養士の相談（希望者）
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、染め出しは中止した。
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実績》

①年度別受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	
		受診者数(人)	受診率 (%)
平成28年度	3,725	2,753	73.9
平成29年度	3,698	2,830	76.5
平成30年度	3,413	2,566	75.2
令和元年度	2,988	2,186	73.2
令和2年度	1,451	928	64.0

②会場別受診状況

実施会場	対象者数(人)	受診者数(人)	
		受診者数(人)	受診率 (%)
健康管理センター	496	318	64.1
西部保健センター	667	430	64.5
南部保健センター	288	180	62.5

③地区別受診状況

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象者数(人)	219	214	667	273	11	4	63	1,451
受講者数(人)	144	131	433	175	8	3	34	928
受診率(%)	65.8	61.2	64.9	64.1	72.7	75.0	54.0	64.0

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※						フッ素塗布者 (フッ素塗布率)	
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型		C2型
2歳6か月	704	453	64.3	14	419	10	8	1	0	1	398(87.9)
3歳	747	475	63.6	13	433	13	14	0	1	1	398(83.8)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数(人)	要支援者(人)
2歳6か月児	33	21
3歳児	31	17
合計	64	38

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談(人)	栄養士相談(人)
健康管理センター	28	12
西部保健センター	28	27
南部保健センター	14	15
合計	70	54

⑦言語聴覚士による2歳幼児歯科健診での支援予定者への対応状況

個別通知数(人)	手紙の返信者数 (返信率)	電話での相談 (人)	結果(人)			
			支援なし	要支援者(支援方法別内訳)		
				2歳6か月児 幼児歯科健診	3歳児健診	ことばと発達の 相談室
112	93 (83.0)	30	56	43	3	10

《考察》

むし歯のない3歳児の割合は89.9%(3歳6か月児健診結果)であり、毎年増加している。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2歳児対象の健診を中止したため、1歳6か月児健康診査の結果で2歳の時期にことばや発達についての支援予定となっている者へは個別通知にて支援を行った。対象者からの返信内容により継続支援の必要性を判断し、早期の支援が必要な対象者については電話相談により次の必要な支援につなげることができた。2歳6か月、3歳の対象者については、希望者に面接での相談を実施した。

感染防止対策を講じながら、歯科健診やむし歯予防教育ができるよう工夫して事業を実施していきたい。

12. すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第10条	
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	98.9% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%

《目的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月1回（年12回）健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。（ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる）

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言の発令により4月と5月は中止となった。

《実績》

① 利用状況 (件)

年度	実数	延数
平成28年度	27	35
平成29年度	19	30
平成30年度	23	26
令和元年度	19	21
令和2年度	16	18

② 地区別利用状況 (件)

地区	実数
佐倉	5
臼井	1
志津	6
根郷	3
和田	0
弥富	0
千代田	1
計	16

③ 相談経路別利用状況 (件)

相談経路元事業	実数	相談経路元事業	実数
保健師紹介	2	幼児歯科健診	0
電話相談	8	新生児訪問	0
ことばの相談室	4	他機関からの紹介	1
乳児相談	0	親子教室	0
もぐもぐ教室	0	継続	0
1.6 健診	1	その他	0
3歳児健診	0	計	16

④年齢別相談内容（実数） （件）

相談内容 年齢	運動発達	言語発達	社会性の発達	身体発育	多動	その他	計
0～5 か月	0	0	0	0	0	0	0
6 か月～1 歳未満	1	0	1	0	0	0	2
1～2 歳未満	3	1	1	0	0	1	6
2～3 歳未満	2	0	0	0	0	0	2
3～4 歳未満	0	0	2	0	0	0	2
4～5 歳未満	0	0	1	0	0	0	1
5 歳以上	0	0	3	0	0	0	3
計	6	1	8	0	0	1	16

⑤相談内容別結果・終了者内訳（実数） （件）

初回相談 内容	相談件数 (実)	結果		終了者内訳			
		継続	終了	問題 なし	医療機関 紹介	療育紹介	その他（※）
運動発達	6	2	4	3	0	0	1
言語発達	1	0	1	0	0	0	1
社会性の発達	8	2	6	3	1	0	2
身体発育	0	0	0	0	0	0	0
多動	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	1	1	0	0	0
計	16	4	12	7	1	0	4

《考 察》

すくすく発達相談では、相談内容に応じて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が連携しながら多角的視点で児の発達支援を行っている。また専門職に相談が出来ることで、保護者の安心につなげることが出来ている。

相談利用者年齢、相談内容は、2歳未満は運動発達、2歳以降は社会性の発達についての相談が多い。社会性の発達については、ことばと発達の相談室から利用につながるケースが多く、保護者が児の発達についての不安や育児負担感を相談する様子が見られる。児の発達に合わせて、保護者が相談機関や医療機関を利用しながら育児を行うことが出来るよう、支援を行うことが重要になる。事業では、事前・事後カンファレンスにて児の発達の状況や、保護者の育児状況について専門職間で情報共有を行うことが出来ている。引き続き専門職内の連携に努めていき、児の発達と保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていきたい。

13. ことばと発達相談室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達(社会性、行動面等)について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

《内容》

- ①対象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの問題を持つ就学前児及びその保護者
- ②方法 祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談を実施。
- ③実施内容 面接相談は発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、必要に応じて助言及び指導を行う。1回30分から45分間程度。医学的診断や専門的な指導を必要とする場合は、他機関を紹介する。
- ④周知方法 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児子育て相談、幼児歯科健診、健康カレンダー、「こうほう佐倉」、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士(必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等)

《実績》

① 年度別相談者数 (人)

年度	実数	延数	新規申込者数	終了者数
平成28年度	549	3,060	193	230
平成29年度	509	2,588	184	231
平成30年度	502	2,725	212	185
令和元年度	526	2,578	242	164
令和2年度	535	1,205	195	138

② 地区別来所者数 (人)

地区	実数	割合 (%)
佐倉	62	11.6
臼井	93	17.4
志津	259	48.4
根郷	86	16.1
和田	2	0.4
弥富	3	0.5
千代田	30	5.6
合計	535	100

③ 来所者の経路 (人)

経路	実数	割合 (%)
1歳6か月児健康診査	40	7.5
2歳手紙	9	1.7
3歳児健康診査	137	25.6
5歳児子育て相談	44	8.2
すくすく発達相談	7	1.3
幼児歯科健診	78	14.6
電話相談	160	29.9
再相談	11	2.1
その他	49	9.1
合計	535	100

④ 来所者の相談内容 (人)

相談内容	延数
ことばの発達	374
行動面	113
対人面、社会性	92
学習面	3
発音	42
きこえ	4
吃音	24
視知覚認知	38
発達のばらつき	30
その他	10

※相談内容は1人に対して複数選択可能。

※「視知覚認知」とは、読み書きや図形、動くものを見るために必要な基礎的能力。

⑦ 来所者の相談結果 (人)

相談結果	実数	割合 (%)
継続	369	69.0
経過観察	55	10.3
終了	111	20.7
合計	535	100

※「継続」には年度内に一旦終了したが、再相談を行い、継続支援になったものが含まれる。

⑤ 年齢別来所者数 (人)

	実数	割合 (%)
0歳児	8	1.5
1歳児	39	7.3
2歳児	117	21.9
3歳児	115	21.5
4歳児	130	24.3
5歳児	126	23.5
合計	535	100

⑥ 電話相談 (人)

令和2年度	466
-------	-----

※来所者以外相談も含む。

⑧ 終了者の終了理由 (人)

終了理由	終了者数
改善	14
問題なし	3
保護者の希望なし	15
就学	99
転出	7
合計	138

※終了者の内訳は年度内来所者111人と年度内の未来所者27人を含む。

《考 察》

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言中に面接相談を縮小または中止したため、面接相談を実施できなかった相談者とそれ以外の相談希望者に対して積極的に電話相談を行い、相談件数は延べ466件であった。その結果、来所者の実数は増加しているが、延数は大きく減少している。

来所者の相談経路として幼児歯科健診を経路とする数が減少した理由は、幼児歯科健診の中止期間があったこと、感染防止対策のために対象者を縮小したことによるものと考えられる。また、3歳児健康診査が増加した理由としては、保健師による面接相談の内容や支援基準を再考したことによるものと考えられる。

その他、対象児の指導とは別に発達検査の結果や集団生活及び就学等について保護者のみの面接相談を69件行った。

今後は、本事業と児童発達支援を含む専門指導機関等を併せて利用している方が増加していることから、それらの専門機関と本事業の役割について検討していく必要があると考える。

14. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

(1) たんぽぽグループ

《目的》

発達上何らかの問題を抱える児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援するとともに、保護者の不安を軽減する。

《内容》

- ①対象 ことばと発達の相談室において、集団指導の必要性が認められた児とその保護者のうち
- ・ Aグループ：1歳6か月から2歳児
 - ・ Bグループ：2歳6か月以上で、未就園かつ他機関において継続的に集団指導を受けていない児
- ②方法 ・各グループ毎月1回、健康管理センターにて実施。Bグループについては、参加希望者がなく中止とした。また、Aグループについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、11月と12月のみ実施した。
- ・ 1回の開催につき、定員20組。(令和2年度は、感染拡大防止のため定員5組)
- ③実施内容 ・Aグループ：遊びの紹介、子どもへの関わり方の指導、個別面接
- ・ Bグループ：自由遊び、集団活動(親子での体操、手遊び、制作等)、個別面接
- ④参加期間 各グループ最長で1年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。Aグループの参加期間終了後は、必要時Bグループへの参加も可能。
- ⑤担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士(外部に依頼)

《実績》

①たんぽぽグループ 年度別参加組数 (組)

年度	Aグループ		Bグループ	
	実数	延数	実数	延数
平成28年度	—	—	16	91
平成29年度	17	106	19	118
平成30年度	21	86	17	98
令和元年度	22	93	5	23
令和2年度	5	7	—	—

《考 察》

たんぽぽグループについては、1歳からの早期支援が可能なAグループを平成29年度に増設し、令和2年度で開始から4年が経過した。例年20組前後の親子が利用しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を5組とし11月と12月のみ実施した。実施内容については、保護者向けの講座を講義形式から実践形式とし、子どもへの関わり方の見本をスタッフが保護者に見せたのちに保護者が実践し、それに対して助言する方法に変更した。

幼稚園等への就園準備を主な目的としているBグループについては、令和2年度については参加希望者がなかったため実施しなかった。参加希望者が年々減少している理由としては、市内幼稚園における未満児保育の拡充、共働き家庭の増加、児童発達支援事業所の増加による低年齢からの専門機関での支援の開始等があげられる。今後、対象者や実施方法等について検討が必要である。

(2) ひまわりグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応をできる限り予防・軽減する。

《内 容》

- ①対 象 者 以下の条件をすべて満たす児
- ・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児
 - ・5歳児（年長児）
 - ・保育園、幼稚園などの集団に所属している児
 - ・他機関において継続的に専門的な集団指導を受けていない児
- ②方 法 ・各グループ毎月1回、健康管理センターにて実施。（計10回）
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月と5月は中止し、6月から実施した。
・1グループ定員5組とし、令和2年度は4グループを編成。
- ③実施内容 集団活動（発表、ゲーム、制作等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有
- ④参加期間 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能）
- ⑤担当職種 言語聴覚士

《実 績》

①ひまわりグループ 年度別参加組数 (組)

年度	実数	延数
平成28年度	16	130
平成29年度	15	127
平成30年度	15	127
令和元年度	15	147
令和2年度	15	110

《考 察》

令和2年度のひまわりグループは、3グループを編成した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施会場内で教室机を使用し参加者同士の距離を取ったうえ、参加者同士が接触しない活動内容で実施した。様々な制限の中で、活動を通して自分の意見を相手に伝えることや相手の意見を聞くこと、グループの仲間と協力して活動すること、時間や手順を守って作業を行うこと等の練習を行うことができた。また保護者には、活動の様子を観察しながら子どもの良い行動を具体的に書き出してもらうことで、子どもの様子について客観的に把握する方法や、良い行動を見つけてほめることの重要性について知る機会を提供した。今後は、指導担当による子供の参加状況の評価方法および保護者への通知方法の検討が必要である。

15. 5歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・ 子どもをかわいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・ 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目的》

5歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

《内容》

①対象 象 5歳を迎える児及びその保護者

②方法 〈面接相談〉 会場：健康管理センター、西部保健センター

実施月：令和2年6月～令和3年3月

回数：予定していた全18回（1回につき3人まで予約可）のうち、令和2年4～5月の3回分は新型コロナウイルス感染症対策のため延期し別日程で実施。令和2年6月～令和3年3月は15回中13回実施。

〈電話相談〉 会場：健康管理センター

実施日：祝日を除く月曜日から金曜日に、随時実施

③実施内容 〈面接相談〉 保護者聴取と児の発達状況を確認する簡易的な検査を実施し、必要に応じて助言を行う。利用は1人につき1回限りで、時間は30分程度。児の発達状況の精査や継続的な支援が必要な場合は、「ことばと発達の相談室」等、他の母子保健事業の利用を勧奨する。

〈電話相談〉 保護者が電話での相談を希望する場合、電話にて児の状況を聴取し、必要に応じて助言を行う。面接相談を希望しているが実施日に保護者の都合が悪い場合や、申し込み時点で予約枠が埋まっている場合などは、電話相談を実施した後、「ことばと発達の相談室」等の利用を勧奨する。

④周知方法 対象児全員に「5歳児子育て相談のご案内」を送付

市のホームページに掲載

市内の保育園・幼稚園にポスターを掲示

⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、栄養士、理学療法士等も従事する場合あり）

《実績》

①年度別利用者数 (人)

年度	実数	要支援者数	終了者数
平成 28 年度	11	11	0
平成 29 年度	21	18	3
平成 30 年度	30	23	7
令和元年度	42	29	13
令和 2 年度	52	39	13

※終了者：発音の相談で経過観察となった児 10 人、電話相談実施後に継続的な相談を希望しなかった児 2 人、相談内容が改善した児 1 人。

③利用者の相談内容 (人)

相談内容	延数
ことばの発達	8
社会性	13
行動面	12
発音	21
学習面	13
吃音	2
その他	1

※相談内容は、1 人の利用者に対して複数選択可能。

②利用者の相談方法 (人)

相談方法	実数
面接相談	34
電話相談	18

《考察》

5 歳児子育て相談は、平成 28 年度の事業開始以来、利用者数が増加傾向にある。令和 2 年度は、令和元年度の実績をふまえ、面接相談の実施回数を年間 15 回（予約枠数 45）から 18 回（予約枠数 54）に増やして対応することとした。新型コロナウイルス感染症対策のため延期した 3 回分を除くと、当日時点で予約が 0 件となったため中止とした相談は 2 回であった。年間で平均すると約 3 分の 2 の予約枠が埋まっている状況であり、保護者のニーズに見合った相談の機会を確保できたものとする。

5 歳児子育て相談の利用者のうち、約 2 割が社会性に関する相談（対人関係の弱さや集団生活への不適応など）及び行動面に関する相談（落ち着きのなさや不注意など）であった。これらは、家庭内で過ごす時間が多い低年齢の頃に比べて、幼稚園や保育園において集団生活を体験するようになってから気づかれることも多い内容であり、就学前に適切な支援につながる事が非常に重要となる。

本事業は、ほとんどの幼児が集団に所属するようになる 5 歳という年齢で実施しているため、保護者が児の社会性や行動面について確認する良いきっかけになっていると思われる。また、佐倉市では社会性や行動面に心配を抱える年長児を対象とした親子教室（ひまわりグループ）を実施しており、5 歳の時点で継続的な支援の必要性を確認することができれば、その後の支援方法として親子教室の利用を検討することが可能となる。実際に、5 歳児子育て相談の利用者が翌年度の親子教室の対象者となる場合も多い。例年、5 歳児子育て相談の日程は対象児の誕生日付近としているが、親子教室の利用を検討するうえでは、年度内のなるべく早期に児の発達について精査することが望ましいため、今後は 5 歳児子育て相談の実施時期についても、より適切な方法を考えていく必要がある。

16. 健康教育 - 健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 65.8% → 84.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目的》

保健センターでの母子の集いや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

（1）保健センターでの健康教育

《内容》

◆happy mama style（ハッピー・ママ・スタイル）

① 対象者：20歳前後で妊娠・出産した母と就学前までの乳幼児

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

◆beans circle（ビーンズ・サークル）

① 対象者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

◆Tiny angel（タイニー・エンジェル）

① 対象者：2000g未満及び36週未満で出生した子どもとその保護者（未熟児養育医療該当）

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

《実績》

① 参加人数（延）

（人）

年度	happy mama style	beans circle	Tiny angel	合計
平成28年度	74	332	9	415
平成29年度	35	186	14	235
平成30年度	12	198	18	228
令和元年度	21	98	8	127
令和2年度	0	0	0	0

（2）地区の集まりにおける健康教育

《内容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育。

今年度依頼があったのは、以下のとおり。

臼井地区：臼井老幼の館

《実績》

①実施状況

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
佐倉	10 回	247 人	10 回	185 人	7 回	227 人	8 回	173 人	0 回	0 人
臼井	2 回	84 人	2 回	53 人	2 回	25 人	2 回	47 人	1 回	6 人
志津	12 回	358 人	12 回	364 人	17 回	478 人	11 回	208 人	0 回	0 人
根郷	4 回	174 人	4 回	228 人	8 回	260 人	6 回	197 人	0 回	0 人
和田	1 回	5 人	0 回	0 人	3 回	35 人	2 回	32 人	0 回	0 人
弥富	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 回	13 人	0 回	0 人
千代田	3 回	54 人	3 回	68 人	3 回	57 人	3 回	33 人	0 回	0 人
全市	32 回	922 人	31 回	898 人	40 回	1,082 人	33 回	703 人	1 回	6 人

(3) 健康教育に伴う健康相談

《内容》

地区の集まりにおける健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

令和2年度は、感染症拡大防止のため個別相談のみをおこなった（佐倉地区/志津地区）

佐倉地区：佐倉老幼の館

臼井地区：臼井老幼の館

志津地区：志津児童センター「ちびっこ広場」

《実績》

①年度別実施状況

(人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他	合計
平成 28 年度	5	73	87	22	187
平成 29 年度	2	52	69	29	152
平成 30 年度	0	81	37	14	132
令和元年度	8	99	64	26	197
令和 2 年度	0	8	4	14	26

(4) 女性の健康づくり教育（妊娠力向上啓発）

《目的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内容》

○周知啓発活動

- ・啓発ブースの出店：千葉敬愛短期大学の学園祭「KEIAI フェスタ」において「出張 健康美ボディ講座」として、健康教育(体組成測定、測定結果からのアドバイス、リーフレット類の配布)の実施を予定していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により中止。
- ・啓発コーナーの設置：志津図書館、佐倉市役所ロビーで「妊娠力向上」に関するパネルの展示やリーフレットの配布を実施。
- ・その他、成人式での啓発リーフレットの配布、こうほう佐倉での記事掲載など。

《実績》

- ・成人式での啓発リーフレットの配布：1,400枚
- ・啓発コーナーの設置：2回
- ・こうほう佐倉での記事掲載：1回

(5) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内容》

① 対象：保育園・幼稚園児

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

《実績》

①年度別実施状況 (人)

年度	保育園	幼稚園	合計
平成28年度	1,060	1,048	2,108
平成29年度	1,035	801	1,836
平成30年度	1,205	750	1,955
令和元年度	1,167	718	1,885
令和2年度	0	0	0

《考察》

例年、保健センターにおいて、若年で出産した親や多胎児の親、低出生で生まれた児の親を対象に、健康教育を実施し、共通の思いを抱えている者同士で交流を図りながら専門職に気軽に相談を行っていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により事業は中止した。

地区の健康教育については、新型コロナウイルス感染症の感染が落ち着いている時期に依頼があった臼井老幼の館に健康教育を実施した。その他の老幼の館や児童センターについては、個別相談として実施した。

女性の健康づくり教育では、令和2年度は啓発ブースの出店が中止になったため、対象者と対面しての健康教育の実施を行うことが出来なかった。女性の健康づくり教育は若い女性を対象としており、妊娠出産前に保健センターや専門職を知ってもらうことが出来る場となっている。知識普及を行うことと合わせて、後に妊娠出産を迎える対象者に自身の健康や育児について相談出来る場として保健センターを認識してもらえよう、健康教育の実施場所、内容を検討していきたい。

17. 母子保健事業未受診者勧奨事業

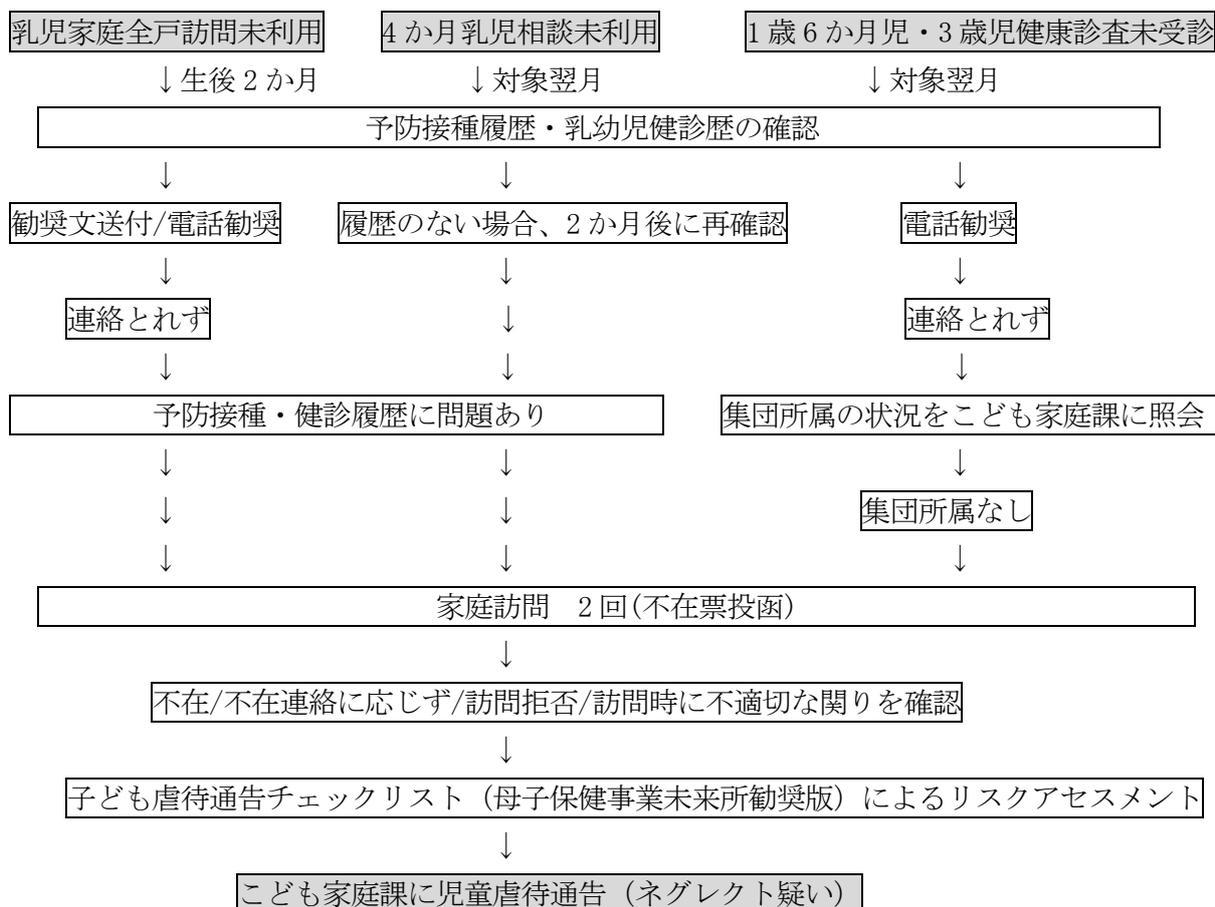
根拠法令等	母子保健法第10条、13条 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加 ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目的》

母子保健法、児童虐待防止法に基づき、乳幼児に対し、保健指導、健康診査、訪問指導について、必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じて児童青少年課への通告を行うことで児童虐待の重症化を防止する。

《内容》

事業の流れ（令和2年度より変更）



《実績》

① 令和2年度事業別実施状況

令和3年5月28日現在

【全戸訪問】

(人)

事業実施人数	実施後の把握人数 (割合%)	未把握数	児童虐待通告数
47	45 (95.7%)	2	0

【乳児相談】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、8月までの乳児相談は中止、9月より再開している。

(人)

事業実施人数	実施後の把握人数 (割合%)	未把握数	児童虐待通告数
54	54 (100%)	0	0

【幼児健診】

- ・4、5月の緊急事態宣言中は、幼児健診の実施を延期し、6月より予約制にて再開した。このため、未受診勧奨事業は、事業の実施方法を変更した上で、7月より再開している。

(人)

事業名	勧奨実施数	事業担当訪問数	児童虐待通告数	勧奨後受診した人数 (割合%)
1歳6か月児健診	141	4	0	101 (71.6%)
3歳児健診	217	1	1	129 (59.4%)
合計	358	5	1	230 (64.2%)

- *前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。
- *「事業担当訪問数」は、訪問して不在だった数も含むので、③の表の「訪問で把握」と一致しない。

②事業別勧奨文送付・電話勧奨実施結果

(人)

事業名	勧奨実施数	勧奨文送付・電話勧奨の結果把握できた未受診の理由							期限内(勧奨文送付・電話勧奨から一か月以内)に把握できなかった者	
		今後受診(訪問)予定	受診済	医療機関・前住地で受けたので必要ない	必要ないので受けない(保育園・幼稚園)	手段がない等	拒否(受診できない(仕事で忙しい・交通手段がない等)	市外・海外居住		里帰り
全戸訪問	47	36	0	1	1	2	0	1	6	
1歳6か月児健診	141	94	6	0	4	3	3	21	10	
3歳児健診	217	134	10	5	18	12	1	17	20	
合計	405	264	16	6	23	17	4	39	36	

③ 「期限内（勸奨文送付・電話勸奨から1か月以内）に把握できなかった者」の把握結果

(人)

事業名	期限内（勸奨後一か月以内）に把握できなかった者	把握した数（a+b）	把握した数の内訳							未把握の数
			a. 訪問で把握した数			b. 訪問以外で把握した数				
			訪問後の判定		把握経路					
			継続支援なし	継続支援あり	歴、他機関からの情報等	支、接、文、属、子、握、通、少、年、課、等、で、把、握	文書、電話、面接、健診、相談、支援・予防接種履歴、他機関からの情報等	からの集団所	子育て支援課	
全戸訪問	6	6	2	2	0	4	4	0	0	0
1歳6か月児健診	10	10	1	0	1	9	6	3	0	0
3歳児健診	20	20	0	0	0	20	1	18	1	0
合計	36	36	3	2	1	33	11	21	1	0

《考 察》

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業の中止や延期、実施方法の変更があった。それに伴い、未受診勸奨事業においても、実施方法の大幅な変更があった。

全戸訪問については、緊急事態宣言中は訪問を延期し、電話相談にて対応した。その後、訪問を再開したが、コロナウイルスへの不安から、訪問を拒否するケースもあり、そのような場合は、積極的な勸奨は実施せず、状況把握のみ行った。そのため、勸奨実施数は、昨年度より大きく減少する結果となった。

乳児相談は9月より再開となったが、積極的な勸奨は実施せず、未来所者の状況把握のみ実施した。乳児相談は、法定義務のある1歳6か月健診、3歳児健診とは異なり、あくまでも相談事業であるため、今後も積極的な勸奨は実施せず、乳児健診や予防接種履歴の確認を中心に実施していきたいと考える。

幼児健診については、6月より再開したため、勸奨事業は7月より再開。健診が予約制になったことから、未来所者については、対象月の翌月に電話で勸奨する方法に変更している。勸奨後の受診率については、1歳6か月健診、3歳児健診ともに、前年度より増加する結果となった。未受診者についても、保育園や幼稚園の所属など、他所属からの情報提供や、訪問等により、全員の状況を把握することができている。

今後も、各事業の状況に応じた勸奨事業の実施方法を検討していき、必要に応じて他機関と連携しながら未受診者の把握に努めていきたい。

18. 里帰り困難妊産婦への育児支援サービス 費用助成事業

《目的》

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた里帰り出産ができなくなり、実家等による支援を受けられなくなった妊産婦に対して、民間等が提供する育児支援サービス費用にかかる費用を助成することで、安心して産前・産後期を過ごすことを目的とする。

《内容》

①対象者

佐倉市に住民票があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて県外の実家等に里帰りができなくなった妊産婦で以下の条件を満たすもの。

- ・日中、育児や家事を支援してくれる親族や知人が不在であること。
- ・民間や地域団体が妊産婦に提供する育児支援サービス（食事の準備及び片付け、衣類の洗濯、居室の簡単な清掃及び整理整頓、生活必需品の買い物、授乳、おむつ交換又は沐浴の準備及び手伝い、未就学児童の世話、育児に関する助言及び相談等のサービス（佐倉市ファミリーサポートセンターが提供する援助活動を除く。）をいう）を利用したもの。
- ・利用日が令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間内であるもの。
- ・産前10週から産後6か月の間に利用したもの（最初の利用日から数えて6か月間まで）。

②助成方法

- ・事前に健康増進課に本事業を利用する予定であることを相談する。
- ・育児支援サービスを利用した妊産婦が、交付申請書兼実績報告書に利用明細・領収書等の原本を添えて市に申請する。
- ・市は助成対象の経費について審査し、交付（不交付）決定の通知を対象者に行う。
- ・交付決定額の申請後、後日市から指定口座に助成金を振り込む。

③助成金額

妊産婦の属する一世帯当たりにつき、1回10,000円を限度×利用回数（月4回を限度）×実施月数（半年を限度）に育児支援サービスに係る費用を助成

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・国が配付する妊婦向けマスクの郵送時に、リーフレットを同封し個別通知

《実績》

利用者数（人）	利用回数（回）
6	45

《考察》

新型コロナウイルス感染症の影響により、里帰りができなくなった妊産婦が、当該事業の助成を受けて民間の育児・家事援助サービスを利用することで、身体的・精神的・経済的な負担の軽減につながりました。母子保健衛生費国庫補助事業によるサービスとなるため、事業の継続については今後検討していく。

Ⅲ 思春期保健

1. 思春期保健に関する取組み

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ シンナー・薬物使用を勧められたとき、 断る自信のある中・高校生の割合 78.0% → 増加
	・ シンナー・薬物使用の有害性について、 知っている中・高校生の割合 84.5～ 98.5% → 増加
	・ 避妊法を正確に知っている高校生の割合 男子 85.3% → 増加 女子 91.2% → 増加
	・ 性感染症を正確に知っている高校生の割合 9.5～ 93.9% → 増加
	・ 性についてオープンに話せる家庭の割合 31.6% → 増加
	・ 子どもから性に関する悩みや相談を受けたときに きちんと応えられる保護者の割合 幼児保護者 40.3% → 増加 小学生保護者 48.8% → 増加
	・ 自己肯定感を持てる中・高校生の割合 男子 50.6% → 増加 女子 43.8% → 増加
	・ 育児に関して肯定的な意見を持つ 中・高校生の割合 男子 67.8% → 増加 女子 75.2% → 増加

《目 的》

思春期は大人と子どもの両方の面をもつ時期であり、飲酒や喫煙、いじめや不登校、望まない妊娠等、思春期における問題は本人の現在の問題にとどまらず、生涯にわたる健康問題や次世代へ悪影響を及ぼすと言われているため、家庭・学校・地域等の連携による教育、啓発普及、相談等を通して、課題の共有と情報の提供を行う。

《内 容》

- ①養護教諭研修会への参加
- ②保健授業の協働実施
- ③小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し、健康教育

《実 績》

- ①養護教諭研修会への参加

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
5 回	3 回	3 回	4 回	2 回

②保健授業の協働実施

佐倉市教育委員会と連携しながら、『自分を大切にする』という視点で、学校の養護教諭、クラス担任と保健師が思春期保健に取り組む保健授業の協働実施状況 (人)

実施年度	対象学年	題材	児童数	保護者数	児童数/実施校 (総数)
28年度	小学2年生	おへそのひみつ	105	89	230/4校
	小学4年生	生命誕生	125	7	
29年度	小学2年生	おへそのひみつ	162	118	195/4校
	小学4年生	生命誕生	33	8	
30年度	小学2年生	おへそのひみつ	126	95	168/4校
	小学4年生	生命誕生	42	20	
令和元年度	小学2年生	おへそのひみつ	153	133	207/4校
	小学4年生	生命誕生	54	12	
令和2年度	小学2年生	おへそのひみつ	46	0	82/2校
	小学4年生	生命誕生	36	0	

③小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し

ア. 沐浴人形

市内小学校 2校、中学校 2校の計4校

イ. 妊婦ジャケット

市内中学校 1校

《考 察》

市内2か所の小学校において、小学2年生と4年生の児童と保護者を対象に保健事業の協働実施を行った。児童の感想からは、「自分や友達のを大切に生きていこうと心から思った」「死にたいと思っている人に今日学んだことを教えてあげたい」「障害や病気があってもお母さんの頑張りで生まれた大事な1つの命だから差別をしてはいけないとわかった」という言葉が聞かれた。単なる性教育ではなく、児童の自己肯定感や命の大切さ、人権感覚を育むきっかけづくりとなる「生」教育として、今後も協働授業を展開していきたい。そのため、引き続き養護教諭研修会にて情報や課題の共有を行いながら、教育の機会の確保に努めていく。

IV 感染症予防

1. 感染症予防及び防疫

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） 予防接種法
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ BCG を 1 歳までに受ける人の割合 101.4% → 100% ・ 1 歳 6 か月までに四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）の予防接種（1 期初回）を終了している人の割合 97.2% → 増加 ・ 1 歳 6 か月までに麻しん風しんの予防接種を終了している人の割合 88.9% → 増加

《目的》

近年、新たな感染症の出現や既存感染症の再興などが見られ、予防対策の充実が求められている。感染力の高い新型感染症については、市民の健康を脅かす 1 つの要因となっており、市民を感染症から守り、健康的に暮らせるよう、未然防止に努めるとともに、発生に対しては迅速で的確な対策を講じることが必要となる。そのためには、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行い効果的な予防接種事業の推進に努めるなど、感染症の発生予防やまん延防止を進めながら、公衆衛生の向上を図るための予防接種の重要性や知識、予防対策を広く市民に広報・啓発を行い、感染症流行時に迅速に対応できる体制づくりを進めることが必要である。

《予防接種実施時期》

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日（実施日時については、各医療機関が定める）

※高齢者インフルエンザは、令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日

《予防接種実施場所》

・市内の 75 個別予防接種協力医療機関（令和 3 年 3 月末時点）

※医療機関により実施している予防接種の種類が異なる。

・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関等

《予防接種周知方法》

乳幼児

- ・出生届出又は転入届出後、予防接種の予診票つづり又は予診票等を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、健康カレンダー、ホームページに掲載。

学童

- ・対象となる年齢の誕生月の末日に予診票等を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、健康カレンダー、ホームページに掲載。

※子宮頸がん予防接種については、予診票の自動発送はせず、接種希望者のみに接種の有効性とリスク等を説明した上で予診票を発行。

高齢者

- ・65 歳以上の対象者に、予診票等を個別通知。
- ・60～64 歳の対象者のうち希望者には健康増進課に連絡をもらい、予診票を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、ホームページに掲載。

成人

- ・昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 47 年 4 月 1 日生まれの男性に、風しん抗体検査・予防接種クーポン券を個別通知。
- ・昭和 47 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性には、令和元年度に風しん抗体検査・予防接種クーポン券を個別通知済だが、希望があればクーポン券を再発行。

《普及啓発概要》

【個別通知】

	対象者	内容	時期	回数
予診票等発行 (60回)	出生者	予診票つづりと案内文	毎月	12
	転入者	予診票と案内文	随時	
	日本脳炎 2 期 対象者 (9 歳)	日本脳炎 2 期予診票と案内文	毎月	12
	二種混合 対象者 (11 歳)	二種混合予診票と案内文	毎月	12
	高齢者インフルエンザ 対象者 (満 65 歳以上)	予診票と案内文	9 月～ 12 月	21 (56, 448 通)
	高齢者肺炎球菌 対象者 (年度内に 65 歳になる方)	予診票と案内文	4 月	1 (2, 379 通)
	(年度内に 70 歳・75 歳・ 80 歳・85 歳・90 歳・95 歳、 100 歳以上になる方)	案内文	4 月	1 (3, 482 通)
風しんの追加的対策 対象者 (昭和 37 年 4 月 2 日～ 昭和 47 年 4 月 1 日生まれ の男性)	風しん抗体検査・予防接種クーポン券と案内文	4 月	1 (11, 725 通)	

	対象者	内容	時期	回数
接種等勧奨 (165回)	麻しん風しん (MR) 2 期 未接種者 (平成 26 年 4 月 2 日～ 平成 27 年 4 月 1 日生まれ)	麻しん風しん (MR) 2 期勧奨 ハガキ	6 月 2 月	2 (1, 141 通) (176 通)
	日本脳炎 未接種者 (18 歳) (平成 14 年 4 月 2 日～ 平成 15 年 4 月 1 日生まれ)	日本脳炎経過措置勧奨ハガキ	7 月	1 (894 通)
	(平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日生まれ) (12 歳)	日本脳炎経過措置勧奨ハガキ	5 月～ 3 月	11 (560 通)
	二種混合 未接種者 (平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日生まれ) (12 歳)	二種混合勧奨ハガキ	5 月～ 3 月	11 (886 通)
	高齢者肺炎球菌 未接種者 (年度内に 65 歳になる方)	高齢者肺炎球菌お知らせハガキ	2 月	1 (1, 354 通)

風しんの追加的対策 抗体検査 未実施者 (昭和 37 年 4 月 2 日～ 昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性)	風しん抗体検査・予防接種勧奨 ハガキ	3 月	1 (17,611 通)
予防接種 未接種者 (昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性のうち、抗 体検査結果が定期接種対象の方)	麻しん風しん (MR) 5 期勧奨 ハガキ	3 月	1 (181 通)
1 歳 1 か月児	麻しん風しん (MR) 1 期、水 痘の接種勧奨ハガキ ※おたふくかぜワクチン接種費 用一部助成制度についても記載	5 月～ 3 月	11
4 か月乳児相談 対象者	B C G の案内文 (案内文に同封)	9 月～ 3 月	7
1 歳 6 か月児健診 対象者	予防接種実施状況確認リーフレ ット (問診票に同封)	6 月～ 3 月	10
2 歳半幼児歯科健診 対象者	予防接種実施状況確認リーフレ ット (問診票に同封)	9 月～ 3 月	7
3 歳幼児歯科健診 対象者	予防接種実施状況確認リーフレ ット (問診票に同封)	9 月～ 3 月	7
4 か月乳児相談・もぐもぐ教室・1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診	「遅らせないで！子どもの予防 接種と乳幼児健診」リーフレッ ト (問診票に同封)	9 月～ 3 月	7
4 か月乳児相談、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診 来所者	保健師相談において未接種者へ 勧奨	6 月～ 3 月	88

【広報紙・ポスター・ホームページ他】

種類	内容
ロタウイルス感染症予防 接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (1 回) ・ホームページに掲載
麻しん風しん (MR) 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (3 回) ・ポスターを、市内保育施設 (43)、市内幼稚園 (8) に掲示 ・ホームページに掲載
日本脳炎予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (2 回) ・ホームページに掲載
高齢者インフルエンザ 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (3 回) ・ポスターを市内協力医療機関 (78) に掲示 ・ホームページに掲載
高齢者肺炎球菌予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (3 回) ・ホームページに掲載

風しんの追加的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載（2回） ・ホームページに掲載
おたふくかぜワクチン 接種費用一部助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載（1回） ・リーフレットを、各保健センター、子育て支援課、市内実施医療機関（32）に配架 ・ポスターを、保健センター等各公共施設（29）、市内保育施設（43）、市内幼稚園（8）に掲示 ・ホームページに掲載
風しんワクチン 接種費用一部助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載（1回） ・リーフレットを、各保健センター、子育て支援課、市内実施医療機関（49）に配架 ・ホームページに掲載
インフルエンザワクチン 接種費用一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載（2回） ・ホームページに掲載 ・妊娠中の女性（分娩予定日が令和2年10月1日以降のかた）424名と平成24年4月2日～令和2年5月31日生まれの子どもの保護者 9,524名に個別通知
その他感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病、エボラ出血熱、蚊媒介感染症対策、ダニ媒介感染症対策についてホームページに掲載

【その他】

- ・就学時健診における予防接種説明、予防接種履歴確認、接種勧奨（10月～12月）
小学校23校、欠席者対応1回、計24回 1,205名に対し実施。

(1) ロタウイルス感染症予防接種

《目的》

ロタウイルスによる感染症発生の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
ロタリックス (1価)	出生6週0日～ 24週0日まで	ロタリックス 1.5ml を 27 日以上の間隔をおいて 2 回経口投与
ロタテック (5価)	出生6週0日～ 32週0日まで	ロタテック 2.0ml を 27 日以上の間隔をおいて 3 回経口投与

※令和2年10月1日から定期接種として導入された。

《実績》

令和2年度実施結果

	対象者数 (人)	接種者数 (人) (1 価)	接種者数 (人) (5 価)	合計	接種率 (%)
1 回目	837	264	95	359	42.9
2 回目	837	217	75	292	34.9
3 回目	837	—	56	56	6.7
合計	2,511	481	226	707	28.2

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和2年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。対象者は0歳人口としている。

※ロタウイルスワクチンは令和2年8月1日以降に生まれた方で、かつ10月1日以降の接種から対象としている。

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和2年度	707	28.2

《考察》

令和2年8月1日以降に生まれた方の予診票つづり送付時に、ロタウイルス感染症予防接種予診票も追加して送付した。また、こうほう佐倉やホームページで周知した。対象者を令和2年9月末時点で0歳の人口としているが、令和2年10月から定期接種になったので、接種率は低くなっている。今後の接種状況を注視していきたい。

(2) B型肝炎予防接種

《目的》

B型肝炎ウイルスによる感染症発生の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
1・2回目	1歳未満	B型肝炎(HB)ワクチン0.25mlを27日以上の間隔をおいて2回皮下注射
3回目		初回接種後139日以上の間隔をおいて0.25mlを1回皮下注射

※平成28年10月1日から定期接種として導入された。

《実績》

令和2年度実施結果

	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
1回目	837	800(長期療養1人含む)	95.6
2回目	837	806(長期療養1人含む)	96.3
3回目	837	875(長期療養3人含む)	104.5
合計	2,511	2,481(長期療養5人含む)	98.8

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和2年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成28年度	1,531	47.7
平成29年度	3,060	103.8
平成30年度	2,977	97.5
令和元年度	2,650	97.8
令和2年度	2,481(長期療養5人含む)	98.8

《考察》

新型コロナウイルスの流行がみられたが、昨年度と同等の100%近い接種率であった。今後も高い接種率を維持できるよう、接種勧奨を継続していく。

(3) ヒブ予防接種

《目的》

インフルエンザ菌 b 型による感染症、特に侵襲性の感染症（髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎）の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後 2 か月～5 歳未満	ヒブワクチン 0.5ml を 27 日以上の間隔をおいて 3 回皮下注射
追加		初回接種後 7 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実績》

令和 2 年度実施結果

	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
1 回目	837	797	95.2
2 回目	837	827	98.8
3 回目	837	846	101.1
4 回目	837	998	119.2
合計	3,348	3,468	103.6

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 2 年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
平成 28 年度	4,250	99.4
平成 29 年度	4,119	104.8
平成 30 年度	4,093	100.5
令和元年度	3,654	101.2
令和 2 年度	3,468	103.6

《考察》

接種率は常に 100%前後を推移している。今後も適切に接種ができるよう周知啓発を図っていきたい。

(4) 小児用肺炎球菌予防接種

《目的》

肺炎球菌（血清型 1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）による侵襲性感染症の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後2か月～5歳未満	小児用肺炎球菌ワクチン0.5mlを27日以上の間隔で3回皮下注射
追加		初回接種後60日以上の間隔でワクチン0.5mlを1回皮下注射

※平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

※平成25年11月より使用されるワクチンが7価ワクチンから13価ワクチン（血清型1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）に変更された。（接種間隔・回数に変更なし）

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実績》

令和2年度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
1回目	837	784	93.7
2回目	837	780	93.2
3回目	837	815	97.4
4回目	837	957	114.3
合計	3,348	3,336	99.6

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和2年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
平成28年度	4,256	99.5
平成29年度	4,134	105.1
平成30年度	4,092	100.5
令和元年度	3,793	105.0
令和2年度	3,336	99.6

《考察》

接種率は100%前後と高い値で推移しており、令和2年度についても同様の傾向にある。今後も適切に接種ができるよう周知啓発を図っていきたい。

- (5) 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）DPT-IPV
 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）DPT
 不活化ポリオ予防接種
 二種混合（ジフテリア、破傷風）DT 予防接種

四種混合DPT-IPV・三種混合DPT

《目的》

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

種別	対象		実施方法
四種混合	第1期 (初回)	生後3か月～90か月未満	沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
	第1期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射
三種混合	第1期 (初回)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
	第1期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを第1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射

※平成24年11月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入された。

《実績》

令和2年度実施結果

種別	回数	対象者数(人)	実施者数(人)	接種率(%)	
四種混合	第1期	1回	861	787	91.4
		2回	861	816	94.8
		3回	861	859	99.8
		追加	861	993	115.3
	合計	3,444	3,455	100.3	
三種混合	第1期	1回	861	0	—
		2回	861	0	—
		3回	861	0	—
		追加	861	2	0.2
	合計	3,444	2	0.06	

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和2年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移（四種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（％）
平成 28 年度	4,409	99.3
平成 29 年度	4,197	103.5
平成 30 年度	4,305	104.6
令和元年度	3,920	103.6
令和 2 年度	3,455	100.3

年度別接種率の推移（三種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（％）
平成 28 年度	0	—
平成 29 年度	0	—
平成 30 年度	2	0.0
令和元年度	8	0.2
令和 2 年度	2	0.06

《考 察》

例年100%前後の高い接種率を推移しており、令和2年度についても同様の傾向であった。

不活化ポリオ予防接種

《目 的》

急性灰白髄炎（ポリオ）の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期 (初回)	生後 3 か月～90 か月未満	不活化ポリオワクチンを 20 日以上の間隔をおいて 0.5ml を 3 回皮下注射
第 1 期 (追加)		不活化ポリオワクチンを第 1 期初回完了後 6 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射

《実 績》

令和 2 年度実施結果

回数		対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（％）
第 1 期	1 回	861	5	0.6
	2 回	861	0	—
	3 回	861	0	—
	追加	861	0	—
合計		3,444	5	0.1

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
平成 28 年度	209	4.7
平成 29 年度	138	3.4
平成 30 年度	45	1.1
令和元年度	5	0.1
令和 2 年度	5	0.1

《考 察》

平成 24 年 11 月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入されたことにより、不活化ポリオワクチンの接種者は年々減少している。

二種混合（ジフテリア、破傷風）DT 予防接種

《目 的》

ジフテリア、破傷風の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
11 歳～13 歳未満	沈降精製ジフテリア、破傷風混合トキソイドワクチン 0.1ml を 1 回皮下注射

《実 績》

令和 2 年度実施結果

種別	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
二種混合 第 2 期	1,498	1,084	72.4

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成 28 年度	1,106	76.9
平成 29 年度	1,145	80.0
平成 30 年度	1,218	79.2
令和元年度	1,101	73.5
令和 2 年度	1,084	72.4

《考 察》

二種混合の接種者数はやや減少しており、接種率で昨年度より 1.1 ポイントの減少であった。

一方、日本小児科学会で勧めていることもあり、百日咳の予防を目的に、二種混合（定期接種）の代わりに三種混合（任意接種）を接種する者が増えている。（市で把握しているものだけで、令和 2 年度に 133 人）任意接種扱いのため、接種率に反映されていないが、仮に二種混合の接種者数に含めると接種率が 81.2%となる。二種混合の接種状況と併せて、これらについても注視していきたい。

(6) BCG予防接種

《目的》

乳幼児における結核性髄膜炎や粟粒結核などの予防、結核のまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
生後1歳未満	乾燥BCGワクチンを1滴滴下し管針で経皮接種

※佐倉市予防接種委員会での検討結果を踏まえ、免疫不全症が比較的明らかとなる3か月からを原則の接種期間としている。

《実績》

令和2年度実施結果

対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
837	848	101.3

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和2年年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
平成28年度	1,071	100.2
平成29年度	997	101.4
平成30年度	1,055	103.6
令和元年度	911	100.9
令和2年度	848	101.3

《考察》

この5年間の接種率は、100%を超える高い数値で推移している。引き続き、適切な時期に接種を行えるよう周知啓発を行っていききたい。

(7) 麻しん（はしか）・風しん予防接種

《目的》

麻しん、風しんの発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期	生後 12 か月～24 か月未満	・麻しん風しん混合ワクチン(MR)0.5ml を 1 回皮下注射 <単抗原ワクチン希望の方> ・麻しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射 ・風しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射
第 2 期	5 歳～7 歳未満で小学校就学前の 1 年間	

《実績》

令和 2 年度麻しん風しん実施結果

種別	期別	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
麻しん風しん	第 1 期	933	930 (長期療養1人含む)	99.7
	第 2 期	1,288	1,233	95.7
	合計	2,221	2,163 (長期療養1人含む)	97.4
麻しん	第 1 期	933	0	—
	第 2 期	1,288	0	—
	合計	2,221	0	—
風しん	第 1 期	933	0	—
	第 2 期	1,288	0	—
	合計	2,221	0	—

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を第 1 期は令和 2 年 9 月末人口、第 2 期は令和 2 年 3 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別麻しん風しん接種率の推移 (麻しん風しん混合+麻しん単抗原+風しん単抗原実施者)

年度	期別	接種者数 (人)	接種率 (%)
平成 28 年度	第 1 期	1,073	87.0
	第 2 期	1,244 (長期療養 2 人含む)	91.9
平成 29 年度	第 1 期	1,134	102.3
	第 2 期	1,249	93.5
平成 30 年度	第 1 期	1,046	98.6
	第 2 期	1,280(長期療養 1 人含む)	94.8
令和元年度	第 1 期	995 (長期療養 1 人含む)	92.8
	第 2 期	1,253 (長期療養 1 人含む)	94.3
令和 2 年度	第 1 期	930 (長期療養 1 人含む)	99.7
	第 2 期	1,233	95.7

《考 察》

1期、2期ともに接種率を95%以上にすることが目標とされているが、いずれも95%を上回っている。今後も、ハガキや就学时健診での勧奨を継続していく。

(8) 水痘（みずぼうそう）予防接種

《目的》

水痘 - 帯状疱疹ウイルスによる感染症の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
生後 12 か月から生後 36 か月未満	乾燥弱毒生水痘ワクチン 0.5ml を 2 回皮下注射。 3 月以上の間隔をおく

《実績》

令和 2 年度実施結果

期別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
1 回目	933	924（長期療養 1 人含む）	99.0
2 回目	933	940	100.8
合計	1,866	1,864（長期療養 1 人含む）	99.9

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 2 年 9 月末の 1 歳人口としている。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
平成 28 年度	2,132	86.4
平成 29 年度	2,143	96.7
平成 30 年度	2,096	98.8
令和元年度	1,951	91.0
令和 2 年度	1,864（長期療養 1 人含む）	99.9

《考察》

昨年度の接種率より 8.9 ポイント増となっている。今後も高い接種率を維持できるよう周知啓発を図っていきたい。

(9) 日本脳炎予防接種

《目的》

日本脳炎の発生の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第1期 (初回)	生後6か月～90か月未満	日本脳炎ワクチンを6日以上の間隔 をおいて0.5mlを2回皮下注射 (3歳未満の場合、接種量は0.25ml)
第1期 (追加)		初回接種後6か月以上の間隔をおい て0.5mlを1回皮下注射 (3歳未満の場合、接種量は0.25ml)
第2期	9歳～13歳未満	0.5mlを1回皮下注射
特例(実施規則 附則第5条)	平成17年度から平成21年度にかけての積極 的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を 逸した者(平成7年4月2日から平成19年4 月1日生まれ)20歳未満	第1期、第2期の未接種分を接種
特例(実施規則 附則第4条)	平成17年度から平成21年度にかけての積極 的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を 逸した者(平成19年4月2日から平成21年 10月1日生まれ)13歳未満	第1期の未接種分を接種

《実績》

令和2年度実施結果

種別	回数	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
第1期	1回目	1,089	1,167	107.2
	2回目	1,089	1,229	112.9
	追加	1,180	1,479	125.3
第2期		1,349	1,010	74.9
特 例	第 1 期	1回目		54
		2回目		63
		追加		155
	第2期	1,558	264	16.9
合計		6,265	5,421 (5,149)	86.5 (82.2)

※特例第1期の対象者数は、平成27年度以降算出方法が示されていない。

※()は、特例第1期(対象者数が示されていない期間)の実施者数を除いて算出したもの。

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和2年9月末の3歳、4歳、9歳、18歳(特例措置対象者)の人口で算出しているため、接種率が100%を超えることがある。

接種時の年齢（特例措置分を除く）

	第1期初回			第2期	総計
	1回目	2回目	追加		
0歳	499	474			973
1歳	192	199	390		781
2歳	82	103	181		366
3歳	273	265	204		742
4歳	46	77	266		389
5歳	31	43	225		299
6歳	42	61	163		266
7歳	2	7	50		59
9歳				482	482
10歳				130	130
11歳				149	149
12歳				249	249
総計	1,167	1,229	1,479	1,010	4,885

全接種者 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成28年度	6,001	85.1
平成29年度	6,560	95.3
平成30年度	7,058	101.5
令和元年度	6,389	97.0
令和2年度	5,421	86.5

第1期 年度別接種率の推移（特例措置を除く）

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成28年度	4,479	114.8
平成29年度	5,136	133.7
平成30年度	5,070	131.6
令和元年度	4,595	126.6
令和2年度	3,875	115.4

第2期 年度別接種率の推移（特例措置を除く）

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成28年度	991	65.5
平成29年度	883	60.2
平成30年度	1,332	89.8
令和元年度	1,205	87.2
令和2年度	1,010	74.9

《考 察》

昨年度に比べると接種率がやや低下している。今年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、外出の自粛が見られていたことが接種率に影響を与えている可能性が考えられる。また、年明けより、ワクチン供給量不足があり、接種率の低下に影響を与えた可能性がある。次年度以降の接種状況をみながら勧奨等を検討していきたい。

(10) 子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2価、ガーダシル・4価）

《目的》

サーバリックス

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及びの予防 18 型ウイルスの感染及び前がん病変予防。

ガーダシル

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及びの予防 18 型ウイルスの感染及び前がん病変予防。

尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因となる 6 型及び 11 型の感染予防。

《対象及び実施方法》

ワクチン名	対象	実施方法
サーバリックス	小学校 6 年生 ～高校 1 年生 の女子	子宮頸がん予防ワクチン 0.5ml を 0・1・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射
ガーダシル		子宮頸がん予防ワクチン 0.5ml を 0・2・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射

※平成 23 年 4 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われ、その後、平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※平成 25 年 6 月 14 日に開催された厚生科学審議会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的にみられたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになるまで、定期接種を積極的に勧奨すべきでないと言われた。引き続き定期接種として無料で受けていただくことは可能。副反応によって健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく補償を受けることができる。

※令和 2 年 10 月 9 日、厚生労働省より、対象者等への周知に関する具体的な対応として、対象者等が情報に接する機会を確保し、接種するかどうかについて検討・判断ができるよう、情報提供を行うための資材を対象者へ個別に送付する等の通知があった。

《実績》

令和 2 年度実施結果

	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
1 回目	710	90	12.7
2 回目	710	66	9.3
3 回目	710	43	6.1
合計	2,130	199	9.3

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
平成 28 年度	3	0.1
平成 29 年度	3	0.1
平成 30 年度	20	0.9
令和元年度	34	1.6
令和 2 年度	199	9.3

《考察》

令和 2 年 10 月の厚生労働省からの通知を受け、令和 2 年 11 月、高校 1 年生を対象に、厚生労働省作成のリーフレットを送付した。また令和 3 年 3 月、小学 6 年生から中学 3 年生を対象に厚生労働省

作成のリーフレットを送付した。接種を希望する場合は、健康管理センターに連絡してもらい、予診票を発行した。市内 75 医療機関にも、対象者に送付したリーフレットを送り周知した。その結果、昨年度までと比べて接種率が上昇したと思われる。今後も、適切な情報提供を行い、接種に関する相談に対応していく。

(11) インフルエンザ予防接種

《目的》

インフルエンザの個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより間接的な集団予防を図ることを目的とする。

《対象及び接種方法》

対 象	接 種 方 法
①65 歳以上の者 ②60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	インフルエンザHAワクチンを1回皮下注射

《実績》

令和2年度実施結果

対象年齢	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
65 歳以上	55,829	38,002	
60～64 歳		29	
合計	55,829	38,031	68.1

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
平成 28 年度	27,548	53.5
平成 29 年度	27,205	51.5
平成 30 年度	28,667	53.0
令和元年度	31,029	56.5
令和 2 年度	38,031	68.1

《考 察》

令和2年度は新型コロナウイルスの流行状況があり、インフルエンザの発症や重症化を予防するため、ワクチンの需要が高まった。令和2年9月、厚生労働省から、「季節性インフルエンザワクチン接種時期ご協力のお願い」が出され、65歳以上の方など、定期接種の対象者が10月1日からの早い時期で接種を行うよう呼びかけられた。その結果、接種率は例年に比べて大きく増加がみられた。

(12) 高齢者肺炎球菌予防接種

《目的》

肺炎球菌（血清型 23 種類）による呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、敗血症などの予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
過去に 23 価肺炎球菌莢膜多糖体ワクチンの接種歴のない者で、以下に該当する者 ①令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる者 ②60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン 0.5ml を 1 回筋肉内又は皮下に注射する。

※平成 23 年 4 月から接種費用一部助成を行ってきたが、平成 26 年 10 月 1 日より定期接種に位置づけられた。

《実績》

令和 2 年度実施結果

対象年齢	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
65 歳以上	11,854	2,020	17.0
60～64 歳		0	
合計	11,854	2,020	17.0

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）	（再掲）65 歳相当の者の接種状況	
			接種者数（人）	接種率（%）
平成 28 年度	5,411	45.6	1,805	62.6
平成 29 年度	5,872	46.3	1,686	61.3
平成 30 年度	5,439	43.7	1,545	60.5
令和元年度	1,876	15.5	1,275	53.8
令和 2 年度	2,020	17.0	1,592	66.9

《考察》

平成 26 年から平成 30 年度までの 5 年間において、65 歳以上で 5 歳刻みの接種対象者に予防接種を実施し、平成 30 年度で制度が終了する予定であったが、さらに 5 年間、制度の延長となった。70 歳以上の者については 5 年前に一度対象となっていること、接種対象者は任意接種も含めてこれまでに接種したことがない者であるため、接種率は大きく減少している。

一方、今年度初めて対象となった 65 歳相当の者だけの接種率をみると、66.9%であり、65 歳相当の者の年度別接種率の推移では上昇がみられた。

(13) 風しんの追加的対策（第5期接種）

《目的》

風しんの発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対象：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

抗体検査を実施し、その結果「十分な量の風しんの抗体がない者」が風しんの第5期定期接種の対象とする。

実施方法：予防接種法に基づく定期接種とし、令和元年度から3年間、全国無料で実施

《実績》

令和2年度 抗体検査実施結果

種別	対象者数 (人)	実施件数 (人)	抗体検査の 実施率(%)	結果(人)	陰性率(%)
風しんの抗体検査	19,189	2,048	10.7	陽性：1,604 陰性：444	21.7%

*抗体検査の実施率＝令和2年度中の実施件数／令和2年3月末の昭和37年4月2日～

昭和54年4月1日生まれの男性の人数（令和元年度に抗体検査をした人数を除く）

令和2年度 予防接種の実施結果

種別	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
麻しん風しん混合ワクチン	444	348	78.4
風しんワクチン		3	0.7
合計	444	351	79.1

*予防接種の接種率＝令和2年度中の実施件数／抗体検査の陰性者

年度別接種率の推移

年度	抗体検査		予防接種	
	実施件数(人)	実施率(%)	接種者数(人)	接種率(%)
令和元年度	2,006	19.9	359	81.0
令和2年度	2,048	10.7	351	79.1

《考察》

令和2年度は、対象者のうち、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日の間に生まれた男性にクーポン券を送付した。対象者数を昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性としており、対象者数が増えたことにより、令和元年度と比較して実施率が低下している。本事業の対象者の多くが働く世代であることから、抗体検査の実施に当たっては、事業所健診の機会を利用した実施や、休日・夜間の実施の体制を整備している。令和3年度まで事業が継続されるため、対象者への周知、啓発を繰り返し行う等、受検率の向上に努めたい。

2. 予防接種（任意）

(1) おたふくかぜワクチン接種費用助成事業

《目的》

耳の下にある耳下腺の腫れを特徴とするウイルス感染症の発生を予防し、子育て支援の一助とするため接種費用の一部を助成する。

《内容》

①対象

- ・1、2歳児（生後12か月～36か月未満）の市民（接種日時点）
※令和2年4月1日～令和3年3月31日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う
- ・接種後、各保健センターで助成の申請（郵送可）
- ・申請後、後日市から指定口座に助成金を振り込む

③助成金額

3,000円

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関や保健センター等にてポスター掲示、リーフレット配布
- ・1歳1か月時に制度の案内はがきを個別通知

《実績》

令和2年度実施結果

対象者数（人）	助成者数（人）
1,261	754

※対象者数は、令和2年9月末時点の1歳児と2歳児の人口2,015人から、令和元年度助成済の1歳児754人を除いた数。

年度別助成者数の推移

年度	対象者数（人）	助成者数（人）
平成28年度	1,661	962
平成29年度	1,484	826
平成30年度	1,407	792
令和元年度	1,382	781
令和2年度	1,261	754

《考察》

平成26年度より制度が開始され、制度の利用率は56～60%で推移している。令和2年度における1歳児に限った制度の利用率は約80%であり、任意接種ではあるが1歳になったら接種する予防接種として広く認識されていることが分かる。

平成27年度から継続して行っている個別通知など、今後も様々なかたちでの制度の周知、啓発に努めていく。

(2) 風しんワクチン接種費用助成事業

《目的》

千葉県等が実施主体となり、先天性風しん症候群の発生を未然に防止するため風しん抗体検査を実施している。本事業は千葉県が実施する抗体検査の結果、抗体価が低かった者の風しんワクチン接種を促進し、妊婦への風しん感染防止、先天性風しん症候群の発症防止を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

《内容》

①対象

- ・平成 30 年 12 月 25 日以降に県の実施する抗体検査又は、風しん追加的対策による抗体検査を受けた結果が HI 法で 32 倍未満、又は EIA (IgG) 法で 8.0 未満の方で、ワクチン接種を受けた方
- ※令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う
- ・接種後、各保健センターで助成の申請（郵送可）
- ・申請後、後日市から指定口座に助成金を振り込む

③助成金額

- ・風しんワクチン 3,000 円
- ・麻しん風しん混合（MR）ワクチン 5,000 円

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関や各保健センター等にてリーフレット配布

《実績》

令和 2 度実施結果

助成者数（人）
12

年度別助成者の推移

年度	助成者数（人）
平成 30 年度	10
令和元年度	27
令和 2 年度	12

《考察》

助成者の男女比は男性 8 人、女性 4 人であった。新型コロナウイルス感染症の流行があり、風しんの感染者数も減少しているため、問い合わせや申請が減少している。令和 3 年度に風しんの追加的対策も終了予定のため、今後の制度継続について検討する必要がある。

(3) インフルエンザワクチン接種費用助成事業

《目的》

厚生労働省が予防接種を強く推奨する者のうち、妊婦及び生後6か月から小学2年生までの間にある者に対し、早期におけるインフルエンザワクチンの接種を促進し、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を抑制し、医療現場の負担を軽減することを目的とする。

《内容》

①対象

- ・接種日において妊娠の届出がされている者
 - ・接種日において生後6か月から小学校2年生までの間にある者
- ※令和2年10月1日から令和2年12月31日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う
- ・接種後、各保健センターで助成の申請（郵送可）
- ・申請後、後日市から指定口座に助成金を振り込む

③助成金額

1,500円（1人1回まで）

④周知方法

- ・対象者に個別通知
- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載

《実績》

令和2年度実施結果

対象者数（人）	助成者数（人）
9,962	4,838

※対象者数は個別発送した人の数

《考察》

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、急遽費用助成を行った。制度の周知期間が十分に取れなかったため、対象者には郵送で個別に通知をした。

新型コロナウイルス感染症との同時流行を防ぐため、インフルエンザワクチンの接種が推奨され、例年に比べ多くのかたが接種をしたと思われる。制度の利用率は約48%だった。

3. 結核予防

(1) 結核検診

根拠法令等	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
-------	----------------------------------

《目的》

結核検診を行うことにより、結核患者の発生防止及び結核の蔓延を予防する。

《内容》

① 対象者

市内在住の65歳以上の男女

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・ 期 間 9月7日～1月15日、市内7会場、21日間実施。
- ・ 費 用 300円（税込み）
- ・ 検診内容 検診車両での、胸部レントゲン間接撮影及び読影を実施。

イ 個別検診

- ・ 期 間 6月1日～12月10日、市内39医療機関で実施。
- ・ 費 用 1,300円（税込み）
- ・ 検診内容 胸部レントゲン直接撮影及び読影を実施。

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の65歳以上の男女で、下記に該当するかた

- ・ 70歳のかた
- ・ 令和元年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・ 生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、周知啓発に努めた。

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
平成28年度	51,361	14,431	28.1
平成29年度	52,350	14,711	28.1
平成30年度	53,650	15,327	28.6
令和元年度	54,690	15,365	28.1
令和2年度	55,590	12,234	22.0

② 胸部レントゲン検診（結核検診）実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精密検査 者 (人)	要精密検査率 (%)	精密検査受診 者 (人)	結核発見 数 (人)
集団	55,590	2,460	4.4	27	1.1	20	0
個別		9,774	17.6	319	3.3	228	0
合計	55,590	12,234	22.0	346	2.8	248	0

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査実施状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		要 精 密 検 査 (人)	要精密検査区分										精密検査受診状 況	
						結核性		非結核性		腫瘍性		循環器		その他		未 受 診 者 (人)	結核 (人)
						人	%	人	%	人	%	人	%	人	%		
男性	65～69	6,339	673	10.6	11	0	0.0	1	9.1	8	72.7	0	0.0	2	18.2	2	0
	70～74	7,258	1,636	22.5	34	1	2.9	8	23.5	17	50.0	4	11.8	4	11.8	8	0
	75～79	5,912	1,585	26.8	49	1	2.0	7	14.3	23	46.9	6	12.2	12	24.5	11	0
	80歳以上	5,933	1,458	24.6	69	1	1.4	21	30.4	29	42.0	11	15.9	7	10.1	22	0
	小計	25,442	5,352	21.0	163	3	1.8	37	22.7	77	47.2	21	12.9	25	15.3	43	0
女性	65～69	7,111	1,117	15.7	19	0	0.0	6	31.6	8	42.1	3	15.8	2	10.5	4	0
	70～74	8,048	2,313	28.7	58	1	1.7	12	20.7	32	55.2	9	15.5	4	6.9	16	0
	75～79	6,488	1,874	28.9	52	1	1.9	6	11.5	32	61.5	8	15.4	5	9.6	13	0
	80歳以上	8,501	1,578	18.6	54	1	1.9	12	22.2	24	44.4	8	14.8	9	16.7	22	0
	小計	30,148	6,882	22.8	183	3	1.6	36	19.7	96	52.5	28	15.3	20	10.9	55	0
男性	集団	25,442	1,290	21.0	19	0	0.0	8	42.1	11	57.9	0	0.0	0	0.0	5	0
	個別		4,062		144	3	2.1	29	20.1	66	45.8	21	14.6	25	17.4	38	0
女性	集団	30,148	1,170	22.8	8	0	0.0	1	12.5	6	75.0	0	0.0	1	12.5	2	0
	個別		5,712		175	3	1.7	35	20.0	90	51.4	28	16.0	19	10.9	53	0
合計	55,590	12,234	22.0	346	6	1.7	73	21.1	173	50.0	49	14.2	45	13.0	98	0	

※検診対象者数は、5月末時点での65歳以上の人口とする。

《考 察》

令和2年度は前年度と比較して、受診数は3,131人減少し受診率は6.1%減少した。

今後も高齢者が増加するため、検診の受診者数を増やし、結核患者の発生防止及び結核の蔓延予防をする必要がある。

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項
-------	------------------

《目的》

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

《内容》

- ①対象 市内在住の 40 歳以上のかた
- ②方法 健（検）診会場、健康相談等の保健事業、各保健センター・健康保険課・高齢者福祉課窓口において交付

《実績》

健康手帳の交付状況 （単位：冊）

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
H28 年度	2,520	5,243	7,763	1,174	1,277	2,451	3,694	6,520	10,214
H29 年度	2,698	6,427	9,125	1,440	1,666	3,106	4,138	8,093	12,231
H30 年度	2,697	6,389	9,086	868	1,102	1,970	3,565	7,491	11,056
R元年度	1,839	4,175	6,014	1,818	1,688	3,506	3,657	5,863	9,520
R2年度	1,255	2,737	3,992	989	1,162	2,151	2,244	3,899	6,143

健康手帳の変遷

H19 年度まで	健診(検診)の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診(検診)受診者に配布していた。
H20 年度	健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらったようにした。
H21 年度	健康の記録のページの特定健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。
H22 年度	相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすいようにした。
H23 年度	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患（COPD）についての説明を追加。
H24 年度	クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加。
H25 年度	国の方針により HbA1c が JDS から NGSP に表記変更となったことを受け、JDS と HbA1c の値を併記。 こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を図るため、こころの健康のページを新設。
H26 年度	下記の情報を追記 ①健康に関する情報（肝炎ウイルス、骨の健康） ②成人保健事業の体系図、特定保健指導の流れ ③小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所、休日当番医テレホンサービス ④保健センターの案内図
H27 年度	・健康手帳を記録媒体として活用できるように、自身で記入する項目（健康の記録・予防接種・休日当番医/かかりつけ医情報）を前面に配置 ・高齢者福祉課のページを増やし、ロコモ体操を入れた
H28 年度	糖尿病性腎症重症化予防事業開始に伴い、健診結果に eGFR の値が表記されることになり、検査項目についての説明を追加。

H29年度	サイズ変更 (A4→A5)
H30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・検査項目に non-HDL コレステロールが加わったため、検査値の読み方に表記を追記。 ・文字サイズを大きくし、内容やレイアウトを見やすく変更。30 ページ増。
R元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙に発行年度を表記。 ・特定健診の尿蛋白の判定基準変更に伴い、「検査値の読み方」「特定健診の記録」「尿検査からわかること」を修正。 尿蛋白の判定基準変更：基準値「-・±」⇒「-」、 保健指導判定値「+以上」⇒「±」、受診を勧める値（新設）「+以上」 ・歯のページ：「噛むことの効果」⇒「メタボ予防」に内容変更。 ・「健康づくり」のページ <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ボランティアの紹介と「佐倉市わくわく生活手帳」を追記。 ・「介護予防」⇒「フレイル予防」に内容修正。 ・「物忘れチェックシート」⇒「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」に変更。

《考 察》

健康手帳は、毎年受診結果を記録しておくことにより、健康状態を5年間にわたり経年的に管理でき、生活習慣病の予防に効果があることから、19歳以上40歳未満のかたにも配布している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に受診率が減少したことから、健康手帳の配布数が大幅に減少した。

今後も、各保健事業の場において、健康手帳を活用していく。

2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 7 つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

(1) 集団健康教育

《目的》

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。

《内容》

(1) 対象者

① 健康教育

40～64 歳の市民を対象とする。

ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。(健康増進事業実施要領より)

② 衛生教育

上記「健康教育」以外のかた

(2) 種類・内容

① 健康教育

・一般健康教育

生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活のあり方その他健康に関して必要な事項について

・歯周疾患健康教育

歯科疾患の予防及び治療、日常生活における歯口清掃、義歯の機能及びその管理等の正しい知識について

・ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育

骨粗鬆症・転倒予防を含めたロコモティブシンドローム(運動器症候群)に関する正しい知識、生活上の留意点について

・慢性閉塞性肺疾患(COPD)健康教育

慢性閉塞性肺疾患(COPD)に関するリスクや正しい知識、禁煙支援等

・病態別健康教育

肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成について

・薬健康教育

薬の保管、適正な服用方法等に関する一般的な留意事項、薬の作用・副作用の発言に関する一般的な知識について

② 衛生教育

- ・地域保健に関する知識の普及、地域住民の健康の保持及び増進に関すること

《実績》

※各表の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

年次別実績

年度	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
平成28年度	172 (114)	6,412 (2,626)	1,026	2,737 (2,626)	2,649	0
平成29年度	163 (116)	5,926 (2,715)	876	2,903 (2,715)	2,147	0
平成30年度	152 (107)	5,437 (2,299)	1,056	2,378 (2,299)	2,003	0
令和元年度	136 (90)	5,313 (2,093)	932	2,164 (2,093)	2,217	0
令和2年度	28 (15)	139 (43)	17	64 (43)	58	0

教育種類別実績

	一般 その他	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	計
回数	22	0	4	0	2	0	28
延人数	101	0	12	0	26	0	139

40～64歳の教育種類別実績〔再掲〕

※健康増進事業実施要領に基づくもの

	一般 その他	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	計
回数	12	0	1	0	2	0	15
延人数	34	0	1	0	8	0	43

《考察》

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大のため中止になったものや、規模を縮小して実施したため、回数や延人数は大きく減少している。人数が減った分、個々のニーズ合わせた支援ができた。今後は感染対策や新しい生活様式を取り入れながらできる、効果的な実施方法を検討していきたい。

【一般健康教育】

●出前健康講座（一般健康教育、食生活改善推進員の出前も含む）

《内 容》

① 対象者

市内在住・在勤の方

② 方法

自治会、自主サークル、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。午前9時から午後8時の間の2時間以内。

（年末年始を除く。）

③ 内容

出前健康講座メニューからの選択または、申請者と協議のうえ決定する。

《実 績》

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大予防のため集団の場が減り、実施されなかった。依頼は1件あったが、感染症が拡大していたことからキャンセルとなった。

●出張ピラティス・エクササイズ教室

《内 容》

① 対象者

- ・市内に在住在勤の20歳以上59歳以下のかた
- ・5人以上20人以内のグループ制。

② 方法

自主グループやその他団体からの依頼を受け、ピラティス・エクササイズインストラクターと保健師を派遣する。平日、午前9時から午後5時の間の2時間以内。

③ 内容

保健師が生活習慣病とその予防について講義を行い、インストラクターが初めてでも取り組みやすく効果的な運動（ピラティス、エアロビクス等）について実技指導を行うことで、日常生活の中で取り入れ実践できるように健康教育を実施する。

《実 績》

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大予防のため集団の場が減り、実施されなかった。

●メタボ予防のための「知って得する食事教室」

《内 容》

① 対象者

特定保健指導の対象となったかた及び生活習慣病予防のため食生活改善をしたい方
40歳～74歳の市民

② 方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、個別指導方式にて実施
高血圧予防コース2回、脂質異常症予防コース4回、高血糖予防コース2回 合計8回

③ 内容

- ・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供

・各自の食生活の問題点を見つけ改善できるよう具体的な方法を個別にアドバイスする

④ 周知方法

健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封、チラシによるPR等

《実績》

コース・場所	実人数	内 訳	
		40～64歳	65歳以上
1. 脂質異常症予防 西部保健センター [11/5]	1	0	1
2. 高血糖予防 西部保健センター [11/19]	1	0	1
3. 高血圧予防 南部保健センター [12/9]	0		
4. 高血糖予防 南部保健センター [12/22]	2	0	2
5. 脂質異常症予防 西部保健センター [1/8]	1	0	1
6. 高血圧予防 西部保健センター [1/22]	0		
7. 脂質異常症予防 健康管理センター [2/10]	2	0	2
8. 脂質異常症予防 健康管理センター [2/25]	2	1	1
計	9	1	8

*高血圧予防コースは、参加申し込みがなかったため中止した。

《考察》

高血糖予防を新たに加え高血圧と脂質異常症をテーマに8コースを計画した。昨年度までは、20人定員の集団型での教室であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、特徴でもあった栄養士による調理のデモンストレーションと試食を中止し個別指導方式で実施した。全体の参加者数は昨年比べて減少したが、個別型であったため個々のニーズに合った相談に対応することができた。

今後も生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防するために、食生活の知識や正しい情報を提供する教室として継続して実施していく。

●検診会場でのがん予防健康教育

《内容》

① 対象者

子宮頸がん検診、乳がん検診受診者(集団検診)

② 方法

子宮頸がん検診、乳がん検診の集団検診会場

③ 内容

乳房自己触診法について

《実績》

新型コロナウイルスの感染対策として、①検診にかかる時間を最短で実施する②大声を出すような健康教育を避ける、という2点の必要性から検診会場での健康教育を中止し、チラシ配布啓発のみとした。

●健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発

《内 容》

- ① 対象者
民生委員・児童委員等
- ② 方法
各地区組織の会議等
- ③ 内容
自殺対策相談窓口について説明

《実 績》※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	1 (1)	15 (15)	0	15	0

《考 察》

例年、健診(検診)や生活習慣病予防に関する事業について、各地区組織の会議等に出向き説明やPRをしている。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で集団の場が減り、実施回数が減った。地区の代表者から地域住民へ情報が提供される事で、健診(検診)の受診や健康教育、健康相談の利用につながっていくと考えるため、感染状況に留意しながら今後も継続していきたい。

【歯周疾患健康教育】

《内 容》

- ① 対象者
出前健康講座参加者
- ② 方法
出前健康教育での依頼に対応
- ③ 内容
生活習慣病と歯周病の関係や歯周病の症状、歯の健康を守るための予防法について

《実 績》

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大予防のため集団の場が減り、実施されなかった。

【ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育】

●骨粗しょう症検診での健康教育

《内 容》

- ① 対象者
骨粗しょう症検診受診者
- ② 方法
骨粗しょう症検診会場で実施
- ③ 内容
骨粗しょう症の予防やロコモティブシンドロームの予防について

《実 績》

新型コロナウイルスの感染対策として、①検診にかかる時間を最短で実施する②大声を出すよう

な健康教育を避ける、という2点の必要性から検診会場での健康教育を中止し、チラシ配布啓発のみとした。

●メタボ予防のための「運動習慣づくり教室」

《内 容》

① 対象者

特定保健指導の対象となったかた及び特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要な方

② 方法

1コース2回、計6コースの実施。(計12回)。新型コロナウイルスの感染対策として、令和2年度は個別マンツーマン方式で開催。

1コース：10/6、10/29 西部保健センター

2コース：11/4、11/19 南部保健センター

3コース：12/2、12/24 健康管理センター

4コース：1/12、1/28 西部保健センター

5コース：2/3、2/18 南部保健センター

6コース：3/9、3/24 健康管理センター

③ 内容

健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身につくように健康教育を実施する。

④ 周知方法

対象者へ個別通知、健康アドバイス会で案内

《実績》※()内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

コース・場所	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39歳以下	40～64歳	65歳以上
1. 西部保健センター	2(2)	1(1)	2(2)	0	2	0
2. 南部保健センター	2(2)	3(2)	6(4)	0	4	2
3. 健康管理センター	2(2)	3(3)	6(6)	0	6	0
4. 西部保健センター	2(0)	3(0)	5(0)	0	0	5
5. 南部保健センター	2(2)	3(2)	6(4)	0	4	2
6. 健康管理センター	2(2)	3(1)	6(2)	0	2	4
計	12(10)	16(9)	31(18)	0	18	13

《考 察》

個別マンツーマン方式を取り入れたことで、参加者個人の相談内容を直接運動指導士に相談しながら、生活状況に合わせた運動方法の提案を行うことができた。規模の縮小に伴い参加者数も減少したが、例年と比較し個々のニーズに沿った事業展開となったと考える。

今後は小集団型にして定員を増やしたり、就労している世代が参加しやすい実施方法にする等、より多くの方が参加しやすい内容を検討していく。

●家庭教育学級限定 出前教室

《内 容》

① 対象者

市内小中学校等に在籍するこどもをもつ保護者で20歳以上59歳以下のかた

② 方法

家庭教育限定の出前健康講座(6校限定)として、6月上旬まで申込みを受付、9月～翌年2月の期間で、希望する学校と日程を調整する。

③ 内容

初めてでも取り組みやすく効果的な運動(ラジオ体操、ウォーキング、エアロビクス等)についての知識と技術を健康運動指導士から学び、日常生活の中で取り入れ実践できるように健康教育を実施する。

《実 績》

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、実施されなかった。

●運動器具トレーニング講習会、玄米ダンベル体操講習会

《内 容》

① 対象者

市内に居住地を有する18歳以上(高校生を除く)で、医師等から運動を制限されていない方とする。(運動器具トレーニングは74歳まで)

② 方法

- ・運動器具トレーニング講習会：西部保健センター、南部保健センターで実施。
- ・玄米ダンベル体操講習会：西部保健センター、南部保健センターで実施。

③ 内容

- ・運動器具トレーニング講習会

運動習慣づくりを目的に、エルゴメーター(自転車)を使用したトレーニングについて講習会を実施する。

- ・玄米ダンベル体操講習会

運動のきっかけ及び習慣づくりを目的とし、「玄米ニギニギ体操(鈴木正成編・日本放送協会2002年)」に基づく玄米ダンベル及び映像を使用した講習会実施する。

《実 績》

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

玄米ダンベル体操等を開始した頃に比べ、地域で運動を定期的に行う機会が増えているなど、私達を取りまく環境は変化してきている。今後は新しい生活様式で、自宅でも継続して運動できる機会を提供する必要があることから、今年度をもって本運動事業(講習会・自由開放)は一旦中止し、新しい事業として幅広い年代で実施できるオリジナル体操を作成した。新しい運動として佐倉市オリジナル体操を普及し、啓発に努めていきたい。

●玄米ダンベル体操および運動器具トレーニング自由開放日参加者のための更新講習会

《内 容》

① 対象者

運動器具トレーニング、玄米ダンベル自由開放参加者

② 方法

西部保健センター、および、南部保健センターで実施。

③ 内容

ロコモティブシンドロームの健康教育とロコトレ（軽い筋力トレーニング）、体力テストを実施する。

《実績》

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

新型コロナウイルス感染拡大により安全に事業が実施できないこと、玄米ダンベル体操を開始した頃に比べ、地域で運動を定期的に行う機会が増えていることから、今年度をもって自由開放事業は中止することとした。また、新しい生活様式で、自宅でも継続して運動できる機会を提供する必要があることから、幅広い年代で実施できるオリジナル体操を作成したため、自由開放利用者が自宅でも継続して運動ができるよう周知していきたい。

【病態別健康教育】

●糖尿病予防学習会

《内容》

① 対象者

佐倉市の特定健診で以下の基準に該当し、現在糖尿病の治療を受けていないかた

- ・ HbA1c[NGSP 値]5.6～6.0%
- ・ 40～69 歳未満

② 方法・内容

1 コース 2 課の構成で実施。

1 課の開始までに初回面接を全員に実施。

- ・ 初回面接 [1/5、1/6、1/7、1/8、1/12]

一人 30～60 分の面接にて行動変容ステージ・生活習慣の確認。

【実施人数】24 人

- ・ 1 課 [2/ 1]：病態講義、運動講義、栄養講義、目標設定

【実施人数】19 人

- ・ 2 課 [2/22]：病態講義、歯科講義、運動講義・実技、栄養士面接

【実施人数】17 人

③ 周知方法

令和 2 年度佐倉市市特定健診受診者で HbA1c[NGSP 値]5.6～6.0%の者への個別通知

《考察》

例年、対象年齢を 40～64 歳としていたが、今年度は対象を 69 歳までに拡大したことで、65 歳以上の方の申し込みが増え、早期に定員に達した。新型コロナウイルス感染症の流行下であったため、実施方法に大幅な変更が必要であり、例年通りの実施が困難であったが、参加者は各自立案した目標に沿って、生活改善に取り組むことができていた。全課程修了者 17 人中、15 人が体重減少し、平均-0.75 キロ減少しているという結果であったことから、効果的な実施ができたと考える。次年度も、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に留意した実施を行っていきたい。

●成人の健康づくり講演会

《内 容》

メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防等、健康づくりに関する知識の普及啓発

《実 績》

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

●慢性腎臓病予防講演会

《内 容》

詳細は「7. (3) 糖尿病性腎症重症化予防事業 (2) 講演会」に掲載

《実 績》

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

【衛生教育】

●こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修

こころの健康づくり講演会

《内 容》

詳細は「8. こころの健康づくり」に掲載

《実 績》

こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
高齢者支援者（介護予防リーダー）向け	1	10	1	2	7	0
市役所職員向け	1	14	10	4	0	0
計	2	24	11	6	7	0

こころの健康づくり講演会

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
オンライン開催	1	22	6	15	1	0

講演会終了後、15日間オンデマンド配信を行い、視聴回数は93回であった。

3. 健康相談

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21(第2次) 【改訂版】	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の7つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

《目的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

《内容》

対象 佐倉市に住所を有する40歳から64歳までのかた

- 方法 ①定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施する。
②健康教育に健康相談を併設し実施する。
③各イベント等に健康相談を併設し実施する。
④電話相談

周知方法 「こうほう佐倉」や健康カレンダー等への掲載、公共施設にちらし配架・ポスター掲示、地区活動時にPR。

《実績》

① 健康相談年度別実績

定例健康相談開催時に随時禁煙相談も実施。

年度	開催回数		延人数			定例健康相談 (再掲)
		定例健康相談 (再掲)				
平成28年度	223	23	1,034			36
			40歳未満 76	40歳～64歳 406	65歳以上 552	
平成29年度	211	23	801			44
			40歳未満 46	40歳～64歳 318	65歳以上 437	
平成30年度	217	22	1,057			26 (内禁煙相談 2)
			40歳未満 131	40歳～64歳 368	65歳以上 558	
令和元年度	183	21	853			26 (内禁煙相談 2)
			40歳未満 72	40歳～64歳 314	65歳以上 467	
令和2年度	121	21	410			55 (内禁煙相談 1)
			40歳未満 5	40歳～64歳 126	65歳以上 279	

② 令和2年度 健康相談種類別実績

健康相談の種類		年齢別内訳
		40歳～64歳
重点相談	高血圧	0
	高脂血症	1
	糖尿病	17
	歯周疾患	0
	骨	29
	女性の健康	0
	病態別	2
総合健康相談		77

③ 禁煙相談（再掲）合計 186件

健康相談の種類	開催回数	年齢別内訳			合計
		40歳未満	40歳～64歳	65歳以上	
特定健診会場での実施	16	0	73	112	185
定例健康相談での実施		0	0	1	1

④ 電話相談 合計 4068件

内訳	件数（割合%）
母子の健康に関すること（コロナウイルス感染症関連4件含む）	2434(59.9%)
生活習慣に関すること	269(6.6%)
こころの健康	103(2.5%)
感染症に関すること	6(0.2%)
コロナウイルス感染症に関すること	995(24.4%)
歯科に関すること	14(0.3%)
その他健康・病気に関すること	247(6.1%)

《考 察》

定例健康相談は、本年度の開催回数21回、令和元年度21回、平成30年度は22回。相談の延人数は平成30年度は26件、令和元年度は27件、令和2年度は55件であり、相談の延人数が、数年と比較して大きく増加している。増加の要因として、佐倉市健康診査の結果の裏面に案内を載せたこと、HbA1cが保健指導判定値の方へ糖尿病予防相談会のお知らせをしたことが考えられる。

定例外健康相談の開催回数は、令和2年度は100回、令和元年度162回、平成30年度195回。定例外健康相談の延人数は、令和元年度は827件、令和2年度は355件で前年度に比べ472件減少となっている。相談件数の減少の原因の一つとして、新型コロナウイルス感染症の影響で、スポーツフェスティバルや歯ッピーかみんぐフェアが中止となり、イベント会場での健康相談数が減ったことが考えられる。今後も市民の相談ニーズの把握に努め、市民の利用しやすい健康相談の実施方法を検討していく。また、定例健康相談については、今後も健診の結果から保健指導値等の方への個別通知や、健診結果の裏面に案内を載せるなどの周知を行っていく。

電話相談に関しては、「新型コロナウイルス」に関する内容が多く、年間 995 件であった。相談内容は、「生活習慣病」についての相談が 70 件減少し、「こころの健康」についての相談が 26 件上昇している。また、「その他健康・病気に関すること」が 55 件増えており、その相談内容は「疼痛等の現在起こっている症状について」「医療機関の受診について」「食品・食事について」など、多岐にわたっていた。今後も、市民のニーズに合わせた電話相談を継続していく。

禁煙相談については令和元年度 225 件、令和 2 年は 186 件で 39 件減少している。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、複合集団健診の開催日が減少し、健診会場で行っている定例外の禁煙相談数が減少したことが要因と考えられる。平成 29 年度市民意識調査の結果、成人の喫煙率は 11.5%であり、健康さくら 21（第 2 次）の目標値 11.3%をわずかに上回る状況にあるため、引き続き目標達成に向け、健診会場や出前健康教育、イベント等での普及啓発を行っていく。

4. 健康診査

(1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

生活保護受給者の健康診査は健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

《内容》

① 対象者

市内在住の40歳以上の生活保護受給者

② 実施方法

ア 集団健診（9月7日～1月15日、市内7会場延べ21日間）

検診業者に委託し、大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施（新型コロナウイルス感染症の状況から、3密を避けるため完全予約制で実施）

イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内40医療機関）

③ 周知方法

ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載、地区回覧、公共交通機関等に周知啓発を実施

④ 健診項目

ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）

身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）

血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）

イ 詳細な健診項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図・眼底検査基準

血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者（心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む）

ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。

貧血検査基準

既往歴および自覚症状

⑤ 受診に係る費用

無料

《実績》

①実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
H28年度	834	55	6.6
H29年度	839	54	6.4
H30年度	864	57	6.6
R元年度	855	60	7.0
R2年度	837	58	6.9

②性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者数 (人)	受診者数 (人)		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～49	38	3	7.9	1	33.3	0	0.0	0	0.0
	50～59	68	3	4.4	2	66.7	0	0.0	0	0.0
	60～64	50	1	2.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	71	6	8.5	1	16.7	0	0.0		
	70～74	91	4	4.4	2	50.0	0	0.0		
	75歳以上	134	7	5.2						
	小計	452	24	5.3	6	25.0	0	0.0	0	0.0
女性	40～49	53	8	15.1	3	37.5	1	12.5	0	0.0
	50～59	57	4	7.0	1	25.0	2	50.0	0	0.0
	60～64	33	2	6.1	1	50.0	0	0.0	1	50.0
	65～69	37	3	8.1	1	33.3	0	0.0		
	70～74	53	2	3.8	2	100.0	0	0.0		
	75歳以上	152	15	9.9						
	小計	385	34	8.8	8	23.5	3	8.8	1	2.9
男性	集団	452	6	5.3	6	25.0	0	0.0	0	0.0
	個別		18							
女性	集団	385	7	8.8	8	23.5	3	8.8	1	2.9
	個別		27							
合計		837	58	6.9	14	24.1	3	5.2	1	1.7

《考察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。このため、生活保護受給者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成21年度からは、対象者全員に健診の通知をし周知を図った。また、平成28年度から生活保護の担当課である社会福祉課と連携し、ケースワーカーから受給者にちらしを配布し、健康診査の勧奨を実施した。これにより、平成28年度以降は受診者数が50人を超えている。

生活保護法の改正により、被保護者健康管理支援事業が創設され、令和3年1月から必須事業とし

て施行される。これに伴い社会福祉課で健診受診勧奨を強化することから、両課で連携し生活保護受給者への周知および受診勧奨を実施していく。

(2) 成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2			
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 定期歯科健診を受けている人の増加	20 歳以上	42.1%	→ 65%
	・ 歯間部清掃用具を使う人の増加	20 歳台	20.0%	→ 50%
		40 歳台	41.9%	→ 50%
		60 歳台	46.7%	→ 50%

《目的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

《内容》

①対象者 19 歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知： 40～74 歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で 19・20 (女性のみ)・25・30・35 (女性のみ)・40・45・50・55・60・65
・70 歳の節目のかた。

令和元年度に市の検診を受診したかた。

国指定のがん検診無料クーポン券対象のかた。

「こうほう佐倉」： 6 月 1 日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診の PR を掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園にチラシを配布した。

PR 活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を PR した。

③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内 57 歯科医療機関で口腔診査を実施した。

④実施期間 6 月 1 日～12 月 10 日

《実績》

① 受診状況 対象者数 対象者数 149,010 人 (19 歳以上の市民)
受診数 763 人 (男性 299 人、女性 464 人)、受診率 0.5%

② 年度別受診数の推移

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率 (%)
平成 27 年度	149,770	935	0.6
平成 28 年度	149,579	968	0.6
平成 29 年度	149,563	903	0.6
平成 30 年度	149,350	834	0.6
令和元年度	149,250	788	0.5
令和 2 年度	149,010	763	0.5

③ 年代別、性別受診数 (人)

(受診者 763 人の内訳)

(歳) 性別	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計 (%)
男性	34	27	28	18	34	111	47	299 (39.2)
女性	48	61	68	52	84	121	30	464 (60.8)
総数	82	88	96	70	118	232	77	763 (100.0)

④ 年代別、地区別受診数 (人) (受診者 763 人の内訳)

地区	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
佐倉	13	12	16	10	19	43	14	127 (16.6)
臼井	13	21	18	15	24	52	12	155 (20.3)
志津	38	38	40	34	56	113	45	364 (47.7)
根郷	15	10	18	9	11	13	2	78 (10.2)
和田	0	0	1	0	0	3	1	5 (0.7)
弥富	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
千代田	3	7	3	2	8	8	3	34 (4.5)
総数	82	88	96	70	118	232	77	763 (100.0)

⑤ 年代別、現在歯数の状況 (人) (受診者 763 人の内訳)

	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
24 歯以上	82	88	95	68	105	174	51	663 (86.9)
20～23 歯	0	0	1	1	11	43	10	66 (8.6)
19 歯以下	0	0	0	1	2	15	16	34 (4.5)

⑥ 年代別、歯周病のり患状況 (人) (受診者 763 人の内訳)

※対象外：総義歯使用や歯根の露出が著しい場合などの、歯周ポケットの診査が出来ない者

ポケットコード	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
健全	45	42	51	29	42	78	26	313 (41.0)
うち、出血あり	23	11	12	8	14	13	5	86
4mm～5mm	33	38	34	30	50	77	24	286 (37.5)
6mm 以上	4	8	11	10	26	77	25	161 (21.1)
対象外※	0	0	0	1	0	0	2	3 (0.4)

⑦ 年代別、歯間部清掃用具使用状況 (人) (受診者 763 人の内訳)

(歳)	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
使用状況								
使用する	14	42	45	39	69	103	38	350 (45.9)
使用しない	68	45	51	30	47	121	31	393 (51.5)
未記入	0	1	0	1	2	8	8	20 (2.6)

⑧ 年代別、判定区分 (人) (受診者 763 人の内訳)

(歳)	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
判定区分								
異常なし	7	9	7	3	5	9	3	43 (5.6)
要指導	20	22	29	18	29	39	7	164 (21.5)
要精検	55	57	60	49	84	184	67	556 (72.9)

⑨ 補助金対象者の受診状況（人）

	受診者数	判定区分		
		異常なし	要指導	要精検
40歳	14	0	4	10
50歳	11	0	3	8
60歳	10	0	2	8
70歳	27	0	5	22

※補助金・・・健康増進事業費補助金

《考 察》

受診状況を性別で見ると、男性が39.2%、女性が60.8%と男性の受診数が少ない。健診結果は、中程度・重度の歯周病罹患状況（ポケットコード4mm以上）が58.6%であり、精密検査の判定が72.9%と高い状況である。佐倉市歯科口腔保健計画の中間評価では、「40歳で喪失歯のない人の割合」が63.8%であり平成24年度の調査時64.7%よりも悪化していたため、今後も若年層、中年層への周知を図り、受診を促すとともに、定期歯科健診を受ける必要性について啓発していきたい。

(3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。

《内容》

① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳で、職場等において検診を受ける機会のない女性

② 実施方法

- ・期間 8月7日から9月5日、4会場延べ8日間実施。
- ・費用 500円（税込み）
- ・検査内容 検診業者へ委託し、測定方法はDXA法（測定部位は橈骨）にて実施。予約制。
結果は「原発性骨粗鬆症の診断基準(2012年度改訂版)」を用いて、年齢に関係なく統一基準とする。

③ 周知方法

ア 個人通知

- ・20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳になる女性
- ・20、25、30、35、40、45歳になる女性へ勸奨ハガキを送付
(無理なダイエットや生理不順、閉経等による女性ホルモンと骨は大きく関係しているため実施
新型コロナウイルス感染症の状況から、個別勸奨はがきは50・55歳には実施せず)

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

各検診会場でパネル掲示、地区回覧

母子事業の案内郵送時にチラシを同封

《実績》

① 過去5年間の実施状況および実施結果

年度	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	要医療 (人)
H28年度	12,058	1,217	10.1	179	14.7	162	90.5	92
H29年度	12,072	1,234	10.2	210	17.0	174	82.9	96
H30年度	12,591	1,153	9.2	139	12.1	124	89.2	67
R元年度	12,259	1,118	9.1	142	12.7	115	81.0	49
R2年度	12,054	640	5.3	102	15.9	72	70.6	33

②性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

年齢 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果						精密検査受診状況			
				異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者 人	要医療 人
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%		
20	773	18	2.3	18	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
25	755	23	3.0	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
30	766	38	5.0	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
35	909	69	7.6	69	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
40	1,005	88	8.8	88	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
45	1,304	110	8.4	106	96.4	4	3.6	0	0.0	0	0.0	0	0
50	1,289	32	2.5	31	96.9	0	0.0	1	3.1	1	100.0	0	0
55	1,120	48	4.3	34	70.8	11	22.9	3	6.3	3	100.0	0	3
60	1,082	48	4.4	17	35.4	14	29.2	17	35.4	11	64.7	6	4
65	1,273	59	4.6	12	20.3	26	44.1	21	35.6	15	71.4	6	7
70	1,778	107	6.0	20	18.7	27	25.2	60	56.1	42	70.0	18	19
	12,054	640	5.3	456	71.3	82	12.8	102	15.9	72	70.6	30	33

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

※精密検査未受診者には、精検未受診勧奨を実施予定（新型コロナウイルス感染の影響で未実施）

③栄養士による健康アドバイス実施状況

年 齢（人）		相談者の内訳（人）		受診者数（人）
20～39歳	1	要指導	82	82
40～64歳	29	要精密検査（希望者）	0	456
65歳以上	56	異常を認めず（希望者）	4	102
合計	86	合計	86	640

- ・要指導となった方を対象に健康アドバイスを実施しているが、平成27年度から、異常なし判定の方にも予防に努めていただくため、検診結果と一緒に資料を配布。平成28年度から、要精密検査判定コーナーでも、希望者へ簡易資料を配布した。
- ・検診が5年に一度のため、アドバイスコーナーの内容も5年ごとに見直すことにし、平成30年度から、栄養士1名でチェックリスト結果から改善ポイントをアドバイスし、その後展示しているパネルを来所者に自由に見学してもらう方法で実施している。パネルの展示があることで栄養士が質問や相談に対応中でも来所者が各自のペースで見学することができ、チェックリストを使用することで来所者に合った相談ができた。

④その他

- ・要精密検査となったかたを受診につなげるため、平成28年度より要精密検査と判定されたかたに身長測定を実施しており、平成30年度からは、要精密検査となり5年前に骨粗しょう症検診を受診したかたに5年前の結果を健康手帳に記載して比較することで、精密検査の重要性を伝えている。しかし令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況から3密を避けできるだけ短時間での検診実施としたため、前述の取り組みを見合わせた。

- ・問診票で若い世代の月経不順の治療状況をみると、20歳・25歳の月経不順は24.4%（41人中10人）、30歳・35歳の12.1%（107人中13人）。未治療の割合は、20歳・25歳が10人中5人（50.0%）と高率。結果は、全員「異常なし」。30歳・35歳では、月経不順のうち、未治療の割合が46.2%（13人中6人）。結果は、全員「異常なし」。月経不順で極端なダイエット歴がある3名は、2名が未治療、経過観察が1名だった。
- ・精密検査未受診者への受診勧奨は、新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に医療受診を控える傾向にあるため、今年度は実施していない。
- ・切れ目のない支援を目的に、平成26年度より高齢者福祉課と担当者会議を実施している。
（年1回）

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響により受診者は大幅に減少している。

若い世代の月経不順のうち、未治療の割合が5割と高率なため、骨粗しょう症の予防や妊娠出産といったライフイベントのためにも、治療の必要性を周知していくことが重要である。

また、実際は「月経不順」でも、そうと自覚していないかたもいるのではと考えられることから、平成29年度から「月経不順」に関しての知識を周知するちらしを作成し、20～35歳の受診者全員に配布している。今後は、幼児健診等の母子保健事業でもちらしを配布し、さらなる周知を図っていく。

要精密検査未受診者は昨年度より増加しており、新型コロナウイルス感染の収束状況をみながら、今後受診勧奨を実施する。

65歳以上の受診者に対しては、骨粗しょう症予防から介護予防に取り組むため、今後も高齢者福祉課と連携をしていく。

(4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

《目的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・過去にB型肝炎およびC型肝炎ウイルス検査を受けたことがないかた
- ・現在、肝炎の治療を受けていないかた、または経過観察中でないかた
- ・過去にB型肝炎およびC型肝炎で受診していないかた

②実施方法

ア 集団検診（9月7日～1月15日、市内7会場延べ21日間）

検診業者へ委託し、特定健診（健康診査）・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施（新型コロナウイルス感染症の状況から、3密を避けるため完全予約制で実施）。

イ 個別検診（6月1日～12月10日、市内35医療機関で実施）

③周知方法

ア 個人通知

佐倉市検診受診券および案内文等送付

- ・40歳以上の佐倉市国民健康保険被保険者
- ・40歳以上の生活保護受給者
- ・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳のかた
- ・令和元年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・国指定の無料検診クーポン券対象のかた

※新型コロナウイルス感染症の状況により、40歳の勧奨はがきは実施せず。

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、市内協力医療機関等にポスターを掲示、地区掲示板により周知啓発を実施

④検査内容

B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

⑤受診に係る費用

500円（税込み）

40, 45, 50, 55, 60, 65歳になるかたは無料

《実績》

①過去5年間の実施状況

	受診者 (人)	B型陽性		C型に感染の可能性が 高い	
		(人)	(%)	(人)	(%)
H28年度	1,564	10	0.6	2	0.1
H29年度	1,129	4	0.4	2	0.2
H30年度	1,240	2	0.2	0	0.0
R元年度	1,246	7	0.5	2	0.2
R2年度	887	5	0.6	1	0.1

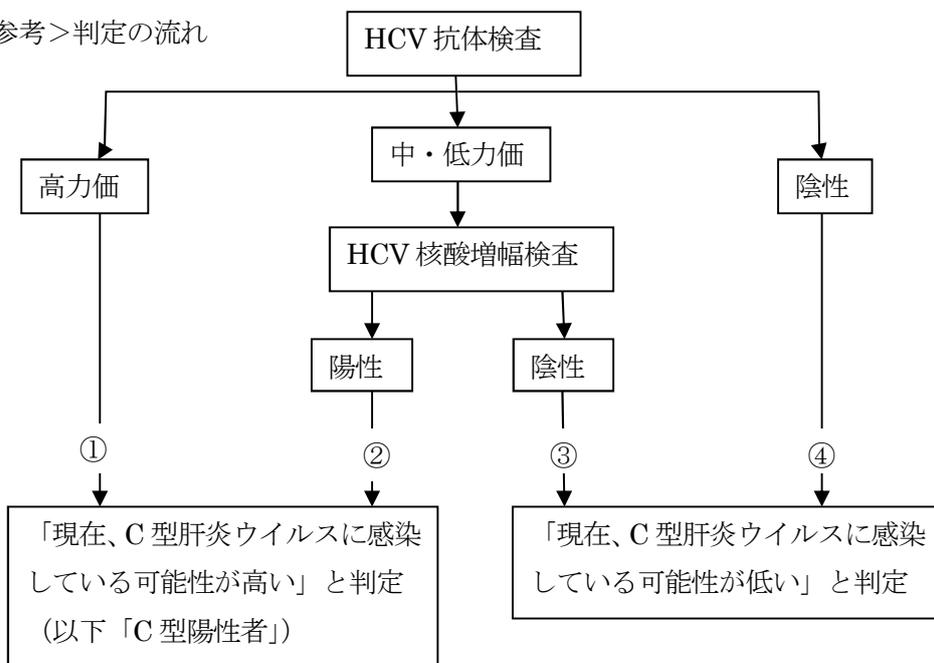
②B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型 肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型 肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎 に感染している 可能性が極めて 高い」(人)		「現在C型肝炎に 感染していない 可能性が極めて 高い」(人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	124	0	124	0	0	0	124
41～44	35	0	35	0	0	0	35
45～49	48	0	48	0	0	0	48
50～54	77	1	77	0	0	0	77
55～59	55	0	55	0	0	0	55
60～64	63	0	63	0	0	0	63
65～69	132	2	132	0	0	0	132
70～74	185	0	185	0	0	0	185
75～79	109	2	109	0	0	0	109
80歳以上	59	0	59	0	0	3	56
集団	463	5	463	0	0	3	460
個別	424	0	424	0	0	0	424
合計	887	5	887	0	0	3	884

無料対象者判定結果 (再掲)

年齢 (歳)	B型 肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型 肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎 に感染している 可能性が極めて 高い」(人)		「現在C型肝炎に 感染していな い可能性が極めて 低い」(人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	124	0	124	0	0	0	124
45	25	0	25	0	0	0	25
50	52	0	52	0	0	0	52
55	35	0	35	0	0	0	35
60	29	0	29	0	0	0	29
65	68	2	68	0	0	0	68
集団	194	1	194	0	0	0	194
個別	119	1	119	0	0	0	119
合計	333	2	333	0	0	0	333

<参考>判定の流れ



《考 察》

肝炎ウイルス検診は、国の医療制度改革により、平成20年度から健康増進法に位置付けられた。

平成25年度より、HCV抗体検査が、中・低力価の人に対してHCV核酸増幅検査が加わり、C型肝炎ウイルス検査の精度が上がった。

自己負担額は、平成23年度から「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』となったため、40・45・50・55・60歳のかたで、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたは、検診費用を無料とし、全員に個別通知を送付した。平成28年度からは、65歳のかたも検診費用が無料となった。

平成27年度からは、肝炎ウイルス検査を受けていないかたに、より多くの検診の機会を提供するため集団検診での予約制を廃止し、複合検診実施会場のうち肝炎ウイルス検診が行える4つの会場で、予約なしで肝炎ウイルス検診を実施した。令和元年度からは、複合検診の全会場で肝炎ウイルス検診を実施し、集団検診での受診者が増加、陽性者も同様に増加した。平成28年度以降の受診者数は平成27年度の約半数となったが、一生に一度の検診のため、平成27年度に受けたかたが多かったと考えられる。

令和2年度は、肝炎ウイルス検診の利便性を高め、さらなる受診機会を提供するため、個別検診の対象を40歳限定から41歳以上に拡大したことから、個別検診受診者数が増加している。

新型コロナウイルス感染症の影響により検診全体で受診者は大幅に減少し、肝炎ウイルス検診も総受診者数は減少している。

40歳以上の全ての市民が一生に一度肝炎ウイルス検診を受診できるよう、今後も周知を図っていく。

(5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

佐倉市における肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療につなげ、重症化予防を図ることを目的とする。

《内容》

①対象者

- ・平成 28 年度以降に、肝炎ウイルス検診において「B 型肝炎ウイルス陽性」および「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い（以下「C 型陽性）」と判定されたかた

②実施方法

- ・検診結果通知に、フォローアップ事業案内（同意書・調査票同封）、受診勧奨、県の検査費用助成案内を同封し、随時発送
- ・令和元年度陽性者のうち、精密検査受診状況が把握できない B 型陽性者 1 名※
 ※令和元年 11 月受診、令和 2 年 1 月結果発送の B 型陽性者 1 名は、令和 2 年 3 月に再勧奨予定だったが、第 1 回緊急事態宣言が発令されたため、解除後に再勧奨実施。
- ・平成 29 年度陽性者のうち、精密検査受診状況が把握できない B 型陽性者 1 名は、新型コロナウイルス感染の影響により全体的に医療受診を控える傾向にあるため、今年度は実施していない（平成 28・30 年度は、全員精密検査受診のため、該当者なし）

《実績》

<令和 2 年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ 事業参加者
B 型陽性者	5 人/ 5 人 (100%)	0 人/3 人 (0%)
C 型陽性者	対象者なし	

※B型陽性者2名は、既に医療機関で治療されていたためフォローアップ事業対象外。

<令和元年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ 事業参加者
B 型陽性者	5 人/ 7 人 (71.4%)	1 人/ 7 人 (14.2%)

令和 2 年度に勧奨した 1 名は、受診状況を確認できず。

《考察》

肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業は、平成 26 年 3 月 31 日の厚労省「ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要領」を都道府県等に提示、これに基づき平成 27 年 10 月 1 日より、県が「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要綱」を施行した。これにより、肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業に同意した県民が、初回精密検査や定期検査の助成を受けられることとなったことから、市は肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業を平成 28 年 4 月 1 日より開始。県の検査費用助成の対象となる、平成 27 年度の陽性者から同事業の案内を郵送した。

令和2年度の陽性者の中でフォローアップ事業参加者はいなかったが、精密検査実施医療機関からの情報提供により、全員の精密検査受診が確認できた。令和2年度に再勧奨できなかった過去の陽性者には、新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、今後受診勧奨を実施する。

今後とも、陽性者が精密検査を受診できるよう受診勧奨をしていくとともに、陽性者フォローアップ事業を継続していく。

(6) 口腔がん検診

根拠法令等	佐倉市口腔がん検診実施要綱
佐倉市歯科口腔保健基本計画目標値	・口腔がんを認知している人の割合 19歳以上 (現状値) → (目標) 59.5% → 80.0%

《目 的》

口腔がんの早期発見、早期治療及び口腔がん予防の啓発を行うことで、市民の健康保持、増進及び医療費の削減へ繋げる。

《内 容》

① 対象者 40歳以上の市民で、現在、口腔がんの治療中および経過観察中のかたを除く

② 周知方法

「こうほう佐倉」：8月1日広報に掲載した。

ホームページ：市のホームページに口腔がん検診のPRを掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関等に掲示した。

PR活動：佐倉市検診受診券セットに口腔がん検診案内チラシを同封した。

特定健診会場、地域での健康教育活動等で口腔がん検診の必要性をPRし、チラシを配布した。

個別勧奨：年度末年齢40歳および50歳となる男性を対象に勧奨はがきを送付した。

③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内39歯科医療機関で、問診・視診・触診、および歯科医師の診断により擦過細胞診を実施した。

④実施期間 9月1日～2月10日

《実 績》 ※平成28年度から実施

① 受診状況 定員350人（受診申込者393人）

1次検診（問診・視診・触診）受診数297人（男性145人、女性152人）、

2次検診（細胞診）実施数6人

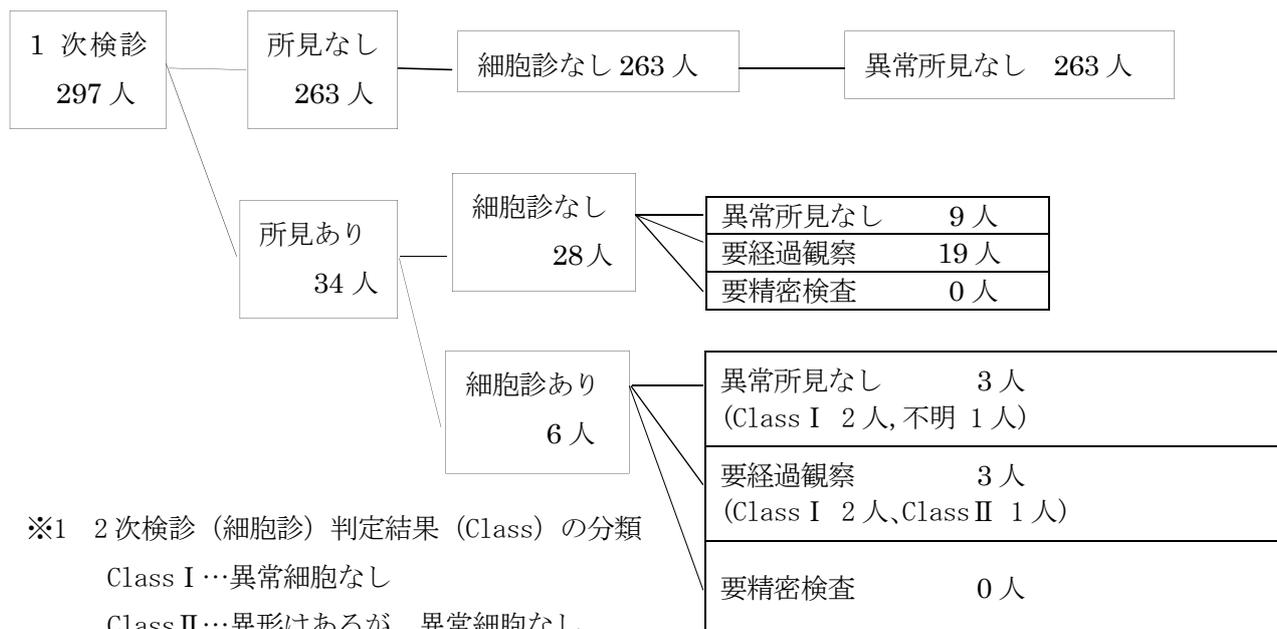
② 年度別受診数の推移（人）

年度	受診者数	申込者数	申込者に対する受診率
平成28年度	263	320	82.2%
平成29年度	297	334	88.9%
平成30年度	206	258	79.8%
令和元年度	345	438	78.8%
令和2年度	297	393	75.6%

③ 地区別年代別受診者数（人）

地区	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	計
佐倉	5	7	8	21	2	43
臼井	10	7	11	36	11	75
志津	29	26	16	37	5	113
根郷	8	15	9	11	3	46
和田	1	0	0	0	0	1
弥富	0	1	0	0	0	1
千代田	1	3	4	9	1	18
総数	54	59	48	114	22	297

④ 検診結果



※1 2次検診（細胞診）判定結果（Class）の分類

- Class I …異常細胞なし
- Class II …異形はあるが、異常細胞なし
- Class III …疑わしい細胞あり
- Class IV、V …異常細胞あり

⑤ 性別、年代別検診実施状況

性別	年代 歳	受診者数 人	受診結果（総合判定区分）		
			異常所見なし 人	要経過観察 人	要精密検査 人
男性	40～49	30	29	1	0
	50～59	41	37	4	0
	60～69	15	13	2	0
	70～79	50	46	4	0
	80～	9	8	1	0
	小計	145	133	12	0
女性	40～49	24	24	0	0
	50～59	18	18	0	0
	60～69	33	31	2	0
	70～79	64	57	7	0
	80～	13	12	1	0
	小計	152	142	10	0
総計		297	275	22	0

⑥ 年度別受診結果の経年比較（人）

年度	受診者数	要経過観察者数	要精密検査者数	OPMDs 疑い者数※3	発見率
平成28年度	263	29	1	12	4.6%
平成29年度	297	25	2	15	5.1%
平成30年度	206	25	0	15	7.3%
令和元年度	345	22	1	9	2.6%
令和2年度	297	22	0	6	2.0%

※3 将来、がんになる可能性が高いとされる病変及びがんとなるリスクが著しく増大している状態であり、病名は紅板症・白板症・扁平苔癬などが含まれる。

⑦ 研修会

ア. 口腔がん検診指定歯科医師研修会

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止した。

イ. 口腔がん検診症例検討会

9月に開催予定だった症例検討会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止した。

日 程	令和2年11月24日(火)	令和3年2月19日(金)
時 間	19時～21時	20時～21時40分
場 所	WEB研修	健康管理センター (WEB研修)
演 題	知っておくべき口腔がん ～最新の知見と症例～	頭頸部術後の顎顔面補綴
講 師	東京歯科大学 口腔顎顔面外科学講座 助教 森川貴迪 氏	国際医療福祉大学 医学部歯科・口腔外科学講座 教授 石崎憲 氏
参加人数	38人	38人

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響により、歯ッピーかみんぐフェア内で実施していた口腔がん検診(集団)を中止した。また、メディアによる口腔がんの報道もあり、8月1日から受診券の申し込み受付を開始し、9月末時点で定員350名を上回る393名の申し込みがあり、受診券の受付を終了した。しかし、令和3年1月に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出されたことにより、実施期間は2月10日までであったが、受診者は297名にとどまってしまった。

また、40歳および50歳となる男性を対象にはがきによる勧奨を実施したところ、男性の受診者が、女性と比べて40歳台で6名、50歳台で23名多かった。今後も口腔がんへの関心を高めるきっかけづくりとなるよう、啓発していきたい。

5. 各種がん検診等

根拠法令等	健康増進法第 19 条の 2															
健康さくら21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<table> <tr> <td>・がん検診の受診者の割合</td> <td>胃がん検診</td> <td>12.0% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子宮がん検診</td> <td>5.1% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乳がん検診</td> <td>11.4% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>肺がん検診</td> <td>16.6% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大腸がん検診</td> <td>15.2% → 50.0%</td> </tr> </table>	・がん検診の受診者の割合	胃がん検診	12.0% → 50.0%		子宮がん検診	5.1% → 50.0%		乳がん検診	11.4% → 50.0%		肺がん検診	16.6% → 50.0%		大腸がん検診	15.2% → 50.0%
・がん検診の受診者の割合	胃がん検診	12.0% → 50.0%														
	子宮がん検診	5.1% → 50.0%														
	乳がん検診	11.4% → 50.0%														
	肺がん検診	16.6% → 50.0%														
	大腸がん検診	15.2% → 50.0%														

(1) 胃がん検診

《目的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 9月19日～3月13日、市内3会場延べ18日間実施
- ・費用 900円(税込み)
- ・検診車両での胃部間接撮影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月28日、市内28医療機関で実施
(12月11日～2月28日は、検査の対応可能な一部の医療機関で実施)
- ・費用 3,000円(税込み)
- ・胃部直接撮影を実施(医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり)

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和元年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成28年度	111,335	13,479	12.1
平成29年度	112,207	13,483	12.0
平成30年度	113,052	13,369	11.8
令和元年度	113,878	12,808	11.2
令和2年度	114,339	8,612	7.5

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,339	1,610	1.4	20	1.2	16	1
個別		7,002	6.1	496	7.1	411	18
計	114,339	8,612	7.5	516	6.0	427	19

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者			健診結果						精密検査受診状況				
						異常認めず		判定不能		要精密検査		受診者		未受診 ※1 人	未把握 ※2 人	がん 人
						人	%	人	%	人	%	人	%			
男性	40～44	5,877	59	1.0	56	94.92	0	0.00	3	5.08	0	0.0	1	2	0	
	45～49	6,979	86	1.2	80	93.02	0	0.00	6	6.98	5	83.3	0	1	0	
	50～54	6,269	75	1.2	73	97.33	0	0.00	2	2.67	2	100.0	0	0	0	
	55～59	5,188	79	1.5	74	93.67	0	0.00	5	6.33	2	40.0	0	3	0	
	60～64	5,257	130	2.5	125	96.15	0	0.00	5	3.85	4	80.0	0	1	0	
	65～69	6,339	399	6.3	371	92.98	0	0.00	28	7.02	25	89.3	0	3	1	
	70～74	7,258	1,074	14.8	997	92.83	0	0.00	77	4.76	68	88.3	1	8	5	
	75～79	5,912	1,049	17.7	969	92.37	0	0.00	80	7.63	67	83.8	0	13	6	
	80歳以上	5,933	855	14.4	789	92.28	0	0.00	66	7.72	58	87.9	0	8	2	
小計	55,012	3,806	6.9	3,534	92.85	0	0.00	272	7.15	231	84.9	2	39	14		
女性	40～44	5,578	170	3.0	165	97.06	0	0.00	5	2.94	5	100.0	0	0	0	
	45～49	6,791	245	3.6	239	97.55	0	0.00	6	2.45	3	50.0	0	3	0	
	50～54	5,931	182	3.1	180	98.90	0	0.00	2	1.10	1	50.0	0	1	0	
	55～59	5,288	235	4.4	229	97.45	0	0.00	6	2.55	5	83.3	0	1	0	
	60～64	5,591	310	5.5	303	97.74	0	0.00	7	2.26	6	85.7	0	1	0	
	65～69	7,111	631	8.9	606	96.04	0	0.00	25	3.96	18	72.0	0	7	1	
	70～74	8,048	1,312	16.3	1,237	94.28	2	0.15	73	5.56	61	83.6	1	11	1	
	75～79	6,488	1,032	15.9	956	92.64	0	0.00	76	7.36	70	92.1	2	4	1	
	80歳以上	8,501	689	8.1	645	93.61	0	0.00	44	6.39	37	84.1	0	7	2	
小計	59,327	4,806	8.1	4,560	94.88	2	0.04	244	4.19	206	84.4	3	35	5		
男性	集団	55,012	710	6.9	68	9.58	0	0.00	11	1.55	9	81.8	0	2	1	
	個別		3,096		721	23.29	0	0.00	261	8.43	222	85.1	2	37	13	
女性	集団	59,327	900	8.1	19	2.11	0	0.00	9	1.00	7	77.8	0	2	0	
	個別		3,906		626	16.03	2	0.05	235	6.02	189	80.4	3	43	5	
合計		114,339	8,612	7.5	1,434	16.65	2	0.02	516	5.99	427	82.8	5	84	19	

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和 2 年度の受診率は、7.5%であった。受診者数については前年度と比較し 4,196 人(3.7%)減少している。

受診数は男性 3,806 人、女性 4,806 人と男性の受診数は少ないが、がん発生は男性 14 人、女性 5 人と男性の胃がん発見率が高い傾向である。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診者数が大幅に減少していると考ええる。

集団検診は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、複合検診から外し、胃がん検診のみの日程を設定（第 2 グループ）、予約制での検診に変更した。検診会場は健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターの 3 会場で実施。（志津コミュニティセンターは、施設の改修工事のため今年度は中止していた。小学校での検診は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で中止となった）検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、検診会場では受診者に手指消毒を呼びかけ、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をしている。

検診会場での体温測定と「健康チェック」（予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字）で健康状態の確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施している。

個別検診は、検診期間を 2 月末まで延長して実施した。

次年度の検診については、新型コロナウイルス感染症等の状況をみながら、実施方法を検討していきたい。

目標値と現在の受診率との差が大きく、目標値を達成するためには、一度も受診したことがない対象者の抽出と、個人に対する検診受診の動機付けが必要である。したがって、様々な状況での健診 PR と併せて、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知を行い、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

要精密検査においては、検診実施期間が 3 月までだったこともあり、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査の結果の確認に努めていきたい。

(2) 子宮頸がん検診

《目的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

① 対象者

- ・市内在住の20歳以上で、前年度市の同検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 12月9日～2月26日、4会場延べ7日間実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月27日、市内7医療機関で実施
- ・費用 2,000円(税込み)
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の20歳以上で前年度市の同検診が未受診の女性で、下記に該当するかた

- ・20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和元年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・平成30年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

ウ 成人式にてPRチラシを配布

《実績》

① 過去5年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成28年度	75,670	3,662	4.8
平成29年度	75,666	3,895	5.1
平成30年度	75,600	3,990	5.3
令和元年度	75,480	3,532	4.7
令和2年度	75,342	3,254	4.3

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異形成 (人)	がん発見者
集団	75,342	1,132	1.5	26	2.3	24	15	0
個別		2,122	2.8	48	2.3	38	17	0
計	75,342	3,254	4.3	74	2.3	62	32	0

※異形成：子宮頸がんの前段階（前がん病変）

③年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況				
				異常認めず		要精密検査		精検受診者 人	未受診 ^{*1} 人	未把握 ^{*2} 人	異形成 人	がん 人
				人	%	人	%					
20～24	3,882	34	0.9	33	97.1	1	2.9	1	0	0	1	0
25～29	3,473	64	1.8	61	95.3	3	4.7	1	0	2	1	0
30～34	3,958	173	4.4	159	91.9	14	8.1	10	0	4	5	0
35～39	4,702	295	6.3	289	98.0	6	2.0	6	0	0	5	0
40～44	5,578	369	6.6	357	96.7	12	3.3	9	0	3	4	0
45～49	6,791	365	5.4	346	94.8	19	5.2	17	0	2	9	0
50～54	5,931	281	4.7	276	98.2	5	1.8	5	0	0	1	0
55～59	5,288	225	4.3	223	99.1	2	0.9	2	0	0	1	0
60～64	5,591	270	4.8	269	99.6	1	0.4	1	0	0	0	0
65～69	7,111	386	5.4	381	98.7	5	1.3	5	0	0	2	0
70～74	8,048	477	5.9	472	99.0	5	1.0	4	0	1	3	0
75～79	6,488	205	3.2	205	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
80歳以上	8,501	110	1.3	109	99.1	1	0.9	1	0	0	0	0
小計	75,342	3,254	4.3	3,180	97.7	74	1.6	62	0	12	32	0
集団	75,342	1,132	4.3	1,106	97.7	26	2.3	24	0	2	15	0
個別		2,122		2,074	97.7	48	2.3	38	0	10	17	0
合計	75,342	3,254	4.3	3,180	97.7	74	2.3	62	0	12	32	0

※要精密検査に HPV 検査/6 か月以内再検査判定者 10 人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が医療機関に行かなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの及び受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第二次）」のがん検診受診率の目標は 50.0%としているが、令和 2 年度の受診率は、4.3%であった。受診者数については前年度と比較し 278 人（0.4%）減少している。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診者数が減少したと考える。

集団検診は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、予約制での検診に変更、子育て世代の若い年代の受診者が受診しやすいように「保育サービス」も中止とした。

検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、検診会場では受診者に手指消毒を呼びかけ、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をしている。

検診会場での体温測定と「健康チェック」（予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字）で健康状態の確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施している。

年代別でみると、40 歳から 44 歳、35 歳から 39 歳の順で受診率が高かった。他の年代より検診に関する関心が高いことが分かった。20 歳から 29 歳の若い世代の受診率が低い状況は変わらない。若い年代に関心を持ってもらい検診を習慣化できる取り組みをしていきたい。

精密検査結果、要精密検査者率が 2.3%(前年度 1.6% 0.7 ポイント増)であった。20 歳から 39 歳までの若い世代で 12 人の異形成が見つかった。

この結果を踏まえ、様々な健診 PR と併せ、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知していく。

次年度の検診については、新型コロナウイルス感染症等の状況をみながら、実施方法を検討していきたい。

また、引き続き要精密検査と判定されたかたが必ず精密検査を受診できるよう努めていく。

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度からは平成 22 年度に始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 28 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施となった。

平成 28 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 28 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」より
(平成 28 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

令和 2 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
20 歳	平成 11 (1999) 年 4 月 2 日～平成 12 (2000) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 12 月 9 日～2 月 26 日、4 会場延べ 7 日間実施
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～2 月 27 日、市内 7 医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	平成24年度	5,154	885	17.2
	平成25年度	5,051	780	15.4
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	平成26年度	15,634	1,616	10.3
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成27年度	812	48	5.9
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,160	310	9.8
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成28年度	1,448	82	5.7
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成29年度	817	36	4.4
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成30年度	780	25	3.2
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	令和元年度	775	34	4.4
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	令和2年度	768	21	2.7

② 検診実施結果（令和2年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異成形 (人)	がん発見者 (人)
集団	768	6	0.8	0	0.0	0	0	0
個別		15	2.0	0	0.0	0	0	0
計	768	21	2.7	0	0.0	0	0	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況				
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	異成形 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%					
20歳	768	21	2.7	21	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
小計	768	21	2.7	21	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
集団	768	6	2.7	6	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
個別		15		15		100.0		0		0.0		0
合計	768	21	2.7	21	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0

《考 察》

今回「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の中で、対象者は20歳として行った。例年、対象者への受診勧奨及びアンケート調査を行っていたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の対応等もあり、個別勧奨は実施していない。

若年層の年代に検診の必要性を伝え、受診行動に結びつくよう、今後も対象者に合わせた周知・勧奨を実施していく。

(3) 乳がん検診

《目的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

＜マンモグラフィ：国の指針に合わせ 40 歳以上を対象とし 2 年に 1 回実施＞

① 対象者

- ・市内在住の 40 歳以上で、令和元年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

②実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 18 日～2 月 19 日、4 会場延べ 19 日間（40 歳代 9 日間、50 歳以上 10 日間）
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施
40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

イ 個別検診（予約制）

聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期 間 6 月 1 日～2 月 26 日
- ・費 用 2,000 円（税込み）
- ・マンモグラフィを実施（40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影）

＜超音波検査：千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき 30 歳以上に実施＞

①集団検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上 39 歳以下で、令和元年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

検診事業者に委託し実施

- ・期間 12 月 11 日～2 月 20 日、4 会場延べ 7 日間
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両での超音波検査を実施

②個別検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

- ・期間 6 月 1 日から 12 月 10 日、市内 12 医療機関で実施
（聖隷佐倉市民病院健診センターのみ 6 月 1 日から 2 月 26 日）
- ・費用 2,000 円（税込み）
- ・超音波検査を実施

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の30歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和元年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施。

《実績》

① 過去5年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者(人)	受診者(人)	マンモグラフィ 受診者(再掲:人)	超音波受診者 (再掲:人)	受診率(%)
平成28年度	67,648	7,781	4,022	3,759	11.5
平成29年度	67,792	7,746	3,542	4,204	11.4
平成30年度	67,903	7,781	3,768	4,013	11.5
令和元年度	68,026	7,434	3,304	4,130	10.9
令和2年度	67,987	5,824	2,401	3,423	8.6

※対象者数:5月末人口

② 検診実施結果(令和2年度)

検診の種類		対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診 (人)	がん発見 者 (人)
マンモグラフィ	集団	59,327(※1)	1,590	4.0	72	4.5	63	3
	個別		811		55	6.8	38	0
	合計	59,327(※1)	2,401	4.0	127	5.3	101	3
超音波	集団	67,987(※2)	280	5.0	3	1.1	2	0
	個別		3,143		119	3.8	82	5
	合計	67,987(※2)	3,423	5.0	122	3.6	84	5
合計		67,987(※3)	5,824	8.6	249	4.3	185	8

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上)

(※2 超音波の対象者は30歳以上)

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上)

③年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況（マンモグラフィ及び超音波：令和2年度）

性別	年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
					人	%	人	%				
女性	30～34	3,958	215	5.4	210	97.7	5	2.3	5	0	0	0
	35～39	4,702	389	8.3	377	96.9	12	3.1	6	0	6	0
	40～44	5,578	550	9.9	515	93.6	35	6.4	25	0	10	0
	45～49	6,791	598	8.8	558	93.3	40	6.7	30	0	10	1
	50～54	5,931	434	7.3	413	95.2	21	4.8	18	0	3	0
	55～59	5,288	437	8.3	424	97.0	13	3.0	10	0	3	0
	60～64	5,591	479	8.6	466	97.3	13	2.7	10	0	3	2
	65～69	7,111	742	10.4	707	95.3	35	4.7	25	0	10	0
	70～74	8,048	1,009	12.5	966	95.7	43	4.3	32	0	11	3
	75～79	6,488	639	9.8	613	95.9	26	4.1	21	0	5	1
	80歳以上	8,501	332	3.9	326	98.2	6	1.8	3	0	3	1
小計	67,987	5,824	8.6	5,575	95.7	249	4.3	185	0	64	8	
マンモグラフィ	集団	59,327(※1)	1,590	4.0	1,518	95.5	72	4.5	63	0	9	3
	個別		811		756	93.2	55	6.8	38	0	17	0
超音波	集団	67,987(※2)	280	5.0	277	98.9	3	1.1	2	0	1	0
	個別		3,143		3,024	96.2	119	3.8	82	0	37	5
合計	67,987(※3)	5,824	8.6	5,575	95.7	249	4.3	185	0	64	8	

※未受診：要精密検査者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの

※未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診しても精検結果が正確にわからないもの。

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上)

(※2 超音波の対象者は30歳以上)

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上)

<マンモグラフィ検査：令和2年度>

年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
40～44	5,578	367	6.6	342	93.2	25	6.8	19	0	6	0
45～49	6,791	333	4.9	309	92.8	24	7.2	20	0	4	1
50～54	5,931	242	4.1	228	94.2	14	5.8	13	0	1	0
55～59	5,288	221	4.2	216	97.7	5	2.3	4	0	1	0
60～64	5,591	236	4.2	228	96.6	8	3.4	5	0	3	1
65～69	7,111	361	5.1	343	95.0	18	5.0	13	0	5	0
70～74	8,048	385	4.8	362	94.0	23	6.0	17	0	6	0
75～79	6,488	199	3.1	189	95.0	10	5.0	10	0	0	1
80歳以上	8,501	57	0.7	57	100.0	0	0.0	0	0	0	0
小計	59,327	2,401	4.0	2,274	94.7	127	5.3	101	0	26	3
集団	59,327	1,590	4.0	1,518	95.5	72	4.7	63	0	9	3
		811		756	93.2	55	7.3	38	0	17	0
合計	59,327	2,401	4.0	2,274	94.7	127	5.6	101	0	26	3

※「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）において、マンモグラフィ検診は「40歳以上」を対象としている。

<超音波検査：令和2年度>

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人
30～34	3,958	215	5.4	210	97.7	5	2.3	5	0	0	0
35～39	4,702	389	8.3	377	96.9	12	3.1	6	0	6	0
40～44	5,578	183	3.3	173	94.5	10	5.5	6	0	4	0
45～49	6,791	265	3.9	249	94.0	16	6.0	10	0	6	0
50～54	5,931	192	3.2	185	96.4	7	3.6	5	0	2	0
55～59	5,288	216	4.1	208	96.3	8	3.7	6	0	2	0
60～64	5,591	243	4.3	238	97.9	5	2.1	5	0	0	1
65～69	7,111	381	5.4	364	95.5	17	4.5	12	0	5	0
70～74	8,048	624	7.8	604	96.8	20	3.2	15	0	5	3
75～79	6,488	440	6.8	424	96.4	16	3.6	11	0	5	0
80歳以上	8,501	275	3.2	269	97.8	6	2.2	3	0	3	1
小計	67,987	3,423	5.0	3,301	96.4	122	3.6	84	0	38	5
集団	67,987	280	5.0	277	98.9	3	1.1	2	0	1	0
個別		3,143		3,024	96.2	119	3.8	82	0	37	5
合計	67,987	3,423	5.0	3,301	96.4	122	3.6	84	0	38	5

《考 察》

「健康さくら21」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和2年度の受診率は、8.6%であった。受診者数では前年度と比較し、1,610人（2.3%）減少している。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診者数が大幅に減少していると考えられる。

集団検診は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として3密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、予約を午前・午後の各予約枠を2部制の検診に変更、子育て世代の若い年代の受診者が受診しやすいように例年、実施している「保育サービス」も中止とした。

検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、検診会場では受診者に手指消毒を呼びかけ、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をしている。

検診会場での体温測定と「健康チェック」（予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字）で健康状態の確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施している。

個別検診では、今年度も聖隷佐倉市民病院健診センターでマンモグラフィ検査・超音波検査を6月1日～2月26日まで実施した。

年代別で見ると、70歳から74歳の年代で受診率が高かった。他の年代より検診に関する関心が高いことが分かった。受診率の高い40歳から44歳の年代は、クーポン対象者も含まれていることから検診に対する意識がある年代と考えられる。若い世代の受診率が低い状況は変わらないため、受診しやすい環境づくり等の検討が必要と考える。

次年度の検診については、新型コロナウイルス感染症等の状況をみながら、実施方法を検討していきたい。

また、様々な健診（検診）PRと併せ、がんに関する知識を広めるための情報の提供や、検診を習慣化させるために啓発活動を推進していく必要がある。

要精密検査においては、検診実施期間が2月までだったこともあり、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査の結果の確認に努めていきたい。

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度は平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 28 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施となった。

平成 28 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 28 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」より

(平成 28 年 4 月 1 日より実施)

《目的》

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内容》

① 対象者

令和 2 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40 歳	昭和 54 (1979) 年 4 月 2 日～昭和 55 (1980) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診 (予約制)

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 18 日～2 月 19 日、4 会場延べ 40 歳代 9 日間
- ・費用 無料
- ・検診車輦でのマンモグラフィを実施

40 歳代 (2 方向)

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～2 月 26 日、市内 1 医療機関 (聖隷佐倉市民病院健診センター) で実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施

40 歳代 (2 方向)

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・ 対象者全員に送付（5月末）

ハガキ勧奨

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》がん検診推進事業

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	平成24年度	6,040	1,025	17.0
	平成25年度	6,173	1,052	17.0
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	平成26年度	16,802	1,617	9.6
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成27年度	1,210	181	15.0
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,761	328	8.7
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成28年度	2,030	392	19.3
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成29年度	1,127	257	22.8
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	平成30年度	979	157	16.0
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	令和元年度	977	231	23.6
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	令和2年度	913	123	13.5

② 検診実施結果（令和2年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	913	62	6.8	2	3.2	2	0
個別		61	6.7	9	14.8	4	0
計	913	123	13.5	11	8.9	6	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%				
40歳	913	123	13.5	112	91.1	11	8.9	6	0	5	0
小計	913	123	13.5	112	91.1	11	8.9	6	0	5	0
集団	913	62	13.5	60	96.8	2	3.2	2	0	0	0
個別		61		52	85.2	9	14.8	4	0	5	0
合計	913	123	13.5	112	91.1	11	8.9	6	0	5	0

《考 察》

今回、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」は、40歳を対象として行った。

例年、対象者への受診勧奨及びアンケート調査を行っていたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の対応等もあり、個別勧奨は実施していない。

集団検診では、授乳中でも検診可能なこと、子供は市の職員が預かれること、超音波検査だけでなく、マンモグラフィ検査も乳がん発見には必要なことなどを啓発していきたい。

今後は、受診勧奨の実施や、受診しやすい環境づくりを検討していきたい。

市の検診事業を知らない方もいることから、引き続き対象者に合わせた周知・勧奨を実施し、受診行動に繋がるよう努めていく必要がある。

(4) 肺がん検診

《目的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 9月7日～1月15日、市内7会場、21日間実施
- ・費用 300円（税込み）
- ・検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内39医療機関
- ・費用 1,300円（税込み）
- ・胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和元年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成28年度	111,335	18,666	16.8
平成29年度	112,207	18,623	16.6
平成30年度	113,052	19,139	16.9
令和元年度	113,878	18,845	16.5
令和2年度	114,339	14,464	12.7

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,339	3,667	3.2	32	0.9	23	0
個別		10,797	9.4	339	3.1	245	6
計	114,339	14,464	12.7	371	2.6	268	6

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		健診結果						精密検査受診状況				
					異常認めず		有所見精検不要		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	※1人
男性	40～44	5,877	117	2.0	112	95.7	4	3.4	1	0.9	0	0.0	0	1	0
	45～49	6,979	127	1.8	118	92.9	8	6.3	1	0.8	1	100.0	0	0	0
	50～54	6,269	111	1.8	104	93.7	5	4.5	2	1.8	2	100.0	0	0	0
	55～59	5,188	125	2.4	114	91.2	7	5.6	4	3.2	1	25.0	1	2	0
	60～64	5,257	191	3.6	177	92.7	11	5.8	3	1.6	3	100.0	0	0	0
	65～69	6,339	673	10.6	587	87.2	75	11.1	11	1.6	9	81.8	1	1	0
	70～74	7,258	1,636	22.5	1,353	82.7	249	15.2	34	2.1	26	76.5	3	5	0
	75～79	5,912	1,585	26.8	1,218	76.8	318	20.1	49	3.1	38	77.6	4	7	1
	80歳以上	5,933	1,458	24.6	985	67.6	404	27.7	69	4.7	47	68.1	10	12	2
	小計	55,012	6,023	10.9	4,768	79.2	1,081	17.9	174	2.9	127	73.0	19	28	3
女性	40～44	5,578	268	4.8	260	97.0	7	2.6	1	0.4	1	100.0	0	0	0
	45～49	6,791	308	4.5	293	95.1	13	4.2	2	0.6	2	100.0	0	0	0
	50～54	5,931	243	4.1	231	95.1	12	4.9	0	0.0	0	0.0	0	0	0
	55～59	5,288	268	5.1	230	85.8	33	12.3	5	1.9	5	100.0	0	0	0
	60～64	5,591	472	8.4	422	89.4	44	9.3	6	1.3	5	83.3	0	1	0
	65～69	7,111	1,117	15.7	970	86.8	128	11.5	19	1.7	15	78.9	1	3	1
	70～74	8,048	2,313	28.7	1,850	80.0	405	17.5	58	2.5	42	72.4	5	11	0
	75～79	6,488	1,874	28.9	1,443	77.0	379	20.2	52	2.8	39	75.0	7	6	0
	80歳以上	8,501	1,578	18.6	1,117	70.8	407	25.8	54	3.4	32	59.3	5	17	2
	小計	59,327	8,441	14.2	6,816	80.7	1,428	16.9	197	2.3	141	71.6	18	38	3
男性	集団	55,012	1,652	10.9	1,501	90.9	131	7.9	20	1.2	14	70.0	0	6	0
	個別		4,371		3,267	74.7	950	21.7	154	3.5	113	73.4	19	22	3
女性	集団	59,327	2,015	14.2	1,898	94.2	105	5.2	12	0.6	9	75.0	0	3	0
	個別		6,426		4,918	76.5	1,323	20.6	185	2.9	132	71.4	18	35	3
合計	114,339	14,464	12.7	11,584	80.1	2,509	17.3	371	2.6	268	72.2	37	66	6	

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和 2 年度の受診率は、12.7%であった。受診者数については前年度と比較し 4,381 人(3.8%)減少している。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診者数が大幅に減少していると考ええる。

集団検診は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、特定健診、肝炎ウイルス検診との同時実施（第 1 グループ）、予約制での検診に変更した。検診会場は健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターと公共施設の 7 会場で実施。（志津コミュニティセンターは、施設の改修工事のため今年度は中止していた。小学校での検診は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で中止とした。）検診会場では、予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字し、検診会場では、体温測定と「健康チェック」で健康状態の確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施している。

次年度の検診については、新型コロナウイルス感染症等の状況をみながら、実施方法を検討していきたい。

目標値と現在の受診者の差が大きく、達成のためには、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知をはかり、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

要精密検査においては、検診実施期間が 1 月までだったこともあり、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」も多い。精密検査の結果の確認に努めていきたい。

(5) 大腸がん検診

《目的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 9月7日～3月13日、市内7会場延べ39日間実施
- ・費用 400円（税込み）
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内43医療機関で実施
- ・費用 1,000円（税込み）
- ・便潜血反応2日法

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和元年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成28年度	111,335	17,335	15.6
平成29年度	112,207	17,095	15.2
平成30年度	113,052	17,409	15.4
令和元年度	113,878	16,970	14.9
令和2年度	114,339	13,733	12.0

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,339	4,571	4.0	243	5.3	180	6
個別		9,162	8.0	749	8.2	536	18
計	114,339	13,733	12.0	992	7.2	716	24

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者 人	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					異常認めず		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	%	人	%	※1人
男性	40～44	5,877	118	2.0	112	94.9	6	5.1	3	50.0	0	3	0
	45～49	6,979	146	2.1	142	97.3	4	2.7	1	25.0	0	3	0
	50～54	6,269	125	2.0	120	96.0	5	4.0	4	80.0	0	1	0
	55～59	5,188	128	2.5	118	92.2	10	7.8	5	50.0	0	5	0
	60～64	5,257	211	4.0	192	91.0	19	9.0	10	52.6	1	8	0
	65～69	6,339	713	11.2	669	93.8	44	6.2	30	68.2	3	11	0
	70～74	7,258	1,501	20.7	1,381	92.0	120	8.0	93	77.5	7	20	6
	75～79	5,912	1,463	24.7	1,323	90.4	140	9.6	102	72.9	17	21	2
	80歳以上	5,933	1,244	21.0	1,090	87.6	154	12.4	104	67.5	13	37	4
	小計	55,012	5,649	10.3	5,147	91.1	502	8.9	352	70.1	41	109	12
女性	40～44	5,578	277	5.0	267	96.4	10	3.6	6	60.0	1	3	0
	45～49	6,791	347	5.1	337	97.1	10	2.9	5	50.0	2	3	0
	50～54	5,931	296	5.0	284	95.9	12	4.1	11	91.7	0	1	1
	55～59	5,288	354	6.7	334	94.4	20	5.6	14	70.0	2	4	0
	60～64	5,591	570	10.2	535	93.9	35	6.1	25	71.4	1	9	0
	65～69	7,111	1,202	16.9	1,137	94.6	65	5.4	50	76.9	5	10	1
	70～74	8,048	2,178	27.1	2,052	94.2	126	5.8	108	85.7	6	12	3
	75～79	6,488	1,669	25.7	1,561	93.5	108	6.5	81	75.0	11	16	5
	80歳以上	8,501	1,191	14.0	1,087	91.3	104	8.7	64	61.5	16	24	2
	小計	59,327	8,084	13.6	7,594	93.9	490	6.1	364	74.3	44	82	12
男性	集団	55,012	1,960	10.3	1,831	93.4	129	6.6	96	74.4	1	32	2
	個別		3,689		3,316	89.9	373	10.1	256	68.6	40	77	10
女性	集団	59,327	2,611	13.6	2,497	95.6	114	4.4	84	73.7	5	25	4
	個別		5,473		5,097	93.1	376	6.9	280	74.5	39	57	8
合計	114,339	13,733	12.0	12,741	92.8	992	7.2	716	72.2	85	191	24	

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和 2 年度の受診率は、12.0%であった。受診者数については前年度と比較し 3,237 人(2.9%)減少している。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診者数が大幅に減少していると考ええる。

集団検診は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、前年度の複合検診を第 1 グループ（特定健診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診）、第 2 グループ（胃がん検診）と分けて予約制での検診に変更した。大腸がん検診は、第 1・第 2 グループの集団検診の会場で予約なしで受診可能とした。検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、検診会場では受診者に手指消毒を呼びかけ、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をしている。

第 1・第 2 グループの検診と大腸がん検診の同時受診者は、検診会場での体温測定と「健康チェック」（予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字）で健康状態の確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施している。

大腸がん検診のみでの受診者については、体温測定、健康状態を口頭で確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施している。

次年度の検診については、新型コロナウイルス感染症等の状況をみながら、実施方法を検討していきたい。

受診者数の増加を図るため、がん検診の必要性について啓発をしていく必要がある。

大腸がん検診の精密検査としては、便潜血検査の再検査は不適切であると示されているが、高齢者の中には、体力等の理由で内視鏡が不可能である場合があること、若い年代の中でも便潜血検査の再検査を行っている例がみられること等から、適切な精密検査の方法について周知していく必要がある。

また、自己判断による精密検査の未受診を減らせるように啓発を続けていく必要がある。

要精密検査においては、検診実施期間が 3 月までだったこともあり、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査の結果の確認に努めていきたい。

6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21 (第2次)【改訂版】 目標値	(初期値) → (策定時の目標) → (現状値) → (新たな目標) ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0% → 80.0% → 95.0%

《目的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

《内容》

対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

内容：①生活習慣病の予防等に関すること。

②家庭における療養方法に関すること。

③介護を要する状態になることの予防に関すること。

④家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関すること。

⑤家族介護を担う者の健康管理に関すること。

⑥関係諸制度の活用方法等に関すること。

⑦認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関すること。

⑧その他健康管理上必要と認められること。

なお、医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

訪問担当者：保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士

《実績》

①訪問指導実施人数年度別実績

年 度	実人数	延人数
平成28年度	97	101
平成29年度	79	95
平成30年度	71	77
令和元年度	27	28
令和2年度	6	6

②訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20 歳代	30 歳代	40～64 歳	65 歳以上
生活習慣病	6	6	0	0	2	4
がん至急精密検査勧奨	0	0	0	0	0	0
難病	0	0	0	0	0	0
精神疾患	0	0	0	0	0	0
歯科	0	0	0	0	0	0
計	6	6	0	0	2	4

※生活習慣病：特定健康診査（健康診査）の結果で至急受診が必要となった者
糖尿病性腎症重症化予防事業対象者

《考 察》

令和元年度の訪問指導の実施回数は延べ 28 件であり、今年度は延べ 6 件と大きく減少している。6 件のうち、糖尿病性腎症重症化予防事業対象者 3 件、特定健康診査（健康診査）の結果で至急受診が必要となった者 3 件となっている。今年度減少した要因として、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあるが、健診の事後指導において、対象者の多くが訪問指導を希望しないことも影響していると思われる。これには、支援の介入のタイミングもあると考えており、特に特定健診でパニック値に該当している者には、早急に支援することで、受診行動に結びつきやすいことが明らかになっているため、次年度以降は、支援の開始ができるだけ早くできるよう進めていきたい。

7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導

(1) 特定健康診査（健康診査）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定健康診査（健康診査）) 健康増進法第19条の2(健康診査)
健康さくら21（第2次） 目標値	(現状値) → (目標) ・ 特定健康診査の実施の割合 34.2% → 60.0% ・ 特定保健指導の実施の割合 13.9% → 60.0%

《目的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

《内容》

①対象者

- ア 特定健康診査：40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者
- イ 健康診査：佐倉市の後期高齢者医療被保険者

②実施方法

- ア 集団健診（9月7日～令和3年1月15日、市内7会場延べ21日間）
集団健診事業者に委託し、大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施
（新型コロナウイルス感染症の状況から、3密を避けるため完全予約制で実施）
- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内40協力医療機関）

③周知方法

- ア 個人通知 佐倉市検診受診券および案内文等送付
特定健康診査：令和2年4月1日現在、佐倉市国民健康保険に資格を有しかつ40～74歳（年齢の基準日は令和3年3月31日）の者
健康診査：前年度に市の各種健（検）診を受診している佐倉市の後期高齢者医療被保険者
- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関、市役所、出張所、公共交通機関等にポスターを掲示、地区回覧等により周知啓発を実施

④健診項目

- ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）
既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定・血圧の測定
血液検査（肝機能・血中脂質・糖代謝・腎機能）尿検査
- イ 詳細な健診の項目（基準に該当したうえで、健診当日の医師が必要と判断した場合）
心電図検査基準
血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上または不整脈が疑われるもの
眼底検査基準（個別健診については受診勧奨とする。）
血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上
貧血検査基準
既往歴および自覚症状

⑤受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と後期高齢者医療被保険者は無料、市民税非課税世帯は申請により無料

《実績》

①健康診査等実施計画における目標と実績の推移

	第二期		第三期		
	28年度 (法定)	29年度 (法定)	30年度 (法定)	令和元年度 (法定)	令和2年度 (暫定)
特定健康診査 目標受診率	50%	60%	34%	36%	38%
実績値	33.6%	34.2%	35.7%	35.6%	22.10%
特定保健指導 目標実施率	55%	60%	30%	35%	40%
実績値	16.8%	13.9%	19.00%	14.40%	—

※目標受診率及び目標実施率は、実施計画（5年間）で設定

②特定健康診査（国民健康保険）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（％）	健診方法割合（％）
28年度 (法定報告値)	32,307	集団健診	6,000	18.6	55.3
		個別健診	3,531	10.9	32.5
		人間ドック等	1,323	4.1	12.2
		合計	10,854	33.6	100.0
29年度 (法定報告値)	31,093	集団健診	5,705	18.3	53.7
		個別健診	3,568	11.5	33.6
		人間ドック等	1,350	4.3	12.7
		合計	10,623	34.2	100.0
30年度 (法定報告値)	29,823	集団健診	5,683	19.1	53.4
		個別健診	3,583	12.0	33.6
		人間ドック等	1,383	4.6	13.0
		合計	10,649	35.7	100.0
令和元年度 (法定報告値)	28,980	集団健診	5,342	18.4	51.7
		個別健診	3,535	12.2	34.2
		人間ドック等	1,446	5.0	14.0
		合計	10,323	35.6	100.0
令和2年度 (概算数値)	32,958	集団健診	2,399	7.3	31.5
		個別健診	4,175	12.7	54.9
		人間ドック等	1,031	3.1	13.6
		合計	7,605	23.1	100.0

※令和2年度 概算数値 出典「国庫負担金実績報告書」より

③令和2年度未受診者勧奨

1. 対象者

①40歳になる者（253人）②45歳～54歳で過去3年間不定期受診者（526人）

2. 勧奨方法

はがきによる個別通知

※対象者を過去の受診、医療情報、問診の回答内容から5つのグループに分類し、それぞれのグループに合わせた勧奨内容とした。

3. 勧奨結果（カテゴリー別受診率）

①40歳になる人6.4%②45歳～54歳で過去3年間不定期受診者15.8%合計12.6%（96人）が受診をした。

④健康診査（後期高齢者医療）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（％）	健診方法割合（％）
28年度	18,868	集団健診	1,408	7.5	25.9
		個別健診	3,715	19.6	68.4
		人間ドック等	308	1.6	5.7
		合計	5,431	27.1	100.0
29年度	20,527	集団健診	1,552	7.6	25.6
		個別健診	4,176	20.3	68.8
		人間ドック等	346	1.6	5.7
		合計	6,074	27.86	100.0
30年度	21,900	集団健診	1,711	7.8	27.1
		個別健診	4,202	19.2	66.5
		人間ドック等	404	1.8	6.4
		合計	6,317	27.0	100.0
令和元年度	23,350	集団健診	1,790	7.6	25.9
		個別健診	4,665	20.0	67.5
		人間ドック等	453	1.9	6.6
		合計	6,908	27.6	100.0
令和2年度	24,415	集団健診	690	2.8	11.7
		個別健診	4,860	19.9	82.1
		人間ドック等	371	1.5	6.3
		合計	5,921	22.7	100.0

《考 察》

『佐倉市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画』（平成30～35年度 6か年計画）で国の目標値の受診率60%を目指し、市の目標値を設定している。

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の為、集団健診回数を減らし、時間当たりの受診者手数を設け、完全予約制としたことで、毎年受診している人も受診ができない状況であった。

受診勧奨についても、集団健診の予約状況を見ながら、受診勧奨の可否、時期、対象者について、担当者間で協議を行った。

健診の終盤について、予約枠に若干空きが生じる可能性もあったため、秋に勧奨を実施した。

対象を年齢別の受診率が低い年齢に絞り、継続受診につながっていない対象とした。勧奨数が少ない場合、対象者の受診率は一桁になることが多いが、グループ化しグループに適した内容を送付することで、受診勧奨に対する受診率は前年度をやや下回る程度であり、一定の効果があったと考えられる。新型コロナウイルス感染症が終息した後の受診率回復につながるよう、次年度も引き続き、受診率の低い年齢を中心に受診勧奨を実施が必要であるとする。

後期高齢者医療の健康診査の質問票の内容については、フレイル予防の観点を重視するために令和2年度から変更し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業に活用していくこととした。

(2) 特定保健指導(保健指導)

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)	
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値	・特定保健指導の実施の割合	(現状値) → (目標) 13.9% → 60.0%

《目的》

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。(厚生労働省「特定健康診査基本指針」から引用)

《内容》

①保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1c(NGSP)が5.6%以上

内臓脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク			喫煙歴	対象	
	①血圧	②脂質	③血糖		40～64歳	65～74歳
男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当			なし	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あり		
				なし		
上記以外でBMI 25以上	3つ該当			なし	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり		
	1つ該当			なし		

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、積極的支援対象者に対して、新たな支援方法が位置付けられた。

●2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導

2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当(初回面接と実績評価は必須だが、その間の必要に

応じた支援は180ポイント未満でよい)の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

対象者は、1年目に積極的支援の対象者に該当し、かつ積極的支援(3ヶ月以上の継続的な支援の実施を含む)を終了した者であって、2年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者のみである。なお、2年目に動機付け支援相当の支援を実施し、3年目も積極的支援に該当した者は、3年目は動機付け支援相当の支援の対象にはならない。

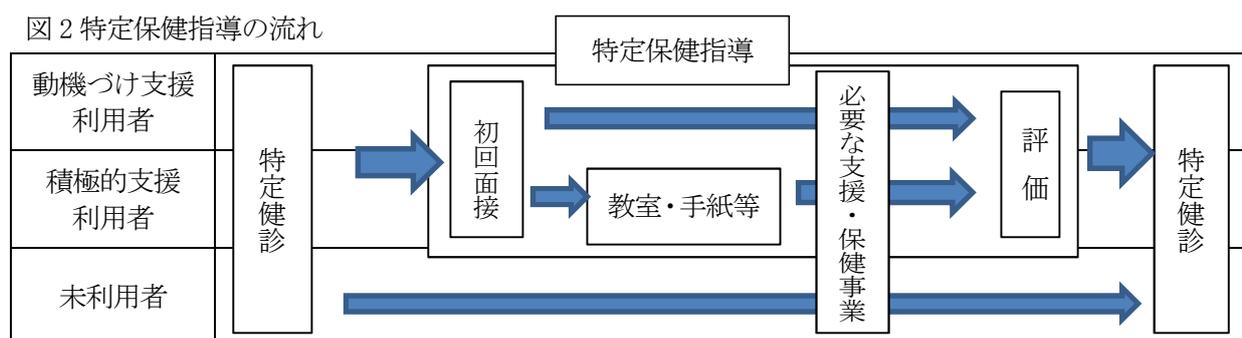
また、状態が改善している者とは、特定健康診査の結果において、1年目と比べて2年目の腹囲及び体重の値が次のとおり一定程度減少していると認められる者とする。

BMI < 30	腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者
BMI ≥ 30	腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者

②特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3か月以上の支援と初回面接完了日から3か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と3か月後の評価を実施した。

図2 特定保健指導の流れ



③初回面接

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

・支援形態・回数

分割実施型 32回 / 個別支援型 60回(本人希望日による個別 19回含む) / 訪問型 0回
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、グループ支援型は実施せず)

・方法

<分割実施型>

ア) 初回面接1回目

特定健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象者と見込まれる者に対して、把握できる情報(腹囲・体重、血圧、問診票の質問項目(服薬状況)の回答等)をもとに、説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を暫定的に設定する。

イ) 初回面接2回目

全ての検査結果が揃った後に、本人に電話等を用いて相談しつつ、今後の行動目標・計画の設定を完成させる。

※初回面接を分割して実施する場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。

〈グループ支援型／個別支援型（本人希望日による個別も含む）／訪問型〉

健診結果の説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

④積極的支援の継続的な支援

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

・方法

ア) スリムアップサポート 教室併用型

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する食事教室」8コース及び「運動習慣づくり教室」2課・6コースを併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ) スリムアップサポート 個別面接型

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

ウ) スリムアップサポート 通信型

参加者の状況に合わせて、手紙支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

・周知方法

初回面接時に勧奨。

⑤終了時評価

・対象者

初回面接の参加者

・方法

初回面接の参加者には、「振り返りシート」を送付し、参加者が自ら振り返り、返送してもらう。それについて保健師または管理栄養士による評価(設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等)を行い、「振り返りシートに関するアドバイス票」を作成し送付する。

※第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、特定保健指導の実績評価(終了)の期間が3か月短縮された。

《実績》

① 特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

項目	年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
特定健康診査 対象者数 (人)		32,307	31,093	29,823	28,980	(32,958)
受診者数 (人)		10,854	10,623	10,649	10,323	(7,605)
受診率 (%)		33.6	34.2	35.7	35.6	(23.1)
特定保健指導 対象者数 (人)		1,206	1,243	1,250	1,264	(814)
終了者数 (人)		203	173	237	182	-
実施率 (%)		16.8	13.9	19.0	14.4	-
再掲	動機づけ支援 対象者数 (人)	1,028	1,071	1,082	1,105	(691)
	利用者数 (人)	190	160	242	178	(192)
	終了者数 (人)	188	157	225	177	-
	実施率 (%)	18.3	14.7	20.8	16.0	-
	積極的支援 対象者数 (人)	178	172	168	159	(123)
	利用者数 (人)	16	20	22	14	(22)
	終了者数 (人)	15	16	12	5	-
	実施率 (%)	8.4	9.3	7.1	3.1	-

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援・動機付け支援相当のいずれの場合でも、初回面接から3か月経過後に、行動変容の状況等の実績評価を実施することが可能となることから、令和2年度の終了時評価が完了できるのは、令和3年7月末となる。このため、令和2年度の実績は特定健康診査(集団・個別)の概算数を掲載しているの、法定報告数の確認後、変更する。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

《考察》

平成30年度より第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり特定保健指導の利用率は増加傾向となっていたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、令和元年度は利用率を増加させることができなかった。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、集団健診の開始が9月からになったこと、予約による定員制になったことなどから受診者が減少し、特定保健指導の対象者も減少した。しかし、健康アドバイス会や分割実施で初回面接の利用者を若干ではあるが増加することができたため、利用率は26.3%(対象者814人/利用者214人)と前年度より数字上は大きく増加となっている。

初回面接の分割実施は、集団健診が1日での実施となり特定保健指導も半日から1日での実施に拡大し対応した。健診の当日は特定保健指導の対象と見込まれる171人中61人(35.7%)に実施しており、特定保健指導利用者全体の28.5%を占めている。健診受診当日の初回面接の実施は、健康意識が高まっている時に働きかけることができるので今後も実施していく。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、健康アドバイス会はすべて個別支援型で実施することで安心して利用できるように変更した。今後も感染対策に留意しつつ特定保健指導の利用率の向上のため、実施方法等について検討を継続したい。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

根拠法令等	健康増進法第17条、第19条2		
健康さくら21(第2次)目標値【改訂版】	・糖尿病治療継続者の割合	(現状値) → (目標)	80.0% → 95.0%

《目的》

糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者について関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して主治医の判断により保健指導対象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的とする。

(厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」より引用)

(1) 個別支援

《内容》

① 対象者

糖尿病性腎症第3期に該当するかたを対象とする。

特定健診の結果、空腹時血糖値が126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上であり、かつ、尿蛋白+以上のかたを対象とする。

② 実施方法

糖尿病性腎症重症化予防事業実施手順に基づいて実施。

1) 特定健診の結果から、本事業対象者を抽出する。

2) 対象者に事業の案内を送付し、現在の受診状況・治療状況・医師からの指示・指導希望の有無を返信してもらう。指導の希望があった者に対し保健指導を行う。(指導希望のない場合でも、必要時介入)

3) 概ね6か月間を目安として、電話、面接、訪問、手紙等による継続した支援を行い、糖尿病の悪化、腎機能低下を防ぐ。

4) 6か月間の支援から更に6か月後を目安に、適切な医療受診や糖尿病予防、腎機能低下予防に基づいた生活が継続できているかを評価する。また、健診の受診についても勧奨を行う。

③ 周知方法

集団健診は、受診後約2か月後以内(結果発送後2週間後までに)個別健診は、受診後2~3か月後までに通知文を発送する。

《実績》

① 年度別実績

		集団健診受診者		個別健診受診者		合計
		男	女	男	女	
H30年度	対象者数	21	4	19	9	53
	支援実施数	21	4	19	9	53
R元年度	対象者数	26	7	21	12	66
	支援実施数	26	7	21	12	66
R2年度	対象者数	11	3	21	5	40
	支援実施数	11	3	21	5	40

② 服薬状況（令和2年5月12日現在）

服薬（糖尿病の薬）の状況	服薬あり	服薬なし	計
集団健診受診者	10	4	14
個別健診受診者	12	14	26
合計	22	18	40

③ 対象者の特定健診での糖代謝項目の状況

HbA1c (%)	6%	7%	8%	9%	10%以上	計
集団健診受診者	6	4	3	0	1	14
個別健診受診者	12	6	5	2	1	26
合計	18	10	8	2	2	40

④ 対象者の特定健診での腎機能の状況

eGFR	90 以上 G1	60～89 G2	45～59 G3a	30～44 G3b	15～29 G4	15 以下 G5	計
集団健診受診者	2	5	5	2	0	0	14
個別健診受診者	3	19	3	1	0	0	26
合計	5	24	8	3	0	0	40

⑤ 支援実施状況

支援内容	延べ件数
家庭訪問	3
面接指導	6
電話による支援	56
手紙による支援	40
教室等への参加	0
その他	0
合計	105

⑦ 講演会

例年、ポピュレーションアプローチとして腎臓病予防に関する講演会を開催しているが、今年度は昨年度に引き続き開催を中止している。

《考 察》

今年度より、対象者への通知に併せて、現在の疾患の有無、療養状況、本事業の利用希望の有無について確認できる自記式アンケートを送付した。返信がない者には電話で確認し、ほとんどの対象者について状況が把握できた。回答からは、主治医から減量や運動・食事等指示を受けている人が多いが、「主治医の指示だけでよい」と指導を希望しない者が多かった。健診結果により、指導希望がなくても、介入することにより、支援が始まった者もいる。また対象者の中には、医療中断者も見られており、本事業で介入することで再度医療につなげ、重症化を防ぐ役割が期待できている。今後は、タンパク尿について意識していない対象者が多いため、返信内容に、タンパク尿について主治医に相談したかの確認と、主治医からの説明を記載する内容を追加し、腎機能について意識をしてもらう方法を検討していく。

また、講演会は自分の腎機能を意識してもらう良い機会であったが、2年連続実施できていないため、コロナウイルスの感染防止策を取りながら、次年度は開催していきたい。

8. こころの健康づくり

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条（正しい知識の普及） 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状)→(目標) ・気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の割合 成人 新設の指標→9.4% ・ストレスを解消できている人の割合 成人 50.6%→60.0% 中・高校生 49.1%→60.0% ・睡眠による休養が十分とれていない人の割合 成人 21.1%→15.0% ・一生のうちにうつ病になる頻度を知っている人の割合 成人 57.2%→100% ・自殺者の減少（人口10万人当たり） 26.11人→19.52人

(1) 精神科医によるこころの健康相談

《目的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内容》

- ①対象者 「眠れない」「イライラする」「気分の落ち込み」「自殺について考えてしまう」など、こころの悩みや不安がある者
- ②方法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、精神科医師による個別相談を実施する。
- ③内容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実績》

①会場別実績

年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成29年度	2	7	2	2	2	7	6	16
平成30年度	2	7	2	2	2	3	6	12
令和元年度	2	5	1	2	2	5	5	12
令和2年度	1	4	1	1	2	3	4	8

*令和2年度6回を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大のため2回中止

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
人数	0	3	2	3	8

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所者				
	男	女	合計	本人	(別掲) 家族のうち本人 に同席した人	家族 (複数あり)	その他
人数	4	4	10	3	(0)	7	0

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題 (再掲) 治療中の 精神疾患の 相談	家族 問題	経済・ 生活問題	勤労 問題	母子支援 ケース	その他 (対人関係等)
人数	4	1	3	2	0	0

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	1	7

⑥相談内容連絡票・うつ病連携パス発行数

	相談内容連絡票	うつ病連携パス
発行数	2	0

《考 察》

相談内容では健康問題が一番多く、相談者の中には医療機関受診が必要で書面での申し送りがあつた方が有効と思われる場合には、相談内容連絡票を発行している。この連絡票を利用することにより、本人が受診の必要性を理解し、確実に精神科への受診につながっている。新型コロナウイルス感染拡大による相談者の増加はなく、減少傾向にある。こころの健康相談は身近な場所で無料で医師に相談ができる場であるため、更に周知を図り多くの方に利用してもらうことで、市民のこころの健康づくりを進めていきたい。

(2) カウンセラーによるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医等に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 者 職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、大切な人を自死で亡くし落ち込んでいる等のこころの悩みや不安がある者
- ②方 法 健康管理センター、西部保健センターを会場に、臨床心理士による個別相談を実施する。
- ③内 容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内

電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。

④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実績》

①会場別実績

会場 年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成29年度	3	8	3	7	-	-	6	15
平成30年度	3	10	3	7	-	-	6	17
令和元年度	3	8	3	6	-	-	6	14
令和2年度	3	11	2	4	-	-	5	15

※令和2年度6回を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大のため1回中止

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上
人数	5	1	6	3

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所者（複数人来所あり）			
	男	女	合計	本人	(別掲) 家族のうち本人 に同席した人	家族
人数	10	5	18	9	(2)	9

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題 (再掲) 治療中の 精神疾患の相談	家族問題	経済・ 生活問題	勤労問題	その他
人数	8	4	1	1	1

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	3	12

⑥相談内容連絡票発行数

	相談内容連絡票
発行数	0

《考察》

カウンセラーによるこころの健康相談は、新型コロナウイルス感染拡大による相談者の大きな増減はなかった。カウンセラー相談でも健康問題を抱えた人が一番多く、次いで家族問題となっている。相談者の中には、相談内容から自ら医師の相談ではなく、カウンセラー相談を希望する人もおり、カウンセラーと医師の両方の相談を設け、どちらかを選べる体制になっていることで、相談しやすい状況となっている。

(3) 千葉県地域自殺対策強化事業

《目的》

国からの「地域自殺対策強化交付金」を財源とする「千葉県地域自殺対策強化事業費補助金」を活用し、地域の実情に応じた事業を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。

《実績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修	
目的	自殺のサインに気づき、見守り、必要な支援へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。	
対象	高齢者支援者（介護予防リーダー）	市役所職員
講師	公認心理士 田口 学氏	公認心理士 田口 学氏
日時	令和2年8月21日 13:30～15:15	令和3年2月12日 14:00～16:00
参加者数	10人	14人
会場	市役所	Zoomによるオンライン開催

《考察》

ゲートキーパー養成研修はここ数年、学校向け、市民向け、職員向けを実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民向けには実施ができず、実施したものは限定した人数での開催、オンラインによる開催となった。制約のある中での開催であったが、新型コロナウイルス感染拡大による心理面の影響等を含めた内容で実施することができた。

若年層の自殺対策は国を挙げての取り組みとなっているため、今後は教育委員会と連携し、より多くの教職員に研修を受けてもらえるような体制づくりを構築していきたい。

《実績》

※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころの健康づくり講演会
内容	講演 働き盛りのストレス改善対処法～コロナに負けない～
講師	東邦大学医療センター佐倉病院 医師 小山 文彦 氏
日時	令和3年3月7日（日） 13:30 ～ 15:30
会場	Zoomによるオンライン開催
参加者数	22人

事業名	こころの健康づくり講演会のオンデマンド配信
内容	佐倉市ホームページで講演会の映像配信を行った
配信期間	令和3年3月15日（月）～3月29日（月）
視聴回数	93回

《考察》

広くこころの健康づくりを進めるため、毎年講演会を実施している。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来場・オンラインでの講演会を予定していたが、緊急事態宣言発令中のため、オンラインのみでの開催となった。参加定員30人には満たなかったが、来場での開催よりも質問が多くあり、アンケート結果では、全員が「自宅で受講できるのでよかった」と回答し、肯定的な反応が

多かった。また、若い世代の参加も多かった。今後も市民が受講しやすいよう、オンラインでの開催も継続しつつ、オンラインでは受講できない方に向けた従来どおりの講演会も検討していきたい。

4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議

《目的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要がある。

そこで、職員が市民の自殺の兆候に気づき、適切な専門家に繋げることができるように関係課による連絡会議を開催した。

《内容》

出席者	こころの悩みを抱えた方や自殺ハイリスク者との関わりが予想される 15 課・1 関係機関。健康増進課、企画政策課、市民課、健康保険課、自治人権推進課、高齢者福祉課、障害福祉課、社会福祉課、子育て支援課、児童青少年課、指導課、社会教育課、人事課、収税課、産業振興課、社会福祉協議会
開催日	令和2年10月27日(火) 10:00～11:40
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市自殺対策計画、自殺の現状と取り組みについて ・新型コロナウイルス感染に係る各課の取り組み状況・現状について

《考察》

全国的に新型コロナウイルス感染拡大による自殺者が増加するなか会議を開催したことで、関係各課で現状を確認し、多方面からの支援について共通認識をすることができた。今後も、社会情勢の変化を見極めながら、適切な時期に適切な支援を実施できるように、庁内だけではなく外部の関連機関等との連携を図りながら自殺対策を推進していきたい。

(5) 普及啓発活動

時期	実施内容
令和2年5月～ 令和3年3月	<p>新型コロナウイルス感染拡大による啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の健康づくり・各種相談先についてホームページに掲載(5月～適宜更新)、日本赤十字社の動画「ウイルスの次にやってくるもの」をホームページに掲載(日本赤十字社の承諾あり、5月～8月)、広報掲載(12月) ・こころの相談先についてのリーフレットを各種相談窓口に配架(5月) ・こころの健康、相談先についてCATVで保健師からのメッセージの配信(5月) ・こころの健康づくりについてCATVの広報番組で放映(10月) <p>その後、ホームページで映像を配信(10月～視聴回数1067回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの相談先についてのリーフレット配架を公共施設31か所に依頼、民生・児童委員、商工会議所会員にリーフレットを配布。保健センター、市役所にポスターを掲示。(11月)
令和2年 9月10日～16日 自殺予防週間	<ul style="list-style-type: none"> ・予防週間ポスター掲示を市内公共施設30か所に依頼 ・保健センター、市役所にのぼり旗設置 ・図書館3施設にポスター掲示、佐倉南図書館で啓発コーナーに関連図書の展

(9月1か月間実施)	示
令和3年3月 自殺対策強化月間 (3月1か月間実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所1階ロビー、保健センターに啓発コーナー設置（ポスター、パネル、リーフレット、のぼり旗の展示） ・全図書館にポスター掲示、志津図書館で啓発コーナーに関連図書を展示 ・JR佐倉駅まちづくり市民ギャラリーにて啓発。 ・自殺対策強化月間ポスター掲示を市内関係施設30か所に依頼 ・広報…自殺対策強化月間について掲載 ・ホームページ…強化月間の特集記事や、図書館での啓発、心の相談先を掲載

《考 察》

自殺予防の普及啓発を図るため、例年実施している9月と3月の啓発に加え、新型コロナウイルス感染拡大により全国的に自殺者数が増加していることから、こころの相談の他、就労、経済問題に対応する相談窓口の周知を強化して実施した。今後も社会情勢をふまえ、タイムリーな周知啓発を行っていく。また、自殺対策計画の中では、「自殺予防週間・自殺対策強化月間について認識している市民の割合」を増やすことが目標の一つとなっているため、新たな周知啓発方法を検討し、認知度を高めたい。

VI 市民の健康

1. 歯科保健啓発事業

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例		
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・よくかんで食べる人の割合	小中高生	31.3% → 50.0%
		60歳代	30.1% → 90.0%
	・6024 達成者の割合		70.1% → 80.0%
	・8020 達成者の割合		53.3% → 60.0%
	・定期歯科健診を受けている人の割合	20歳以上	42.1% → 65.0%

(1) 歯ッピーかみんぐフェア (むし歯予防大会)

《目的》

佐倉市民の口腔衛生知識の啓発普及、及び口腔疾患予防の推進を目的とする。

《内容》

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

《実績》

年度	参加人数 (延べ)
28	929
29	954
30	1,113
元	1,027
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2) よい歯のコンクール

《目的》

歯の健康が優れているかたを表彰することにより、市民が生涯にわたって自分の歯で食べられるよう、歯科疾患予防の正しい知識を普及啓発することを目的とする。

《内容》

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

《実績》

年度	高齢者の部 (人)	親子の部 (組)	標語の部 (作品数)
28	10	22	2
29	10	24	4
30	15	26	2
元	8	25	2
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		4

《考察》

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため歯ッピーかみんぐフェアとよい歯のコンクールともに開催を中止した。今後も歯科医師会とともに8020運動や歯と口の健康づくりの知識の普及啓発のために開催方法や実施内容について検討していきたい。

2. 市民公開講座

根拠法令等	健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<p>[休養・こころの健康づくり] ・ストレスを解消できている人の割合 成人 62.6% → 70.0% 中・高生 54.7% → 70.0%</p> <p>[生活習慣病(がん検診)] ・がん検診の受診者の割合 子宮がん 5.1% → 50.0% 乳がん 11.4% → 50.0% 胃がん 12.0% → 50.0% 肺がん 16.6% → 50.0% 大腸がん 15.2% → 50.0%</p> <p>[妊娠・出産・周産期] ・市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加傾向へ</p> <p>[歯の健康] ・定期歯科健診を受けている人の割合 20歳以上 42.1% → 65.0%</p>

《目的》

健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図るため、ポピュレーションアプローチとして専門家による市民向けの講演を実施している。

《内容》

- ①対象 市民（制限なし）
- ②方法 業務委託（印旛市郡医師会佐倉地区・印旛郡市歯科医師会佐倉地区）
- ③内容 医師並びに歯科医師等の専門家による講演会を実施。
- ④周知方法 こうほう佐倉、ポスター、チラシ、新聞折り込み、ホームページで啓発、併せて保健事業の中で紹介。

《実績》

①医科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
28	蓄膿症（副鼻腔炎）と向き合う ～薬による治療と手術による治療～	2月19日（日）志津コミセン 246人
29	認知症の診断と治療・ケア	2月25日（日）志津コミセン 385人
30	骨粗しょう症とはどんな病気？ ～骨折による寝たきりを防ぐためにできること～	2月24日（日）音楽ホール 620人
元	おしっこお悩み119番	2月23日（日）音楽ホール 400人
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画無し	新型コロナウイルス感染症拡大 防止のため中止

②歯科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
27	食べることで歩くことが出来れば人生は幸せ ～あいうべ体操とひろのば体操～	6月7日（日）志津コミセン 262人
28	イキイキ長寿健康法・免疫力を高める方法 ～125歳まで元気に生きる～	6月5日（日）志津コミセン 314人
29	歯を守る食事がからだを守る	6月11日（日）志津公民館 120人
30	小出監督と歯科医師から贈る豊かな未来のためにできること I部 小出監督から学ぶ夢の実現 II部 豊かな人生を送るための秘訣	6月3日（日）志津公民館 111人
元	大きないびき よく寝ている証拠？ 歯並びと関係？	6月23日（日）志津公民館 70人
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画無し	新型コロナウイルス感染症拡大 防止のため中止

《考 察》

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、医科、歯科とも中止となったが、令和元年度までの医師会及び歯科医師会の講演会は、多くの市民が参加したことから市民の健康に関する関心度の高さがうかがえる。

今後開催する講演会についても、多くのかたが参加して頂ける内容を検討し実施する。

3. 食生活改善推進員事業

根拠法令等	食育基本法 第二十二條 2
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥満・やせの割合：20～60 歳代男性の肥満者 27.0% → 減少 <li style="padding-left: 100px;">40～60 歳代女性の肥満者 19.2% → 15.0% <li style="padding-left: 100px;">20 歳代女性のやせの者 17.1% → 15.0% <li style="padding-left: 100px;">40 歳代男性の肥満者 20.8% → 減少 ・ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の人の割合 59.1% → 80.0% ・ 朝食を必ず食べる人の割合 男性：20 歳代 64.0% → 増加、30 歳代 43.8% → 増加 女性：20 歳代 71.4% → 増加、30 歳代 70.9% → 増加、40 歳代 81.6% → 増加 ・ 食事を一人で食べる子どもの割合 「朝食」：小学生 35.6% → 減少、中学生 43.7% → 減少 「夕食」：小学生 2.7% → 減少

(1) 食生活改善推進員養成講座

《目的》

健全な食生活の普及・啓発を通じた、市民の健康づくりの自主的なボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成することを目的に「食生活改善推進員養成講座」を開催する。

《内容》

- ① 対象者：市民（65 歳未満）
- ② 開催時期：令和 2 年 9 月～令和 3 年 1 月 場所：健康管理センター
- ③ 周知方法：地区回覧、佐倉市のホームページに掲載、広報さくら、ポスター掲示
- ④ カリキュラム：下記のとおり

課	学習内容	時間	講師
1	開講式・オリエンテーション	9:35～10:05	保健師
	佐倉市の健康状況と健康増進計画「健康さくら 21(第 2 次)」 について、佐倉市の保健事業について	10:10～ 11:00	
	食生活の現状と課題	11:05～11:50	
2	食事バランスガイドについて	9:30～10:30	栄養士
	食育の推進について、食育 DVD 視聴	10:35～11:20	〃
	簡単おやつを紹介、試食	11:30～11:50	〃
3	栄養の基礎知識、食品成分表の使い方	9:30～10:25	栄養士
	調理の基本、食品衛生	10:30～10:50	〃
	バランスのとれた食事の調理実習	11:00～12:50	〃
	歯と咀嚼、歯周病対策	13:00～13:40	歯科衛生士
4	生活習慣病予防の概要	9:30～10:20	保健師
	こころと体の健康づくり	10:30～11:00	〃
	高齢期からの健康づくり	11:10～11:50	保健師

課	学習内容	時 間	講 師
5	生活習慣病予防の食生活について、 適正体重、必要エネルギー量の算出 生活習慣病予防の食事 調理実習 身体活動と運動習慣のある生活	9:30～	栄養士
		10:50	〃
		11:00～12:50	〃
		13:00～13:40	保健師
6	佐倉市の食生活改善推進員活動について、活動 DVD 視聴 各地区の食生活改善推進員を囲んで懇談会 閉校式(修了証書授与)	9:30～10:00	栄養士
		10:00～11:00	栄養士・保健師
		11:00～11:30	推進員

《実 績》

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止とした。

年度・地区別参加者と修了者

(単位：人)

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計	修了者数	修了率%
平成28年度	5	3	6	1	0	1	5	21	21	100
平成29年度	2	2	3	2	2	0	1	12	12	100
平成30年度	0	0	3	2	0	1	3	9	6	67
令和元年度	1	5	6	2	0	0	1	15	11	73
令和2年度										

(2) 食生活改善推進員研修

《目 的》

食生活改善推進員が、地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修を行い、推進員の資質の向上を図る。

《内 容》

- ① 対象者：食生活改善推進員
- ② 内容：年間テーマ

「健康さくら21（第2次）」の目標に向かって、地域の健康づくりと食育を推進しよう

1. 生活習慣病予防の食事を普及（主食・主菜・副菜を揃えよう）
2. ライフステージ別の食育を推進（朝食を食べる習慣をつけよう）

《実 績》

合同研修会 場所：健康管理センター

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月、6月、3月の研修会を中止とした。

地区研修会 場所：健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮し、従来実施している研修会のうち5月、9月を中止とした。7月の研修会のみ支部ごとに実施した。

7月 今年度の活動方針について （参加率85.7%）

2月 自主研修課題及び今後の推進員活動についてアンケートの提出 （提出率79.7%）

プロジェクト活動 場所：健康管理センター

健康さくら21（第2次）や食育推進計画の目標達成に向けた活動を効果的に行うため、全支部から希望者を募り、プロジェクト活動を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とした。

(3) 食生活改善推進員地区活動

《目的》

市民が健康で明るい生活を営むことを目的に、健全な食生活の普及・啓発を図るため、食生活改善推進員活動を推進している。食生活改善推進員が地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上での活動内容や試食・調理実習の献立に対する指導やアドバイスをを行い、食生活改善推進員活動を支援する。

《内容》

- ① 対象者：市民
- ② 方法：食生活改善推進員が6支部（佐倉、臼井・千代田、志津A、志津B、根郷・和田、弥富）に分かれ、自主的な活動と行政への支援活動を通して、各地区の実態に合わせた内容で地区活動を行う。
- ③ 場所：保健センター、自治会館、公民館等
- ④ テーマ：食生活改善推進員地区研修のテーマに準ずる
- ⑤ 周知方法：こうほう佐倉におおよそ1か月前に掲載、ポスター及びチラシの配布
- ⑥ 内容：生活習慣病予防のための普及活動、薄味習慣の定着化活動、親子の食育活動、男性料理教室、骨粗しょう症予防のための料理講習会、野菜の摂取量を増やすための料理普及等

《実績》

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とした。

年度別、地区別推進員数と活動状況

(単位：人)

年 度	地 区	佐倉	臼井 千代田	志津		根郷	和田	弥富	合 計
				A支部	B支部				
28 年 度	委嘱推進員数	11	23	12	28	14	5	7	100
	活動日数(日)	8	17	8	43	13	5	10	104
	参加者延べ数	155	450	135	1,100	498	97	204	2,639
	活動推進員延べ数	40	70	45	140	62	18	41	416
29 年 度	委嘱推進員数	18	19	17	25	15	6	6	106
	活動日数(日)	6	12	7	46	14	5	8	98
	参加者延べ数	146	290	140	1069	403	100	213	2361
	活動推進員延べ数	50	50	38	142	73	24	39	416
30 年 度	委嘱推進員数	20	20	17	27	16	6	6	112
	活動日数(日)	6	10	9	42	13	6	8	94
	参加者延べ数	89	185	143	971	458	109	233	2188
	活動推進員延べ数	43	40	47	122	59	26	39	376

年 度	地 区	佐倉	臼井 千代田	志津		根郷 和田	弥富	合 計
				A支部	B支部			
元 年 度	委嘱推進員数	17	12	12	20	15	7	83
	活動日数(日)	6	10	6	36	13	7	78
	参加者延べ数	143	183	88	719	491	104	1728
	活動推進員延べ数	51	41	35	90	51	41	309
2 年 度	委嘱推進員数	14	14	12	20	17	7	84
	活動日数(日)							
	参加者延べ数							
	活動推進員延べ数							

(※出前健康講座による活動については、2. 健康教育「出前健康講座」にも重複計上する)

《考 察》

食生活改善推進員事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、通常年6回実施している推進員を対象とした研修会を7月のみ実施した。また推進員が行う地区活動と推進員を養成するための市民を対象とした養成講座については中止とした。このように、新型コロナウイルスの影響で事業の変更や中止が続いていることから、研修会については各自がテーマを決めて取り組む自主研修を取り入れた。缶詰や乾物などストック食材を使ったレシピや食生活改善推進員として取り組む家族の健康管理についての体験談がまとめられ、今後の活動に活用するための取り組みがされていた。

また、今後の研修会の内容や活動方法について推進員にアンケートを実施した。地区活動についての意見として、「お隣さんからお隣さん」のような対話、地域の回覧・掲示板等の活用、SNSの活用について等が挙げられていた。

「健康さくら21(第2次)」や「第2次佐倉市食育推進計画」の目標に向かって、地域の健康づくりと食育の推進を目的として活動していくために、推進員としての知識・技術を習得する場である研修会の開催や行政ボランティアとして安全かつ効果的に地区活動を実施していくための方法や手段を検討し、活動を支援していきたい。

4. その他啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本 21」、「健やか親子 21」
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<p>[栄養・食生活]</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝食を必ず食べる人の割合 (新設目標) <ul style="list-style-type: none"> 男性：20 歳代 64.0% → 増加、30 歳代 43.8% → 増加 女性：20 歳代 71.4% → 増加、30 歳代 70.9% → 増加 40 歳代 81.6% → 増加 <p>[身体活動・運動]</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動を習慣化 (30 分週 2 回以上もしくは週 1 回 1 時間以上) している人の割合 (新設目標) <ul style="list-style-type: none"> 20～64 歳男性 29.0% → 36.0%、20～64 歳女性 24.3% → 33.0% 65 歳以上男性 37.4% → 58.0%、65 歳以上女性 40.1% → 48.0% <p>[たばこ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙 (行政機関・医療機関) の機会を有する者の割合 (新設目標) <ul style="list-style-type: none"> 行政機関 7.5% → 0% 医療機関 5.3% → 0% COPD を認知している人の増加 (新設目標) 24.9% → 80.0% <p>[アルコール]</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正飲酒量を認識している人の割合 <ul style="list-style-type: none"> 1 合程度と答えた成人 64.9% → 100% <p>[生活習慣病]</p> <ul style="list-style-type: none"> メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 27.1% → 18.7%

《目 的》

個別の保健事業の対象者枠を超えた、全市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図ることを目的として、平成 24 年度に「健康さくら 21 (第 2 次)」を策定し、関係所属の行事や地域行事を協働実施して計画の推進と周知を図っている。

計画の基本理念である「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」を柱に、開催年度ごとのテーマを「健康さくら 21 (第 2 次)」の年度別重点活動分野と関連させることで、啓発事業として事業効果の拡大を図る。

《内 容》

「さくらスポーツフェスティバル」

① 対 象 市民 (制限なし)

コロナウイルス感染症の影響で中止

《実 績》

年度	テーマと副題	会場・開催日	参加者数
27	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1 に運動 2 に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10 月 12 日 (月)	105 人

28	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月10日（月）	87人
29	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月9日（月）	81人
30	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月8日（月）	131人
令和 元	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月14日（月）	台風 により 中止
令和 2	コロナウイルス感染症の影響で開催中止により、企画なし		コロナウ イルス感 染症の影 響で中止

《考 察》

「健康さくら 21（第2次）」の関連所属等との協働により、異なるチャンネルを通じた行事運営は、主催事業では関わりの薄い属性への有効な普及啓発方法の一つだと思われる。引き続き、他部署と協働し、幅広く市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図っていく。また、来年以降の開催の際には感染症対策実施した、啓発方法を検討していく。

5. マイヘルスプラン普及啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<p>[栄養・食生活]</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） 男性：20歳代 64.0% → 増加、30歳代 43.8% → 増加 女性：20歳代 71.4% → 増加、30歳代 70.9% → 増加 40歳代 81.6% → 増加 <p>[身体活動・運動]</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動を習慣化（30分週2回以上もしくは週1回1時間以上）している人の割合（新設目標） 20～64歳男性 29.0% → 36.0%、20～64歳女性 24.3% → 33.0% 65歳以上男性 37.4% → 58.0%、65歳以上女性 40.1% → 48.0% <p>[たばこ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） 行政機関 7.5% → 0% 医療機関 5.3% → 0% COPDを認知している人の増加（新設目標） 24.9% → 80.0% <p>[アルコール]</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正飲酒量を認識している人の割合 1合程度と答えた成人 64.9% → 100% <p>[生活習慣病]</p> <ul style="list-style-type: none"> メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 27.1% → 18.7%

《目的》

市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことで「健康なまち佐倉」の実現を目指している。市民が健康に関心を持ち、健康づくりに共に参加し、意識を高めていただくとともに、市民から発信された健康づくりの輪を広げていくことを目的とする。

*マイヘルスプランとは…健康を脅かす多くの疾病は遺伝要因、環境要因（生活習慣を含む）により発症すると言われている一方、ある疾患に罹患しやすい遺伝要因を持っていても、生活習慣を変えることで予防できるとも言われている。疾患の予防には皆、一律の健康プランではなく、市民一人ひとりの遺伝、環境、生活習慣等様々な背景に合わせた、個別化ヘルスプランが必要と考えられており、そのような「自分で創る 自分だけの健康プラン」のことを「マイヘルスプラン」と言う。

《内容》

- ① 事業の名称 「チャレンジ！マイヘルスプラン2020」
- ② 対象者 佐倉市在住のかた、在勤のかた
- ③ 実施内容

実施コース：「ひとりでチャレンジ」「2人でチャレンジ」の2コースから選択。

実施期間：8月1日～30日、9月1日～30日、10月1日～30日、11月1日～30日の4つの期間から選択。

実施内容：参加者は実施コース、実施期間を選択したら、参加者が実現可能な「マイヘルスプラン」（健康プラン）を決めて30日間取り組む。また、「自分の健康を守るための行動」（健康診断や人間ドック、予防接種や健康に関する講演会の参加等）にも取り組み、それら結果を記録票へ記入する。

参加方法：「マイヘルスプラン」への取り組みは1日1ポイントで10ポイント以上、または、歩数を記録する場合は合計6万歩以上、かつ「自分の健康を守るための行動」への

取り組みは1つにつき1ポイントで1ポイント以上、合計11ポイント以上で「チャレンジ！マイヘルスプラン2020」に参加可能。

参加賞等：参加されたかた全員に参加賞をプレゼント。さらに、参加されたかた（規定のポイントを超えているかた）の中から抽選で図書カードのプレゼント。

また、団体での取り組み（学校全体や企業全体での取り組みなど）や工夫の見られる取り組みについては特別賞として表彰。

④ 周知方法

佐倉市ホームページにて周知した。また、市内保育園、幼稚園、小中学校を通して記録票を配布し周知を行った。記録票は、各保健センター、公民館、図書館、コミュニティーセンター、イオンタウン（市のチラシ設置場所）で配布の他、ホームページよりダウンロードできるようにした。

《実績》

① 参加者数：530名

② 過去の実績

	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2016	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2017	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2018	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2019	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2020
幼児	66	51	119	115	134
小学生	178	361	623	611	171
中学生	0	2	11	11	8
成人	91	115	161	321	217
計	335	529	914	1,058	530
団体表彰 (最優秀賞)	白銀小学校	和田小学校 和田幼稚園	下志津小学校 染井野小学校 和田幼稚園	根郷保育園 白銀小学校 生命の貯蓄体操 普及会佐倉支部	馬渡保育園 白銀小学校

③ 参加者の内訳

	ひとりでチャレンジ	2人でチャレンジ	計
幼児	117	17	134
小学生	78	93	171
中学生	3	5	8
成人	94	123	217
計	292	238	530

③ 団体表彰

最優秀団体賞 佐倉市立白銀小学校、佐倉市立馬渡保育園

優秀団体賞 佐倉市立寺崎小学校・佐倉市立北志津保育園、

努力賞 佐倉市立下志津小学校・染井野小学校・和田小学校

佐倉市立根郷保育園・南志津保育園

岩渕薬品、八幡台クラブ、TOTOバスクリエイト

《考 察》

今年度の参加者数の内訳をみると、小学生が大幅に減少した。夏休みを利用して、チャレンジマイヘルスプランに取り組んでいる学校が多く、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、夏休みが短縮したことが原因と考えられる。また、新たに第三工業団地連絡協議会に周知を行い、事業者からの参加があった。今後も市内事業者との連携を図る等、健康無関心層に対して、啓発ができるよう検討していきたい。

参加者のアンケート結果より、この取り組みについて「自ら取り組んだ」と答えた者が約80%、「誰かに言われて取り組んだ」と答えた者が約20%であった。一方、取り組んだ結果、約95%は「その取り組みが生活習慣になった」と答えており、約95%は「取り組みを今後も継続できそう」と答えている。参加者の多くは本事業をきっかけにその取り組みを習慣とし、更にこれからも継続できると答えている。市民が健康に興味をもち、健康づくりに取り組むきっかけとなっている。

VII 地域医療

1. 休日夜間等救急医療事業

(1) 休日夜間急病診療所

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病診療所により、休日夜間の医療体制を確保する。

《内容》

区分	夜 間
診療時間	午後 7 時～午後 10 時
場 所	休日夜間急病診療所
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・歯科

◎休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

年度	日数	内科	歯科
平成 28 年度	72	306 人	67 人
平成 29 年度	72	339 人	53 人
平成 30 年度	73	426 人	65 人
令和元年度	76	409 人	68 人
令和 2 年度	72	49 人	25 人

<内科>

- ① 診療日数 72 日（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）
- ② 受診者数 49 人（1 日平均 0.68 人）

③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	割合（％）
19 時台	29	59.2
20 時台	11	22.4
21 時台	9	18.4
合計	49	100.0

④症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合（％）
1	即時入院が必要で来院してよかった	0	0
2	症状からみて深夜受診も納得できる	20	40.8
3	治療を要するが明日でもよい	26	53.1
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	3	6.1
合計		49	100.0

⑤年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合（％）
15～19	2	4.1
20～29	10	20.4
30～39	11	22.4
40～49	4	8.2
50～59	5	10.2
60～69	9	18.4
70以上	8	16.3
合計	49	100.0

⑥居住地別

居住地		受診者数（人）	割合（％）
市内	佐倉	6	12.2
	臼井	11	22.4
	志津	15	30.6
	根郷	7	14.3
	和田	0	0
	弥富	1	2.0
	千代田	3	6.1
市外	印旛郡内	4	8.2
	県内	1	2.0
	県外	1	2.0
合計		49	100.0

⑦二次病院搬送状況 0件 紹介状 1件

⑧疾病別

順位	疾患	受診者数（人）	割合（％）
1	呼吸器系	3	6.1
2	伝染性	10	20.4
3	消化器系	17	34.7
4	その他	9	18.4
5	皮膚及び皮下組織	1	2.0
6	循環器系	2	4.1
7	神経及び感覚器	7	14.3
合計		49	100.0

< 歯科 >

① 診療日数 46日（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

※本来予定していた診療日数は72日だが、感染予防対策のため、下記の期間で歯科を休診した。

【歯科休診期間】

令和2年4月26日～令和2年5月31日の間（うち診療日数：10日）

令和3年1月10日～令和3年3月31日の間（うち診療日数：16日）

② 受診者数 25人（1日平均0.54人）

③ 時間帯別

時間帯	受診者数 (人)	受診割合 (%)
19 時台	10	40.0
20 時台	8	32.0
21 時台	7	28.0
合計	25	100.0

④ 症状別

順位	症状	受診者数 (人)	割合 (%)
1	即時入院が必要で来院して良かった	0	0
2	症状からみて深夜受診も納得できる	17	68.0
3	治療を要するが明日でもよい	7	28.0
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	1	4.0
合計		25	100.0

⑤ 年齢別

年齢 (歳)	受診者数 (人)	割合 (%)
0	0	0
1～5	8	32.0
6～14	2	8.0
15～19	0	0
20～29	2	8.0
30～39	5	20.0
40～49	3	12.0
50～59	1	4.0
60～69	1	4.0
70 以上	3	12.0
合計	25	100.0

⑥ 居住地別

居住地		受診者数 (人)	割合 (%)
市内	佐 倉	1	4.0
	臼 井	3	12.0
	志 津	8	32.0
	根 郷	2	8.0
	和 田	0	0
	弥 富	0	0
	千代田	1	4.0
市外	印旛郡内	6	24.0
	県 内	3	12.0
	県 外	1	4.0
合計		25	100.0

⑦ 二次救急医療機関搬送状況 0 件

(2) 休日当番医

《目的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間と夜間に、各医療機関の在宅輪番制により医療体制を確保する。

《内容》

区分	昼 間	夜 間
診療時間	午前9時～午後5時	午後7時～午後10時
場 所	市内医療機関	市内医療機関
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・外科・歯科	外科

《実績》

(人)

		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年度
昼間	休日当番	内科	2,921	3,048	2,704	2,851	891
		外科	895	787	768	834	633
		歯科	223	238	249	281	196
夜間	休日夜間当番	外科	177	156	148	150	128
合計			4,216	4,229	3,869	4,116	1,848

《考察》

当市における救急医療体制は、現在、初期救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所、そして二次救急医療体制として印旛郡市において病院群輪番制を実施している。

更に、印旛郡市内の三次救急医療体制としては、成田赤十字病院と日本医科大学千葉北総病院が救命救急センターに指定され対応している。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、休日夜間急病診療所・内科においては、発熱外来を行うだけの装備・設備が確保できず、院内感染のリスクがあるため、発熱症状を有し、新型コロナウイルス感染症の疑いが強い受診希望者に関しては、発熱相談センターを通じて受診するように案内した。

また、インフルエンザの検査に関しては、飛沫感染のリスクが高いことから、院内感染を避けるため、行わない事とした。

休日夜間急病診療所・歯科に関しては、口腔内を診療するため、新型コロナウイルス院内感染のリスクが高いことから、歯科医師会佐倉地区代表と協議のうえ、緊急事態宣言発令期間中を中心に、院内感染のリスクが高い期間を休診とした。

令和2年度の診療所及び休日当番医の全体受診者数は、前年比41.8%まで減少した。特に内科の受診者が減少しており、休日夜間急病診療所では前年比12%、休日当番医では前年比31.3%まで減少している。また、休日夜間急病診療所の歯科に関しても、前年比36.8%まで減少している。

休日夜間急病診療所の受診者の減少には、インフルエンザ検査の休止や歯科休診等が影響していると思われるが、院内感染を防ぐために必要な措置であったと考える。

2. 小児初期急病診療所事業

根拠法令等	佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目的》

平成14年10月1日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。

《内容》

診療日	月曜日～土曜日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
診療時間	午後7時～翌朝6時	午前9時～午後5時、午後7時～翌朝6時
場所	印旛市郡小児初期急病診療所(佐倉市健康管理センター内)	
診療科目	小児科	

《実績》

① 診療日数 365日(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

② 受診者数 2,727人(一日平均 7.5人)

ア. 時間帯別(人)

時間帯	9～13時	13～17時	19～22時	22～1時	1～4時	4～6時	合計
受診者数(人)	515	358	1,131	381	276	66	2,727
割合(%)	18.9	13.1	41.5	14.0	10.1	2.4	

イ. 年齢別(人)

年齢	0歳	1～4歳	5～14歳	15歳	合計
受診者数(人)	390	1,270	1,038	29	2,727
割合(%)	14.3	46.6	38.1	1.1	

居住地別(人)

地域と内訳					受診者数(人)	割合(%)
佐倉市内					1,124	41.2
印旛郡内	成田市	40	白井市	50	1,401	51.4
	四街道市	548	酒々井町	55		
	八街市	262	富里市	61		
	印西市	362	栄町	23		
県内	千葉市	59	八千代市	25	154	5.6
	船橋市	10	他県内	60		
県外					48	1.8
合計					2,727	

③二次救急医療連携状況

紹介・搬送先	所在地	件数	合計
東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市	21	140
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市	28	
日本医科大学千葉北総病院	印西市	10	
成田赤十字病院	成田市	49	
その他（聖隷佐倉市民病院、東京女子医大等）	—	32	

④ 疾病状況

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 呼吸器系	65	48	52	101	80	104	129	140	126	75	74	97	1,091
2 消化器系	40	56	42	52	67	59	56	43	43	55	55	49	617
3 代謝性	1	1	2	1	2	2	2	1	1	3	0	2	18
4 感染性	6	6	0	8	8	7	4	5	6	5	8	1	64
5 免疫・アレ	25	31	35	51	53	49	53	51	37	20	15	27	447
6 神経系	4	7	2	6	5	3	1	4	2	2	2	2	40
7 耳鼻咽喉	3	8	3	1	1	4	2	6	7	4	1	4	44
8 皮膚系	5	8	8	13	15	12	10	11	5	6	1	6	100
9 泌尿・生殖	4	10	5	8	6	7	6	2	2	6	4	6	66
10 眼	0	1	1	1	2	2	2	1	5	2	1	0	18
11 その他	9	16	13	24	29	28	19	22	13	17	14	18	222
合計	162	192	163	266	268	277	284	286	247	195	175	212	2,727

※1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等

※2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合がある。

⑤分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、驚口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、単核球症等

【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、帯状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、膈炎等

【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門腫炎、カンジダ等

【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

《考 察》

初期救急医療機関として小児科に特化して朝まで診療を行っている医療機関は、県内でも他に2か所しかないこと、受診者の概ね4割が佐倉市内からの受診となっており、9割以上が印旛管内からの受診となっていることなどから、地域の中では重要な役割を担っていることがわかる。

令和2年度の受診者数については、新型コロナウイルス感染症流行の影響により大幅な減少となった。特に、緊急事態宣言発令中の4月、5月及び冬の減少数が大きくなっている。これは、感染症対策を例年以上に行っていたため、インフルエンザ等が流行しなかったためと考えられる。

また、受診者の年齢をみると0歳から4歳までで5割以上を占めていることから、特に、夜間に症状が急変しやすい乳幼児の保護者に安心を提供しているものと考えられる。

なお、受診者数については、胃腸炎やインフルエンザなど流行性の疾患のまん延状況により大きく変わるが、概ね95%の患者については、搬送にいたらずその場で処置を行っている状況であり、初期救急としての機能を十分に果たせていると考えられる。

他方では、初期救急医療機関として、その場で処置を行うケースや別施設への搬送を行うケースの選別なども行っており、重篤患者等その場で処置が出来ない患者については、二次救急医療機関等に対応するなどの機能分担に対して、利用者の理解が十分に得られていないケースも見受けられるため、診療所の利用方法等と併せて周知を行う必要がある。

3. 訪問歯科事業

根拠法令等	佐倉市訪問歯科事業実施要綱 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
歯科口腔保健基本計画 目標値	(現状値)→(目標) ・佐倉市訪問歯科診療を認知している人の割合 要介護者 15.6%→60% ・かかりつけ歯科医がある人の割合 障害(児)者 66.7%→80% 要介護高齢者 66.7%→75%

《目的》

在宅療養者等で歯科医院への通院が困難な方に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施し、生活の質の維持・向上を図る。

《内容》

- ①対象 市内に在住する概ね 65 歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。
- ②内容 ア.入れ歯の修理・調整や作成
イ.むし歯の応急処置など
- ③従事者 歯科医師、歯科衛生士等
- ④費用 保険診療による自己負担額
- ⑤協力医療機関数 市内 39 医院

《実績》

①年齢別・男女別申込者数 (人)

	男	女	合計
70～74 歳	0	1	1
75～79 歳	0	2	2
80～84 歳	1	0	1
85～89 歳	0	3	3
90 歳以上	0	1	1
合計	1	7	8

②年齢別診療内容の内訳 (複数回答) (人)

	義歯 作成 修理 調整	補綴 処置	むし歯 治療	歯周 治療	口腔 清掃
70～74 歳	1	0	1	0	0
75～79 歳	1	1	0	0	1
80～84 歳	0	1	0	0	0
85～89 歳	3	0	0	0	2
90 歳以上	0	0	0	1	1
合計	5	2	1	1	4

③ 年度別・職種別訪問回数(事前調査含む)

(人)

	患者人数	訪問回数	患者1人あたり 平均訪問回数	歯科医師 訪問回数	歯科衛生士 訪問回数
平成28年度	17	69	4.1	55	69
平成29年度	11	32	2.9	24	32
平成30年度	12	50	4.2	42	50
令和元年度	11	33	3.0	29	33
令和2年度	8	29	3.6	27	29

④ 訪問口腔衛生指導

	人数	延訪問回数
平成28年度	7	7
平成29年度	8	10
平成30年度	3	3
令和元年度	3	3
令和2年度	0	0

⑤ 在宅歯科講演会

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止した。

《考 察》

介護保険制度の導入に伴い、在宅療養者を対象とする歯科診療体制の整備が進み、民間の訪問歯科専門医院や個人歯科医院による在宅での診療が増えてきていることから、市の事業を利用する患者数が減少傾向にある。事業の見直しを行い、平成28年度から市が診療所を運営するのではなく、協力歯科医院が実施主体となる訪問歯科事業を実施した。

佐倉市歯科口腔保健基本計画中間評価から、訪問歯科診療の利用率が施設入所者で高く、在宅療養者で低い状況だったことから、今後も引き続き、診療が必要な在宅療養者を歯科受診につなげるための啓発、協力歯科医院の支援に努める。

VIII 各種委員会名簿

佐倉市地域保健医療協議会

(委嘱期間：令和元年8月26日～令和3年8月25日)

※令和3年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
会長	小林 照久	医師	
副会長	秀島 潔	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	滑川 尚史	医師	
	川島 重信	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	長尾 建樹	医師	
	有田 誠司	医師	
	森本 功	歯科医師	
	四方田 英二	薬剤師	
	安田 浩文	薬剤師	
	佐久間 文明	千葉県印旛保健所 所長	
	豊田 光弘	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

予防接種専門委員会

(委嘱期間：令和元年8月26日～令和3年8月25日)

※令和3年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	澤井 清	医師	
	小林 照久	医師	
	滑川 尚史	医師	
	越部 融	医師	

開催日	内容	出席人数
令和2年10月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度予防接種実施状況について ・令和元年度予防接種後健康相談状況等について ・予防接種予診票つづりについて ・特定接種について 	4名

健診専門委員会

(委嘱期間：(委嘱期間：令和元年8月26日～令和3年8月25日)

※令和3年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	小林 照久	医師	
副委員長	鹿野 純生	医師	
	岡田 修	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	今井 敬人	医師	

開催日	内容	出席人数
令和元年11月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度各種健診(検診)事業実施状況の報告 令和2年度 後期高齢者の健康診査に関する主な変更点について 	6名
令和元年3月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度各種健診(検診)事業実施状況について 令和2年度各種健診(検診)事業の変更点について 	7名

母子保健専門委員会

(委嘱期間：令和元年8月26日～令和3年8月25日)

※令和3年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	小林 照久	医師	
副委員長	滑川 尚史	医師	
	越部 融	医師	
	川村 麻規子	医師	
	林 昌宣	医師	

開催日	内容	出席人数
令和元年11月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査実施状況について マイナンバー制度を活用した乳幼児健診について 医師診察受診票の様式変更について 3歳児健康診査 視力・聴力の判定について 3歳児健康診査 眼科健診の在り方について 	5名

母子・成人歯科保健専門委員会

(委嘱期間：令和元年8月26日～令和3年8月25日)

※令和3年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	春日 匠吾	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	柳瀬 益正	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

訪問歯科専門委員会

(委嘱期間：令和元年8月26日～令和3年8月25日)

※令和3年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	森本 功	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	鳩貝 尚志	歯科医師	
	林 英昭	歯科医師	
	寺田 陵	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	
	河野 通子	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

歯科口腔保健専門委員会

(委嘱期間：令和元年8月26日～令和3年8月25日)

※令和3年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	秀島 潔	歯科医師	
	春日 匠吾	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	岩舘 秀樹	歯科医師	
	秤屋 尚生	歯科医師	
	出澤 政隆	歯科医師	
	宮田 幸忠	歯科医師	
	榎澤 宗司	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

佐倉市健やかまちづくり推進委員会

(委嘱期間：令和元年11月18日～令和3年11月17日)

※令和3年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
会長	佐藤 仁	医師	
副会長	秀島 潔	歯科医師	
	越部 融	医師	
	小林 照久	医師	
	国府 雅子	千葉県印旛保健所 地域保健課長	
	山浦 晶	学識経験者	
	西口 元	学識経験者	
	藤田 博之	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	押尾 敏夫	市民公募委員	
	宮内 珠代	市民公募委員	
	小澤 景子	市民公募委員	

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、書面開催とし意見をいただきました。

佐倉市予防接種健康被害調査委員会

委嘱期間：(令和2年5月1日～令和4年4月30日)

※令和3年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	佐久間 文明	印旛保健所長	
	菅谷 義範	印旛市郡医師会長	
	小林 照久	市内で予防接種を行う医師	
	伊藤 加寿子	市内で予防接種を行う医師	
	滑川 尚史	市内で予防接種を行う医師	
	白澤 浩	専門医師	

※ 令和2年度は、佐倉市予防接種健康被害調査委員会の開催無し。

IX 学会等发表原稿

糖尿病予防学習会の事業の効果と今後のあり方

～単回講座と複数回講座受講者の1年後の健診結果の比較から～

佐倉市健康増進課 ○實吉百百 池澤優子

I 目的

市のデータヘルス計画¹⁾において、生活習慣病の医療費は、「腎不全」「糖尿病」「高血圧性疾患」の順に高くなっており、中でも糖尿病（外来）の医療費は、同規模保険者や国よりも高い状況にある。特定健診結果では、HbA1c 値において要保健指導域の者が半数以上を占めている。そのため市では、糖尿病に関する発症予防及び重症化予防への取り組みとして、糖尿病予防学習会（以下、学習会とする）を実施している。学習会は、合計3日間の参加を必要とし、知識の習得と、受講者自身の生活全般の行動変容を促す具体的な指導内容で構成している。受講者からの好評は得ているものの3日間の参加が難しいとの声もあがり、受講人数が年々減少傾向にあることが課題である。そこで、定量的な効果分析により、複数回講座の学習会受講者と単回講座の講演会受講者の健診結果の経年変化の数値を比較し検討することにより、今後の事業の効果的な実施方法の方向性を明確にする。

II 方法

1. 調査対象：平成28年度または29年度に、学習会（対象は市の健診にて糖尿病に関する検査結果が保健指導判定値以上の方）、及び、講演会（一般市民対象）の、いずれかを受講し、翌年、佐倉市での健診を受診した者。
2. 調査方法：住民基本台帳に基づくシステムにて対象者の健診結果を抽出。
3. 調査項目：体重、腹囲、HbA1c、血圧項目保健指導判定、脂質項目保健指導判定。
4. 分析方法：①調査対象を抽出し実数を比較。
②体重、腹囲、HbA1cについては四分位数を用いて比較。
③血圧と脂質の保健指導判定については基準値以上の判定が出ている者の割合と変化があった者の割合を用いて比較。
5. 倫理的配慮：受講者のデータは統計的に処理し、個人が特定されないように配慮した。

III 結果

1. 受講者数と健診受診状況（表1）から、講演会については28年度の受講者数が48名であり、その内市の健診を受診していた者は17名、さらに翌年にも市の健

診を受診した者は2名であり、抽出ができた人数は最も少なかった。学習会においては、28年度と29年度の受講者数に差があったため、翌年にも市の健診を受診した者に9名の差が生じた。

(表1) 受講者数と健診受診状況

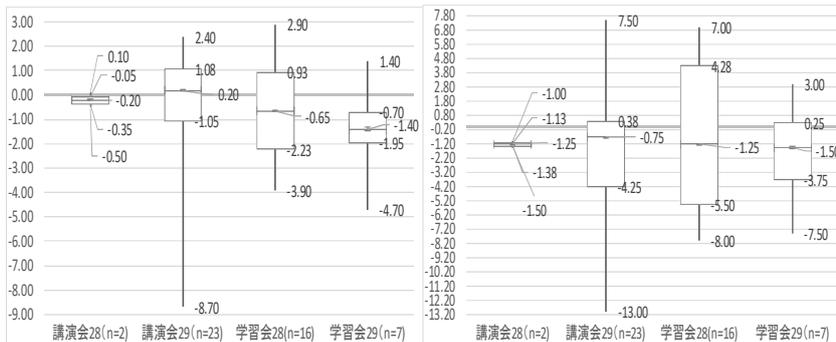
	受講者	市の健診受診者	翌年の健診受診者
28年度講演会 (糖尿病療養指導士による 糖尿病予防漫談)	48	17	2
29年度講演会 (医師と管理栄養士による 糖尿病予防に関する講義)	57	23	23
28年度学習会 (個別栄養指導を含む糖尿 病全般の講義と運動指導)	18	18	16
29年度学習会 (個別栄養指導を含む糖尿 病全般の講義と運動指導)	7	7	7

2. 体重、腹囲、HbA1c の経年変化について

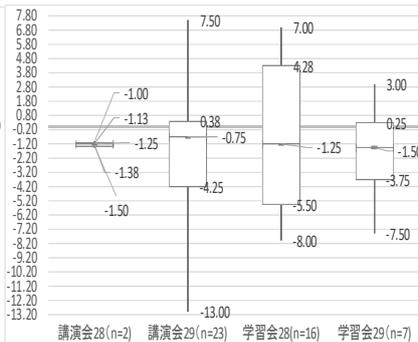
体重変化の中央値を比較すると、29年度学習会が-1.40kg で最も減少した値を示し、次に減少したのは28年度学習会であった。減少割合では、学習会は50%以上の者の体重が減少しており、25%の者が約2kg から4kg 程度減少していた。講演会においては、50%以上の者の体重が増加していた。最大減少値の比較では、学習会は両年度ともに約4kg 程度の減少がみられ、講演会では29年度に-8.70kg の大幅な減少が確認されたが、データのばらつきが大きい。(図1)

次に、腹囲変化の中央値を比較すると、29年度学習会が-1.50 cmで最も減少した値を示した。減少割合としては、全体的に50%以上の者が減少しており、学習会においては両年度ともに半数以上が1 cm以上減少し、25%以上の者が3 cm以上減少していた。

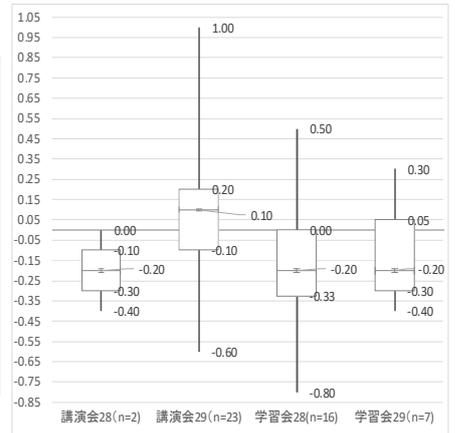
さらに、HbA1c の中央値の値を比較すると、両年度の学習会と28年度講演会において-0.20 であり、減少の値を示していた。また、減少割合は、28年度講演会においてはサンプル数が2であるため、半数が減少。29年度講演会では50%以上の者が増加していた。一方で学習会は両年度とも約75%の者が減少していた。最大増加値を比較すると、両年度をとおして、学習会では+0.50 までにおさまっており、講演会では+1.00 であった。(図3)



(図1) 体重経年変化(kg)



(図2) 腹囲経年変化(cm)



(図3) HbA1c(NGSP)値経年変化

3. 脂質項目と血圧項目の保健指導判定の変化について

血圧と脂質の保健指導判定の変化について、受講年度にA判定(基準値内)であり翌年に悪化した者と、受講年度にB判定(要保健指導判定値)以上であった者の変化を、「改善」、「変化なし」、「悪化」した者に分け、2年度分を合計して割合を出し、図4と図5に示した。

血圧保健指導判定の変化は、学習会においては、「変化なし」の者の割合が14%と最も多く、次いで悪化した割合が13%であった。(図4)

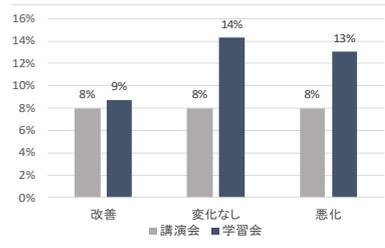
脂質の保健指導判定の変化では、講演会と学習会ともに「変化なし」が最多で、次いで「改善」が多かった。「改善」と「悪化」とともに学習会の方が講演会よりも割合が多かった。(図5)

IV 考察

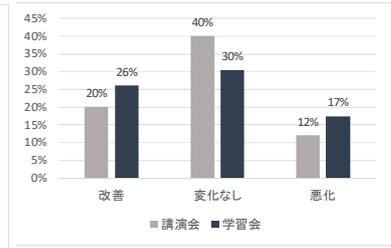
1. 教育の持続効果について

主目的である HbA1c の改

善において、複数回講座である学習会と単回講座である講演会の効果の比較からは、学習会では両年度ともに 75%以上の者の改善が確認され、講演会では約半数の者が増加しているという差が確認された。また、体重変化においても、学習会では半数以上の者が減少しており、反対に講演会では半数以上の者が増加していることから、複数回講座である現在の学習会の実施方法は、単回講座よりも糖尿病予防に関して一定の効果が見られた。しかしながら、単回講座である講演会においても、半数に近い者の体重減少や半数以上の者の腹囲の減少、25%以上の者の HbA1c の改善が確認されたことから、ある程度の教育持続効果が確認できた。さらに、血圧や脂質の保健指導判定値の変化については、大きな改善は確認されなかったが、どちらの講座においても改善した者が確認された。



(図4) 血圧保健指導判定の変化



(図5) 脂質保健指導判定の変化

2. 今後の方向性について

これらのことから、今後の学習会の内容は、現在の指導内容を継続しながら、多くの人に参加可能となるような実施方法に転換をしていく必要があると考える。厚生労働省は健康教育の目的について、健康の保持・増進にむけて対象者が行動変容を起こすことにある。²⁾と示している。受講者の行動変容を起こすためには、可能な限り個別性に沿った学習方法を用いる必要があることから、徐淑子ら³⁾が学習に有効と示すように、小さな「ワーク」の積み重ねや一斉授業型を混合した現在の学習会の実施内容は維持していきたい。そのうえで、必要参加日数や時間を削減するための方法として、新型コロナウイルス感染拡大防止のための新しい生活様式によって浸透してきている、情報通信技術を活用し、場所や時間を選ばずに参加できるような web による開催方法や行動変容を促す具体的な指導内容を組み込んだ指導方法を検討していきたい。

V 引用・参考文献

- 1) 佐倉市国民健康保険第二期データヘルス計画, 14-29.
- 2) 厚生労働省, 特定保健指導の実践的指導実施者研修教材, 健康教育 IV <https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/.../info03k-05.pdf>
- 3) 徐淑子,池田光穂:健康教育における<健康認識の個人化>をうながす実践について,Communication-Design. 12, 23-38, 2015

産婦健康診査の要支援者への関わりからみた妊娠期の支援の検討

佐倉市健康増進課 ○深作春奈 緑川由佳 美坂由布子 豊福啓子

I 目的

佐倉市では、平成30年度から産婦健康診査を始め妊娠・出産・周産期から育児期にわたる切れ目のない支援と産後うつ病の予防や虐待防止に取り組んでいる。妊娠期には、妊娠届出時に面接を行い、全妊婦にリスクアセスメントチェックシートを付けてランク付けをしたうえで産前産後ケース検討会議で処遇を検討し、支援の必要性のある妊婦に対しては、妊娠初期からの保健師・助産師による継続支援を開始している。また、全妊婦に妊娠32～34週頃に電話（以下「後期電話」という）し、サポート体制の確認や産前産後の不安に寄り添う支援を行っている。出産後、産婦健康診査で「要支援」と判定された場合は、医療機関から連絡を受け概ね1週間以内に家庭訪問や電話による支援を行っているが、「要支援」と判定された産婦の中には妊娠期の支援がされていない者が一定数いることが把握された。このことから妊娠期からの支援の在り方を検討する。

II 方法

1. 調査対象

産婦健康診査受診者実数1627人（平成30年度815人、令和元年度812人）のうち、要支援判定となった258人

2. 分析方法

（1）産婦健康診査の判定結果の把握（①～④に該当した場合「要支援」と判定される）：①エジンバラ産後うつ質問票合計9点以上（以下「EPDS高値」という）、②設問10加点、③赤ちゃんへの気持ち質問票設問3または設問5に加点、④その他医療機関が気になる様子がある、（2）妊娠期の支援や後期電話の実施状況、（3）出産1年未満での転入歴。以上を集計し傾向を明らかにする。

3. 倫理的配慮

結果を分析する際に個人が特定できないよう配慮した。

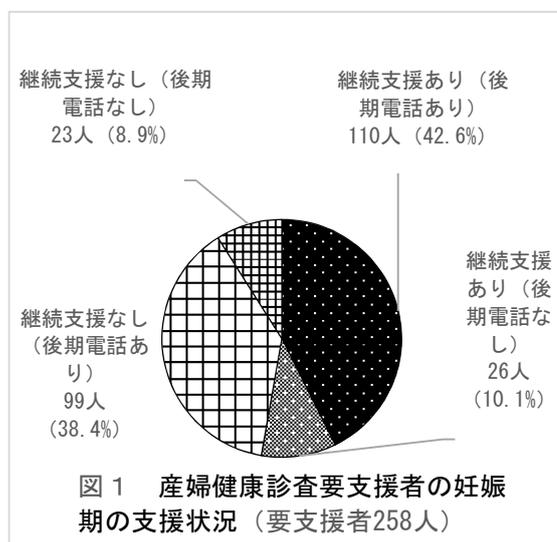
III 結果

要支援判定者は258人（15.9%）だった。

1. 要支援判定者の状況

図1のとおり産前産後ケース検討会議で妊娠期から継続支援としていたのは136人（52.7%）いた。後期電話は209人（81.0%）に実施した。妊娠期の支援なしかつ不在や妊娠後期からの転入で後期電話なしだったのは23人（8.9%）であった。

分娩歴では、初産175人（67.8%）、経産83人（32.2%）だった。



出産1年未満での転入歴は、なし201人(77.9%)、あり57人(22.1%)となっている。

2. 妊娠中の支援がなかった要支援判定者の概要

妊娠中の継続支援がなく後期電話の支援もなかった23人の状況を確認した(表1)。初産は20人(87.0%)で、うち11人(47.8%)が妊娠後期や産後の転入を経験していた。パパママクラスを受講した妊婦は、6人(36.1%)でそのうち、泣きへの対処の講義も受講した妊婦は3人だった。要支援の判定となった産婦健康診査の受診時期は、産後2週間11人(47.8%)、産後1か月12人(52.2%)となっている。EPDS9点以上は9人(39.1%)、10番加点は5人(21.7%)、ボンディング3番または5番加点は15人(65.2%)で、主訴は児の泣きや授乳などの不安・負担10件、腹立たしさ・イライラ3件、相談者・支援者希薄2件に分類され、訴えなしは5件だった。市が実施している4か月児乳児相談の時点では12人(52.2%)が継続支援となったが、虐待や産後うつ病の発症はなかった。

表1 妊娠中の支援がなかった要支援判定者の概要

妊娠期 第何子	パパママクラス受講 (泣きの講義の有無) ¹⁾	後期電話が無い理由	産婦健康診査					新生児訪問			4か月児乳児相談				
			時期	回数	精神疾患	EPDS 合計	EPDS 設問10	ボンディング 設問3	設問5	主訴 ²⁾	分類	日齢	EPDS 合計	判定	支援理由
1	無	該当なし/36週で転入	産後2週間	1回目	無	10	0	1	1	相談相手が居ない	相談相手や支援者希薄	1m23d	3	支援なし	
2	無	該当なし/33週で転入	産後2週間	1回目	無	7	0	1	1	不安、夜泣きストレス	不安負担	0m28d	4	支援あり	発育
3	有(無)	2回不通	産後1か月	1回目	無	7	0	1	1	授乳の悩み	不安負担	1m17d	10,10番加点,再訪問3	支援あり	不安負担
4	無	該当なし/産後の転入	産後2週間	1回目	無	5	0	0	0	経済面厳しい	その他	0m19d	2	支援あり	育児生活態度
5	無	該当なし/33週で転入	産後2週間	1回目	無	4	0	0	1	訴えなし	訴えなし	1m2d	1	支援あり	育児生活態度
6	無	該当なし/34週で転入	産後1か月	2回目	無	1	0	1	0	訴えなし/全くないかといえば嘘になる	訴えなし	1m16d	1	転出者	
7	無	該当なし/31週で転入	産後1か月	2回目	無	2	0	1	1	夜間授乳で眠れず行方	腹立たしさやイライラ	1m2d	1	支援あり	育児生活態度
8	無	該当なし/産後の転入	産後1か月	1回目	有(6-7年前通心臓病内服あり)	14	1	1	2	産後に引越して負担	不安負担	1m21d	5	支援あり	不安負担
9	無	該当なし/33週で転入	産後1か月	1回目	無	3	0	1	0	夜に泣かれると負担	不安負担	2m7d	1	支援なし	
10	有(無)	不通	産後1か月	2回目	無	11	0	0	0	不安強い	不安負担	0m10d	17,再訪問10	支援なし	
11	無	該当なし/37週で転入	産後2週間	1回目	無	0	0	1	0	訴えなし	訴えなし	0m23d	1	支援なし	
12	有(無)	不通	産後1か月	2回目	無	9	0	0	0	訴えなし/心配性	訴えなし	1m18d	9	支援あり	不安負担
13	無	該当なし/産後の転入	産後1か月	1回目	無	未把握	0	1	1	友人死去ショック	その他	0m15d	未把握	支援あり	育児生活態度
14	無	該当なし/35週で転入	産後2週間	1回目	無	13	2	1	0	寝不足、支援者希薄	相談相手や支援者希薄	2m27d	1	支援あり	児の疾患障害
15	無	不通	産後1か月	2回目	無	7	1	0	0	訴えなし	訴えなし	1m1d	8	支援なし	
16	無	2回不通	産後2週間	1回目	無	2	0	1	0	泣きへの対応	不安負担	1m0d	1	支援なし	
17	無	2回不通	産後2週間	1回目	無/1か月器有受診実施	6	2	0	0	養母との関係ストレス	その他	0m25d	1	支援なし	
18	無	2回不通	産後2週間	1回目	無	12	0	0	0	育児不慣れで不安強い、母乳足りていない	不安負担	1m22d	4	支援なし	
19	有(有)	2回不通	産後1か月	2回目	無	16	2	1	1	産後で母子だけになると泣き聲不安	不安負担	1m13d	11	支援あり	不安負担
20	有(有)	2回不通	産後2週間	1回目	有/職場のストレスチェックでカウンセリング1回	10	0	0	0	初めてで不安、育児への自信が持たない	不安負担	0m27d	3	支援なし	
21	無	2回不通	産後2週間	1回目	無	10	0	0	0	寝られない、不慣れで育児大変	不安負担	0m27d	3	支援あり	不安負担
22	無	2回不通	産後1か月	2回目	無	4	0	1	1	眠りたい時ぐずると腹立たしい、上の子と要求重なる負担	腹立たしさやイライラ	3m18d	1	支援なし	
23	有(有)	2回不通	産後1か月	1回目	無	5	0	1	1	尿が寝ずに行方	腹立たしさやイライラ	未実施	未実施	支援あり	不安負担

脚注1) パパママクラスでの「泣きへの対処の講義」は令和元年4月から開始しているため、受講していない場合がある。脚注2) 主訴は医療機関から聞き取った内容

IV 考察

1. 妊娠届出時のリスクアセスメント

産婦健康診査で要支援の判定となった258人中136人(52.7%)を妊娠期から支援しており、妊娠届出時のリスクアセスメントが的確で早期の支援ができています。

横山は、「現在の日本では、妊婦面接時には何の問題もない妊婦が、出産後に育児困難を抱える場合が少なくない」¹⁾と述べている。当市では、妊娠期支援がなく産婦健康診査で要支援となった産婦は122人(47.3%)いた。後期電話未実施となったのは初産が多く、泣きや授乳の不安負担を訴え、4か月児乳児相談で半数に継続支援が必要とされた。不安負担の増強は保護者の精神状態悪化や虐待につながる可能性がある。妊娠期は問題ないが産後に問題を抱えるケースに対し、産後の問題を予防し、把握時には速やかに支援につながるよう、産後の不安負担の軽減のために妊娠期からできる

以下の支援について考えた。

2. 妊娠期の支援の内容

末継らは、「妊婦に対して、妊娠中にサポートの要請と獲得の重要性や必要性についての心理教育をおこなうことは、産後の抑うつ予防に有効な作用をもたらすことが示唆された」²⁾と述べており、産後うつ病の予防のために妊娠期からサポート体制を確保しておくことが重要になる。後期電話で既にサポート体制の確認を行っているが、より具体的に聞き取ることができるよう支援者が記録する様式の見直しを検討する。産後の協力者の有無だけでなくその期間や関係性を確認し、サポート獲得の重要性に触れることで産後のメンタルヘルスについて啓発する機会になることが期待される。

また、後期電話未実施だった場合では、産婦健康診査2週間と1か月に同数の産婦が、産後間もない児の泣きに苦慮し不安負担を訴えた。児の泣きに関する啓発を妊娠中から行うことで産後の不安負担の軽減につながる可能性があるため、令和元年度からパピママクラスの受講者は泣きの対処の動画を視聴しているが、受講していない初産婦にも動画の視聴を勧めるなど初産婦全数に泣きの特徴や対処を知る機会を作っていく方策を検討したい。

3. 妊娠中に支援する機会の確保

中原らは、「妊娠中、保健師は支援が必要と感じていても、母親自身から支援を求めてこないことが多い。そのため妊娠届出時などに母親と最初に直接担当保健師が会うようにし、顔と名前を覚えてもらい、保健師が妊娠中から支援することを伝えることでその後の電話なども受け取ってもらいやすくなる」³⁾と述べている。既に妊娠届出で後期電話を受電してもらえるよう妊娠届出での面接で電話番号を登録していただくなど周知しているため継続していく。

特に初産婦にとっては経験がない産後の生活を妊娠中にイメージすることは難しいが、後期電話は妊娠届出以降出産までに産後の生活を妊婦と一緒に考えることができる大事な機会になる。現在、妊娠期の支援がない場合の後期電話は、非常勤の子育て世代包括支援センター専任保健師・助産師が2回架電し不通であれば対応終了している。今後、不通時の対応や妊娠後期の転入者で面接時問題がない妊婦への後期電話または面接の実施を検討していく。今回取り上げた産婦健康診査の結果は2か年分と少なく後期電話の効果は検討できていないため分析を続けよりよい支援に努めていく。

V 引用文献

- 1) 横山美江：日本でつくるネウボラに必須のシステムポピュレーションアプローチで防ぐ児童虐待，保健師ジャーナル Vol. 76, No. 4, 316-321, 2020.
- 2) 末継奏子他：産後の抑うつ予防を目的とした妊娠期からの介入の検討，Kurume University Psychological Research, No. 14, 25-35, 2015.
- 3) 中原洋子他：支援が必要な母親への妊娠中からの保健師の支援—妊娠届出時等の保健師の判断に焦点を当てて—，日本地域看護学会誌，19(3)，70-78，2016.

佐倉市保健事業のまとめ ー令和2年度ー

令和4年3月発行

発行 佐倉市健康推進部健康推進課
住所 〒285-0825
佐倉市江原台2-27 (佐倉市健康管理センター)
電話 043(485)6713
